



Title	ソビエト市民の住宅に対する権利 ー国有住宅を素材としてー (4・完)
Author(s)	篠田, 優; Синода, Ю
Citation	北大法学論集, 38(3), 41-127
Issue Date	1988-01-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16581">https://hdl.handle.net/2115/16581</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(3)_p41-127.pdf



# ソビエト市民の住宅に対する権利

——国有住宅を素材として——(四・完)

## 目次

### 序章

第一節 研究状況と本稿の意義

第二節 視角——あるいは“構想”——と問題状況

第一次資料、略称、訳語

### 第一章 ソビエト住宅制度の概観

第一節 住宅フオンド

第二節 住宅事情(以上、三七卷一号)

### 第二章 住居利用権取得手続

第一節 地方ソビエト住宅の場合

篠田 優

第二節 企業住宅の場合

補節 国防省(等)の居住面積確保と軍勤務者への住居供与(以上、三七卷三号)

第三章 国有住宅の住居利用権

第一節 利用関係における市民の権利・義務(以上三七卷四号)

第二節 住居利用権の消滅

(一) 賃借人およびその家族構成員の各々に発生し得る、住居利用権の消滅原因

(1) 長期不在 (2) 契約上の義務不履行 (3) 親権の剝奪

(二) 解除——立退

(1) 立退Ⅰ——他の住居が供与される立退

(2) 立退Ⅱ——他の住居の供与なき立退

補項 勤務用住居および寮からの立退

第四章 権利救済手続

終章 総括と考察

第一節 総括

第二節 考察

(一) はじめに

(二) 住居分配における平等

(三) 公正な住居分配の保障

(1) 参加 (2) 政策と法律 (3) いわゆる「特権」と法律

むすびにかえて(以上、本号)

## 第二節 住居利用権の消滅

一 住居利用権の消滅の具体的あり様を見るまえに、住居利用権の消滅にかんする、いわば総論的な事柄についていくつか確認しておきたい。

まず、住居利用権の消滅という概念と住居賃貸借契約の消滅という概念を区別しておく必要がある。住居利用権の発生根拠は契約の締結にあるから、契約関係が消滅すれば住居利用権も消滅することは言うまでもない。しかし、その逆は必ずしも真ならずである。既に述べたように、住居利用権の主体は賃借人だけではなく、その家族構成員も一人一人独立の利用権を有している。したがって、家族構成員の一部の者が、住居利用権を放棄あるいは喪失しても、他の者の利用権は存続する、という場合があり得る。この場合には、契約関係は依然存続することになる。

次に、住居利用権あるいは契約関係の消滅については、いずれも法律 *закон* によって定められた根拠がない限り、それらは消滅しない。住居利用権については、既に前節(一)で述べたように、何人も、法律によって定められた根拠と手続によらずして、占有する住居から立退かされ得ず、また住居利用権を制限され

得ない」（基礎7・4）とされている。

契約関係の消滅については、

「住居の賃借人は、家族構成員の同意を得て、賃貸借契約を何時にでも解除する権利を有す」（同35・2）、

「国有住宅フォンドおよび社会的住宅フォンドの住居の賃貸借契約の賃借人の要求による解除は、法律に定められた根拠によつてのみ、かつ倒壊の危険のある家屋からの立退の場合を除き裁判手続においてのみなし得る」（同35・3）とされている。

二 以上は、最も一般的かつ基本的原則であるが、それらに加え、さらに次の三点を補足したうえで本論へ移りたい。

第一に、契約上の義務不履行は必ずしも契約の解除をもたらすわけではない。というのは、義務不履行は、住居利用権者一人一人について判断されるからである。つまり、家族構成員の一部に契約上の義務不履行があつた場合、義務不履行者⇨有責者は住居利用権を失う可能性があるが、他の者は依然として住居利用権を有しているから、契約は存続する。したがって、義務不履行が契約の解除に帰結するのは、当該住居の利用権者すべてが義務不履行を犯した場合である。

第二に、義務不履行は、その種類、程度を問わず利用権の消滅をもたらす、というものではない。前節(一)で述べたように家

質あるいは公共サービス料金の滞納は利用権の消滅原因とはならない。また、そのほかの義務不履行も、いわばその程度が甚だしいものだけが消滅原因となる。

第三に、契約上の義務不履行がなくても質貸人の一方的意思によって契約が解除される場合がある。それは、質借人およびその家族構成員がそれらの意思にかかわらず立退かなければならない場合として定められている場合である。法律は六つの場合（本節(二)）を定めている。これらの場合、義務不履行はなから、立退きを受ける者には原則として他の住居が供与される（基礎36・3）。

以上の点を踏まえて、本節では、まず、質借人およびその家族構成員一人一人について発生し得る住居利用権消滅原因について解説し、次いで、「他の住居の供与を伴う立退」、「他の住居の供与なき立退」について解説する。なお、最後に補項として勤務用住居および寮からの立退について若干触れることにする。勤務用住居、寮については一章でわずかに述べた以外、ここまでのところ何ら言及してこなかったが、それは、それらの住居の特徴が立退において最も明らかにあらわれることによる。

(一) 質借人およびその家族構成員の各々に発生し得る、住居利用権の消滅原因

(1) 長期不在

「質借人またはその家族構成員が（供与された住居を）一時的に不在にした場合、住居はこれらの者のために六カ月間維持される」（基礎29・1）。つまり、供与された住居を六カ月をこえて利用しなかった者は住居利用権を喪失する。もつとも、六カ月をこえて不在にするといかなる場合でも住居利用権を失う、ということではない。不在に正当な理由がある場合には、利用権は維持される（同上）。利用権の喪失は、原則にしたがい、裁判手続により確認されなければならない（同29・2）。この場合、原告となり得るのは、質貸人、当該不在者以外の、質借人またはその家族構成員である。

(2) 契約上の義務不履行

既に何度か述べたように、家賃あるいは公共サービス料金の滞納は住居利用権の消滅原因とはならない。そこで、ここで問題となるのは、それ以外の義務不履行についてである。〈基礎38・1〉は次のように規定している。

「賃借人、その家族構成員またはこれらの者と共同で居住している他の者が、住居を常習的に破壊もしくは損傷させ、またはその用法にしたがわないで利用した場合、あるいは、賃借人、その家族構成員またはこれらの者と共同で居住している他の者が社会主義的生活規則を常習的に侵害することによつて、右以外の者の、右の者と、同一住居または同一家屋における居住が不可能となり、加えて警告処分および社会的感化処分が効果なきものであることが判明した場合、有責者は、賃借人あるいは他の利害関係人の請求により、他の住居を供与されることなく立退かされる。」

この条文に示された、住居の常習的破壊行為等の行為が行なわれた場合、他の住居を供与することなく立退かされる、という点では、従来(ロ民333・1)とかわりがないが、同じ要件のもとで強制交換<sup>(3)</sup>が認められたことが新しい点である。この点について、ある論者は新住宅法の「人道主義が表現されている」と述べている。とはいえ、交換できる住居が見つからない場合、あるいは見つかつても有責者がその交換に応じなかった場合には、やはり他の住居を供与されることなく有責者は立退かされることになるが、このような事態はソ連邦のすべての市民に住宅に対する権利を保障した憲法四四条との関係で問題はないの

であろうか。この点については、次のように説明されている。すなわち、「他の住居を供与することなく立退かせることは、ソ連憲法第四四条と矛盾しない。なぜなら、何人も社会の利益に反して、また他の個人の権利を侵害して自らの権利を行使する権利をもたない、と定める憲法第三九条と合致するからである」<sup>(3)</sup>、と。

しかしながら、〈基礎38・1〉は、そのもたらす効果が重大であることから、その要件は厳格に解されなければならず、拡大解釈は許されない、と解されている<sup>(6)</sup>。

条文からある程度明らかであるが、〈基礎38・1〉に基づく立退あるいは強制交換が行なわれるための要件は次の三つとされている<sup>(7)</sup>。

第一に、たんに破壊行為や社会主義的共同生活の諸規則違反があるだけでは足りず、これらの行為によつて同一住居ないしは同一家屋や他の居住者の居住が不可能になる必要がある。

第二に、立退を認める前提として、事前に警告処分あるいは社会的感化処分がなされており、かつそれらの処分が効果のないものであることが判明する必要がある。

第三に、共同居住を不可能にする行為に有責性が要求される。つまり、立退に該当する行為をなした者に責任能力がない場合

には、立退かされ得ない。しかし、この場合、立退が認められなければ、右行為者の共同居住者あるいはその隣人の平穏な生活はもはや期待できなくなる。そこで、この場合、裁判所は、被害者を救済するために、責任能力なき加害者あるいは被害者たる隣人に対し、「他の住居を供与する必要があることについて地方ソビエト執行委員会に注意を喚起する」特別決定<sup>(8)</sup>（factious appearanceを下すことができる）。

ところで、常習的住居破壊行為等のために他の住居を供与されることなく立退かされる者は、その後どこに住むのであろうか。

まず、立退の原因となった有責行為が同時に自由剝奪刑に相当する犯罪を構成していれば、立退についての民事裁判と並行して行なわれるであろう刑事裁判での有罪判決によりしかるべき矯正施設に収容されることになる。そうでないとすると、家族その他の親族あるいは友人・知人の情宜に頼んで彼らの住居に住まわせてもらおう、といったことが考えられようか。<sup>(9)</sup>

もつとも、〈基礎38・1〉に基づいて立退かされる者がどこに住むかという問題は、実務上、ほとんど重要性をもたないといってよいであろう。『ロシア共和国最高裁判所報』の最近一〇年間（一九七七年〜一九八六年）に公表された住宅事件は約一八〇

件（うちロシア共和国最高裁九二件）あるが、そのうち同条項に関する事案は最判一件下級審二件だけであり、<sup>(10)</sup> いずれも原告の請求は立退ではなく強制交換である。要するに、最近一〇年間に公表された事案において〈基礎38・1〉（〈基礎〉施行日は一九八二年一月一日、それ以前は民事立法の基礎第六一条三項）を根拠に立退判決が下されたことはないのである。したがって、同条項に基づく立退は、それがなされるとしてもそれは極めて稀であり、かつ、よほどの場合と理解してよいであろう。

### (3) 親権の剝奪

右に引用した〈基礎38・1〉の後段によれば、「親権を剝奪された者が、子と共同で居住することが不可能と認定された場合、これらの者も同様に、他の住居を供与されることなく立退かされる」。

〈口民〉にはこのような規定はなく、親権が剝奪された場合の「子どもの利益を保護するために」〈基礎〉がとくに規定したものを、とされている。<sup>(13)(14)</sup>

## (二) 解除——立退

ここで問題にされるのは、特定住居の利用者（賃借人および

その家族構成員)が、本節(一)で述べた利用権消滅原因がないにもかかわらず、法律の定めにしたがって契約が解除され、立退かざるを得ない場合についてである。本節冒頭で述べた点との重複もあるが、予め次の三点を確認しておこう。

第一——「住居から立退かされる市民に対しては、本基礎〇〇〇。〇〇に定められた場合を除いて、同時に他の住居が供与される」(基礎36・3)。この原則により、連邦構成共和国が、〈基礎〉に定められた以外の根拠に基づいて「他の住居の供与なき立退」を定めることは禁じられる<sup>(15)</sup>。

第二——立退は原則として裁判手続で行なわれる。

第三——他の住居の供与を伴う立退は、さらにたんに「他の住居の供与を伴う立退」と「他の設備の整った住居の供与を伴う立退」とに分けられる(詳しくは後述)。

ところで、立退の規定は、従来のものとは比べ、かなり変化している。超過面積の収用廃止とともに、立退についての規定の修正は、新住宅法の新しさをよく示している点といえよう。修正点は、次の二点に要約できる。

第一は、行政手続によって行なわれ得た立退の範囲が、住居の不法占拠と住居の倒壊の危険がある場合に限られ、他の原因にもとづく立退はすべて裁判手続によるものとされたことであ

る。(ロ民)においては、勤務用住居および寮からの立退も行政手続で行なわれ得た(ロ民399、340)。ある論者は、このような修正を「市民の居住権保障拡大への明らかな傾向がみられる」と評価している<sup>(16)</sup>。

第二は、他の住居の供与なき立退が許される範囲が、せばめられたことである。この点は、入居許可証無効による立退、国民経済の最重要部門企業からの立退、ならびに勤務用住居からの立退においてあらわれている<sup>(17)</sup>。以下、個々の立退原因について解説する。

(一) 立退I——他の住居が供与される立退

(1) 「他の、設備の整った住居」が供与される場合

次の四つの場合、立退に伴って「他の設備の整った住居」が供与される。

① 住居の存する家屋が取壊されなければならない場合(基礎37・1)

② 家屋(住居)が非居住用に改築される場合(同上)

③ 入居許可証が、入居許可証を受領した市民の違法行為以外の理由で無効と認定された場合(ロ住100・2)

④ 家屋(住居)が倒壊する危険がある場合(基礎37・1)

これらの場合には、利用権者の側に何ら違法行為がない。ゆえに「他の、設備の整った住居」(傍点引用者)が供与されるのである<sup>(18)</sup>。

①②③の立退は、原則にしたがい裁判手続で行なわれる。これに対し、④の場合は、居住者の安全を確保するための迅速な措置が必要であることから、<sup>(19)</sup>検事の裁決を得て行政手続で行なわれる(基礎36・2)。

①②の立退は、「住宅建設その他の国家的必要のために土地区画が割り当てられた場合」(「ソ連邦ならびに連邦構成共和国土地立法の基礎」第一五条)に、主として行なわれる。この場合、取壊されたり、あるいは、改築されなければならない家屋から立退かされる市民に対し住居を供与するのは、土地区画が割り当てられた企業・施設・組織である(口住92・1)。それ以外の取壊しの場合は、当該家屋の帰属する組織によって立退者に住居が供与される(同92・2)。

③は、既に適法な賃借人の存する住居に対して入居許可証が——入居許可証が交付された市民の側に違法行為なくして——交付されてしまった場合、および、地方ソビエト執行委員会が自ら入居者決定権をもたない住居(たとえば企業住宅の住居)に対する入居許可証を交付してしまった場合に発生し得る。

前者のおそらくは典型的な例としては、賃借人が何らかの事由で当該住居を不在にしているが住居利用権が存続している場合(本節註(1)参照)であるにもかかわらず、右住居に対する入居許可証が交付され、この入居許可証に基づき入居許可証の被交付者が右住居に実際に入居してしまつた場合があげられる<sup>(20)</sup>。この場合、不在にしている(あるいは、していた)賃借人が、右入居許可証の無効と右入居許可証に基づいて入居している市民の立退を求めることになる。後者の場合では、入居者決定権を侵害された企業等の組織が地方ソビエト執行委員会および入居した市民を被告として入居許可証無効確認ならびに立退を求めて提訴することになる<sup>(21)</sup>。

ところで、請求が認容されて入居許可証が無効とされると必ず立退者に他の、設備の整った住居が供与されるかというとはそうではない。というのは、入居許可証が無効とされる以上、論理的には、入居許可証交付前の状態が回復される必要があるからである。したがつて、立退かなければならない者が従来居住していた住居に再入居することが可能な場合(従来住居が取壊されたり、あるいはそこに新たな権利者が生じたりしていない場合)には、元の住居に再入居することになる。それが不可能な場合に、他の、設備の整った住居が供与されるのである<sup>(22)</sup>。

ところで、入居許可証無効の場合の立退について規定した、旧法たる「ロ民335」は、市民の側に違法行為がある場合とそうでない場合を全く区別していなかった。加えて、入居許可証無効の効果は、原則として「他の住居の供与なき立退」で、従来、国有住宅または社会的住宅の住居に居住していた場合にのみ、従来の住居または他の住居(従来の住居の供与が不可能な場合)が供与されるとされていた。したがって、旧法の下では、市民の側に何ら違法行為がない場合でも、他の住居が供与されることなく、賃借人およびその家族構成員は住居を立退かなければならない、という事態が起こり得た。もつとも、このような事態は、市民の居住権の保護の観点から、「ロ民」制定直後から問題とされ、早くも一九六五年十二月のロシア共和国最高裁判所総会決定において、現行規定と同様の解釈論が確立されるに到った。<sup>(23)</sup>したがって、その意味では、「ロ民100・2」は従来の実務に法律的追認を与えたといえることができる。<sup>(24)</sup>

ところで、「他の、設備の整った住居」とはいかなる住居をさすのか。「ロ民96」は、次のように規定している。

「(一項)立退に伴って市民に供与される他の、設備の整った住居とは、本法典第四〇条、第四一条の要求に応えたものでなければならず、かつ、当該居住地域内にあり、従来占有されてい

る住居より小さいものであつてはならない。

(二項)賃借人が独立のフラットあるいは複数の部屋を占有していた場合、右市民には、それぞれ、独立のフラットあるいは、同数の部屋から成る住居が供与されなければならない。

(三項)賃借人が超過居住面積を有していた場合、住居は、一人あたりの所定の規準(第三八条)〔居住面積規準〕以上の大ききで供与され、また追加居住面積に対する権利を有する賃借人あるいはその家族構成員には、追加面積規準を考慮して供与される。」

一項で言う、第四〇条、四一条の要求に応えた住居とは、居住条件改善必要者として登録されている市民に対して供与される住居が有する居住条件を備えた住居をさす。すなわち、当該居住地域において現に保障されている平均居住面積以上居住面積規準以下で、衛生的・技術的要求を満たし、夫婦を除く九歳以上の異性が同一の部屋に居住することがなく、供与される者の健康状態その他の注目すべき事情が考慮された住居のことをさす。

以上の規定から、家屋の取壊しもしくは非居住用への転用、市民の側に違法行為なき入居許可証の無効、あるいは倒壊の危険がある場合の立退に伴う、他の設備の整った住居の供与には、

次の三つの機能があることがわかる。

第一に、供与される住居は居住条件改善必要者として登録されている者に供与されるべき住居であることから、市民のイニシアチヴは働かないが、結果的に市民の居住条件を改善させる機能を営んでいる。とくに、当該地域において現に保障されている平均居住面積を下回つてはいる——したがって、居住条件が改善されているとはいえない——が、登録規準面積はこえてい——したがって、居住条件改善必要者として登録されない市民にとっては、この場合の立退は、いわば「恵みの立退」とでも言い得るほど重要な意味をもつであろう。ただし、前節までの記述から明らかのように、彼らに残された居住条件改善の機会は——住宅の個人所有をめざすことを除けば——住居交換しかないからである。

第二に、一項の末尾および二項から、立退かなければならぬ住居と供与される住居との一定の同一性が求められていることがわかる。したがって、そこには補償機能をみることができ

る。第三は、再分配機能である。このことは三項にあらわれている。三項によれば、超過面積がある場合、居住面積規準以上で住居が供与される。換言すれば、超過面積がある場合には、一

項末尾の規定にも拘らず、立退かされる住居よりもせまい——ただし、居住面積規準は下回らない——住居が供与され得る、ということである。<sup>(26)</sup>したがって、立退によって、居住面積の一定の平準化が図られることになる。

(2) たんに「他の住居」が供与される場合

ここで言う「他の住居」とは、当該居住地域内にあつて、衛生的・技術的要求に応えた住居のことをさす(口住97・1)。したがって、「他の住居」の供与に際しては、「他の設備の整つた住居」の供与と異なり、居住面積規準、部屋数・面積・独立性の程度の同一性、は考慮される必要がない。ゆえに、立退かされる住居より供与される住居の方が「快適でなくてもよい」ということになる。要するに、立退に伴う「他の住居」の供与は、住居が供与されるという限りで居住の利益を保障するものであるが、住居利用権者に対し一定の不利益を課し得る制度といえる。

現行法において、立退に伴って「他の住居」が供与されるのは、次の場合だけである。すなわち、

国民経済の最重要部門の企業・施設・組織によつて住居を供与された、右企業等の労働者・職員が、右企業等を正当な理由

なく依願退職したり、または、右企業等において労働規律違反を犯し、もしくは犯罪を犯したことによつて、右企業を解雇された場合（基礎37・3<sup>27</sup>）、右労働者・職員は、「他の住居」を供与されて住居を立退かなければならない。この（基礎37・3）は、一般の省庁住宅における原則、すなわち、省庁住宅の住居利用権者は、住居を供与した企業との労働関係が消滅しても、住居利用権を失うことはない、という原則の例外となっている。このような例外が設けられていることについては、要員の流動を防止するため<sup>28</sup>、であるとか、労働規律違反等を犯した者や正当理由なく依願退職した者を自らの労働義務を誠実に尽している者と等しい条件に置くことは公正なことではない<sup>29</sup>、といった説明がなされている。<sup>30</sup>（基礎37・3）は労働政策を反映した規定といえる。

さて、このように（基礎37・3）が政策的規定であるとするならば、とくに次の二点、すなわち、いかなる理由による依願退職が正当理由ありとされるのかということ、いかなる企業等が国民経済の最重要部門とされるのかということが問題となる。

正当理由ある依願退職の例としてあげられるのは、当該労働の遂行に支障をきたすような健康状態の悪化、配偶者の転勤、

高等教育施設・大学院等への進学、等を理由とする退職である。<sup>31</sup>

いかなる企業等が国民経済の最重要部門とされるかについては、（基礎37・3）によれば、連邦および各連邦構成共和国の大臣会議が最重要部門企業等のリストを承認するとされている。

だが、この規定に基づいてリストが作成されたことを示す情報は現在のところまだない。というよりは、むしろ、作成されていたとしてもそのことを確かめることは、おそらくは困難なことと思われる。というのは、（基礎37・3）には、それに相当する前身規定があり、そこでも最重要部門とされる企業等のリストは連邦および連邦構成共和国の大臣会議が定めることとなっていた（民事立法の基礎第六二条一項）のだが、そのリストは公表されていないのである。<sup>32</sup>もつとも新住宅法のもとでは、あるいは「公開性」を推進しようとするゴルバチョフ政権のもと<sup>33</sup>では従来と異なった取扱がなされる可能性なしとはいえない。しかしながら、その可能性は低いと思われる。というのは、国民経済の最重要部門の企業等の住居と同様に、その利用権の存続が労働関係の存続に依存する他の住居カテゴリーとして、後述する勤務用住居があるが、勤務用住居については——個別的な決定であるが——、ソフホーズ住宅を勤務用住居とするという政府決定が一九八二年に出ているのである。<sup>34</sup>したがって、国民

経済の最重要部門の企業等のリストも右政府決定と時を移さずして既に作成されているとみる方が自然と思われるからである。

以上のような事情から新しいリストが作成されたか否かについては不明というしかないが、従来<sup>(35)</sup>のリストについては、「ロ民」のコンメンタールから若干のことがわかる。それによれば、新しいリストが未だ作成されていないとすれば、現在、国民経済の最重要部門の企業等とされているのは、一九六八年にロシア共和国大臣会議によって承認され、その後一度ならず修正、補足されたリストに掲載されている企業等と、個別の政府決定によって定められた企業等とから成っていて、後者には、全ソフホーズおよび国防省が含まれている。ただし、既に述べたように、ソフホーズ住宅は勤務用住宅とされたので、ソフホーズは、現在、〈基礎37・3〉の適用を受ける組織ではない。

最後に、〈基礎37・3〉とその前身たる民事立法法の基礎第六二条一項との関係および〈基礎37・3〉と住居交換との関係について補っておきたい。

民事立法法の基礎第六二条一項によれば、第一に、国民経済の最重要部門の企業等の労働関係を依願退職あるいは一定の帰責事由により喪失した労働者・職員は、他の住居を供与されるこ

となく立退かなければならないとされ、第二に、依願退職についても「正当理由なき」という限定は付されていない。もっとも、第二の点については、既に一九六三年に連邦最高裁の總會決定が出され、正当理由ある依願退職には同条の適用のないことが確認されている。したがって、この点については、〈基礎37・3〉は、既存の実務を法律的に追認したものである。ともあれ、〈基礎37・3〉は、「他の住居」の供与を伴う立退とした限りにおいて、従来よりも住居利用権の保護を強めた、と評価できる——ただし、同条の適用をうける企業等の範囲が拡大されていないならば、という留保をつけねばならないが——。

住居交換と〈基礎37・3〉との関係については、住居交換が禁止される場合のひとつとして、「ロ住95」によって定められた手続で立退が許される企業・施設・組織の家屋内の住居との交換<sup>(36)</sup>が定められていたことを想起されたい。

この「ロ住95」は、〈基礎37・3〉と全く同じ規定である。したがって、〈基礎37・3〉に該当する国民経済の最重要部門の企業等の住居は交換の対象とはなり得ない、ということである。

しかしながら、右引用の交換等が禁止される場合には、さらに「ただし、賃借人およびその家族構成員が立退かされ得ない場合は、この限りではない」とする但書もまたあった。この但書

の意味は、〈基礎37・3〉の手続で立退なければならぬのは、住居を供与した企業と労働関係のあつた者で、かつ、その労働関係が正当な理由なき依願退職等によつて失われた者だけである、ということによつて理解できる。つまり、正当な理由により依願退職した者、年金生活に入った者には〈基礎37・3〉の適用はなく、したがつて、彼らは、他の市民と住居を交換することができるといふことである。

#### (2) 立退II——他の住居の供与なき立退

入居許可証が、それを交付された市民の違法行為により無効と認定された場合、当該入居許可証の指示する住居を占有している賃借人およびその家族構成員は、他の住居を供与されることなく右住居を立退かなければならない(基礎38・4)。勤務用住居および寮を除く一般の国有住宅において、契約関係の消滅が常に随伴するところの「他の住居の供与なき立退」は、現在、これが唯一の場合である(契約関係が消滅することは通常ない。「他の住居の供与なき立退」については、本節(一)(2)参照、また従来存した「他の住居の供与なき立退」の場合については、本節(一)(1)(2)参照)。既に述べたように、従来の規定では入居許可証の無効について入居許可証を受領した市民の側に

違法行為がある場合とそうでない場合を区別していなかったが、〈基礎38・4〉により、入居許可証の無効を理由とする「他の住居の供与なき立退」は、入居許可証受領者の違法行為があつた場合に限られることが明文で定められることとなつた。

入居許可証受領者の違法行為の例としては、たとえば、本来居住条件改善必要者として登録される要件を満たしていないにもかかわらず、家族構成員数、居住面積等を偽つて申請し登録された場合、あるいは、登録決定や供与決定手続において権限を有する者「公務員」に対する贈賄などがあげられる。もつとも、このような違法行為があつた場合でも、従来国有住宅フォンドあるいは社会的住宅フォンドの住居に居住していた場合には、従来居住していた住居が供与される(基礎38・4後段)。ただし、従来居住していた住居が既に他の市民に供与されていたり、取壊されてしまったために供与不可能の場合には「他の住居」が供与される<sup>(38)</sup>。しかし、この場合、供与されるのはあくまでも「他の住居」であつて、「他の、設備の整つた住居」ではない。この点で、市民の違法行為によらない原因で入居許可証が無効とされた場合(本節(一)(1)(1)参照)と異なる<sup>(39)</sup>。ここに、一定の制裁的意味を看取できる。

(1) 六カ月をこえた不在が住居利用権の消滅原因になるとは、(ロ民36・1)も定めていた。しかし、不在が正当と認められる場合は(ロ住60・2)によって、わずかながら広げられた。以下、(ロ住60・2)を訳出する。なお、同条項によって新たに付け加えられた部分には(ハ)を付す。

「以下の場合には、一時的不在の市民のために住居が維持される期間が延長される。

1 期限付軍務に召集された場合——期限付軍務の全期間(将校が三年までの期間で予備役から現役へ召集された場合——現役軍務の全期間、准尉として服役年限外の軍務についている場合——軍務についている最初の五年間)」

2 労働の性質、条件により(船舶乗組員、地質調査隊員、学術探検隊員、等)または、国外への出張に関連し、もしくは修学に関連して(学生・大学院生、等)恒常的居住地から一時的に転出した場合——当該労働あるいは修学をおこなう全期間

3 養育のために国家児童施設、親族、後見人(保佐人)のもとへ子どもが置かれた場合——これらの施設、親

族、または後見人(保佐人)のもとにいる全期間、ただし、子どもが出ていった住居に、他の家族構成員が居住し続けた場合でなければならぬ。子どもが出ていった住居に他の家族構成員が居住しつづけておらず、当該住居が他の市民に供与されたか、または他の原因により当該住居への入居が不可能な場合、国家児童施設における子どもがいる期間の終了により、ならびに、親族または後見人(保佐人)のところから出た子どもが成年に達したことにより、それらの子どもには、地方ソビエト執行委員会によって、住居が保障される(三七条二号)

4 《後見人(保佐人)の義務遂行と関連した転出の場合——これらの義務を遂行する全期間》

5 医療施設における治療のための転出——当該施設にいる全期間

6 労働治療予防施設 *reuebio-nykrovoi podpraktorii* に入った場合——当該施設にいる全期間

7 拘禁された場合——取調べまたは裁判をうけている全期間

8 六カ月をこえる期間の自由剝奪、流刑、追放の有罪宣告をうけた場合——判決が執行にいたるまで」。

なお、右以外にも住居利用権が維持される場合がある。これを住居の特別確保 *бронирование* という。〈基礎30〉によれば、「賃借人およびその家族構成員により占有されている住居は、国外出張の場合——国外駐在の全期間、極北の諸区<sup>районы</sup>およびそれらと同視し得る地域で働くために転出した場合——労働契約が効力を有する全期間、ただし、連邦の法令により定められた場合には、極北の諸区およびそれらと同視し得る地区に駐在する全期間、特別に確保される」。

(2) *ВВС СССР, 1983, № 1, c. 9.*

(3) ここで言う強制交換は、前節(一)で述べた強制交換、すなわち、賃借人およびその家族構成員相互間に交換の合意が達せられなかった場合に行なわれる強制交換とは別個のものである。そこでは、強制的に交換を行なわなければならない者といえども、違法行為は一切犯していない。むしろ利用権者として正当な権利行使をしている。したがって、強制的に交換を行なわなければならない者の居住条件は交換により悪化することがあつてはならないとされている(既述)。これに対し、ここでの強制交換は、違法行為者に対するある種の制裁であるから、交換に

よつて有責者が居住することになる住居は、住居としての技術的、衛生的要求を満たしておればよいとされ、したがって交換によつて居住条件が悪化してもかまわないのである。См. Сборник постановлений Генерала Верховного суда СССР 1924-1970, М., 1970, c. 88.

また、いずれのタイプの強制交換も、〈基礎〉において初めて法律上の制度として認められたものであるが、実務上認められたのはかなり早い。契約上の義務不履行者に対する強制交換については、既に一九六四年の連邦最高裁の指導的説明で定められている。См. Там же.

(4) *См. Там же.*

(5) *Правитель, Указ. сою., c. 8.* 因に憲法三九条は次のように規定している。

「ソ連の市民は、ソ連邦憲法およびソビエトの法律によつて宣言されかつ保証されている社会的、経済的、政治的および個人的な権利と自由のすべてを享受する。社会主義体制は、社会的、経済的および文化的な発展のプログラムの遂行に応じて、市民の権利および自由の拡大、市民の生活条件の不断の改善を保障する。市民による権利と自由の行使は、社会と国家の利益および他の市民

の権利を損うものであつてはならない。」(藤田勇・訳)  
 (宮沢俊義編『世界憲法集』第四版、岩波文庫、一九八三年、二九六頁)。

(9) См. Под отв. реда. Братуся С.Н., Садикова О. Н., Комментарий к гражданскому кодексу РСФСР, М., 1982, с. 399.

(7) См. Там же, с. 399-400.

(8) 「民事裁判手続の基礎」第三八条に規定されている決定である。「裁判所は、民事事件の審理にあたり、公務員および市民による適法性、もしくは社会主義的共同生活の規則違反、または国家機関、企業、コルホーズその他の協同組合および社会団体の業務に重大な欠陥を発見した場合には、裁判所は特別決定を行ない、当該機関、企業、団体、公務員または勤労者集団にこの決定を送付する」(福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』東大出版会、一九六五年、九六頁)。

(9) それ以外の可能性として思いつくままにあげれば、①立退かされる者の勤務先に寮がある場合そこに入居する、②文字どおり「宿無し」になる、といったことがあり得ようか。しかし、宿無しになるといっても浮浪者になる

ことは、事実上はともあれ法律上は許されない。浮浪者乞食、その他寄生的生活を送ることは犯罪であり、一年以上二年以下の自由剝奪又は右期間の矯正労働が科せられる(ロシア共和国刑法典第二〇九条)。

(10) 《БВС РСФСР》, 1984, № 8, с. 4-5; 1983, № 11, с. 9-10; 1986, № 3, с. 15.

(11) 原告は、いづれも共同居住不可能を理由に強制交換を求めているが、実態は原告にとって好ましくない同居人(「被告」)の追い出しを図るもので、いづれも被告には(基礎38・1)所定の有責行為のない事案である。したがって、判決はいづれも強制交換を認めていない。

(12) 「婚姻および家族についての、ソ連邦および連邦構成共和国の立法の基礎」第一九条一項によれば、「親の双方または一方が、子の養育にかんする義務の履行を怠り、もしくは親権を乱用し、もしくは子を虐待し、もしくはその非道徳的、反社会的行為によつて子に有害な影響を与えていることが確認された場合、または親が慢性的アルコール中毒者もしくは麻薬中毒者である場合、その者の親権を剝奪することができる」(訳は社会主義法研究会、「家」制度研究会「ソ連の新家族法」『法律時報』四〇卷

九号、九三頁による)。また、親権を剝奪された親の立退後の子にとられる措置については、佐保雅子「ロシア共和国における住居賃貸借——裁判例を中心に——(3)完」

『北大法学論集』二四巻四号一〇四頁参照。

(13) Под отб. печ. Бпарыча, Рр., Указ. сою., с. 399-400.

(14) 親権を剝奪された者の立退は、〈基礎〉においてはじめて登場したものではない。実務上は、既に存在している。すなわち、親権剝奪を求める訴えにおいて、同時に、社会主義的共同生活秩序の被告による常習的侵害、および被告との共同居住の不可能、を理由とする、被告の立退を求める訴えが提起された場合、裁判所は、未成年者のために、ロシア共和国民事訴訟法典第一二八条(訴えの併合についての規定)および同条に相当する各共和国の規定にしたがって、訴えを併合する権利がある、ということが一九七九年二月七日付連邦最高裁判所総会決定で確認されている(См. «ВБС СССР», 1980, № 1, с. 32)。したがって、〈基礎〉が親権を剝奪された者の立退を規定したこの意味は、親権剝奪の訴えとこの訴えの被告の立退の訴えとが併合され得るという既存の実務を法律上追認したことにまずは求められる。だが、それ以

上に重要なことは、立退を認めるか否かにとって決定的な要件、すなわち共同居住不可能性(親権剝奪の場合も、たんに親権が剝奪されるだけでは立退は認められず、さらに子との共同居住不可能性が必要であることは条文から明らかである)の認定に際し、親権剝奪の場合の立退を定めることによつて、子の福祉という観点を導入したことに求められよう。というのは、親権が剝奪されるか否かにかかわらず、同一住居あるいは同一家屋の他の居住者の共同居住を不可能ならしめるような契約上の義務不履行があつた場合(すなわち、本節(一)(3)に示した〈基礎38・1〉前段の場合)には、有責者を立退かせることができるが(そして、この場合はしばしば親権が剝奪される場合と重なり合うであろう)、そこで言われる共同居住不可能性とは、あくまでも同一住居、同一家屋の他の居住者一般にとつてのそれであり——したがって、そこでは他の居住者一般の平穏な生活という利益と有責者の居住という利益との考量が主として図られる——、したがって、子の福祉という利益は二義的なものとなるおそれがあるからである。もつとも、〈基礎38・1〉前段の中に解釈論によつて「子の福祉」をとりこむことも可

能であつたかもしれない。しかしながら、ソビエト住宅法の原則からいえば、それは好ましいことではないであろう。けだし、子の福祉の観点をもちこむことは、有責者＝親権者の住居利用権の保護にとつてはマイナス要因に働くことになるが、このような事態は、法律に定めがない限り、「何人も、法律によつて定められた根拠と手続によらずして、占有する住居から立退かされ得ず、また、住居利用権を制限され得ない」とする〈基礎7〉の原則に反するおそれがあるからである。

(15) См. Под отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с.400.

(16) См. Гусев С. И., Практика применения судами Основ жилищного законодательства Союза ССР и союзных республик, «СПиП», 1983, № 6, с. 11.

(17) Перамент А. И., Жилищные права граждан СССР, «СПиП», 1982, № 2, с. 7-8.

(18) См. Там же, с. 7.

(19) См. Там же. 倒塌の危険のある家屋からの行政手続による立退は、次のような手続を経て行なわれる。まず、倒塌の危険のある家屋を管轄する組織（地方ソビエト住宅であれば、地方ソビエト執行委員会）は、住居利用権

者が同組織によつて供与される他の住居に任意に転居するよう説得しなければならぬ。この説得が奏功しない場合、右組織は、行政手続による立退申請を檢察官に提起する。申請を受けた檢察官は、当該家屋が、実際に、居住者の生命・健康を脅かすほど危険な状態にあるか、被立退者に他の設備の整った住居が供与されているか、を点検し、その結果いずれも是と判断された場合、当該立退申請は適法なものと認められる。См. Грибанов В. П., Основы советского жилищного законодательства, М., 1983, с. 101.

(20) См. «БВС СССР», 1975, № 6, с. 36.

(21) См. «БВС СССР», 1983, № 1, с. 8.

(22) См. от отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 403.

(23) См. Там же.

(24) 〈ロ住100・2〉には「ひとつ疑問がある。というのは、市民の側に違法行為なき人居許可証無効の場合の立退が、同規定により分離されることになつたわけであるが、同規定の文言は、「他の、設備の整った住居または立退を受ける市民が従来居住していた住居」の供与ではなく、たんに「他の住居または立退を受ける市民……」となつ

ているからである。本文で示した六五年総会決定以来、違法行為なき市民に「他の住居」(本文後述)が供与されることはないのであるから、この限りにおいて、右へロ住100・2は、少なくとも文言の上では、蓄積された実務をくみとっていないわけであり、したがってなぜこのような規定のされ方をしたのか疑問を禁じ得ないところである。

(25) См. Завитин В., Жилищное законодательство, «Советы народных депутатов», 1984, № 4, с. 95.

(26) См. Перамент, Указ. соч., с. 8.

(27) 同項の二号によると、コルホーズ員が、住居を供与したコルホーズを除名されたり、自らの意思でコルホーズを脱退した場合にも、同様に「他の住居」が供与されて、右コルホーズ員は住居を立退かなければならない、とされている。

(28) 連邦最高裁判所は、一九八二年一二月の指導的説明において、「基礎第三七条三項に示されている企業・施設・組織の家屋に居住している者が……: 依願退職した場合において、彼らが彼らの占有している住居から立退かなければならないのは、住居を供与した企業・施設・組織の労働に復帰することを拒否した場合である。」と述べている。グーセフはこの部分を「第三七条三項……の適用目的は、国民経済における要員流動の防止にあるのだから、この目的は被告が従来労働に復帰した場合においても達せられる、ということを考慮した」もの、と説明している。См. (БВС СССР), 1983, № 1, с. 11; Гусев, Указ. соч., с. 16.

(29) См. Перамент, Указ. соч., с. 8.

(30) 要員の流動防止であるとか有責行為者を誠実に労働義務を尽している者と等しく扱うべきではないということでは、国民経済上一般的に要請されることであつて、したがつて、国民経済の最重要部門の企業等に限られることではないから、説明としてはやや不十分と思われる。ここでは、(基礎37・3)の立退の趣旨を次のように理解したい。すなわち、国民経済の最重要部門であるゆえに、一般の企業等に比して要員の流動防止等の必要性が一段と高く、それゆえに、一般の企業住宅における原則に反して、他の住居の供与を受けて立退かなければならないという不利益を労働者・職員に課しても右の必要性に応える必要がある、と。

- (31) Под отб. пер. Бпарыча, МР., Указ. сов., с. 402.
- (32) D. D. Barry, "Soviet Housing Law : The Norms and Their Application," in D. D. Barry, G. Ginsburgs, P. B. Maggs eds, *Soviet Law After Stalin Part I* (A. W. SUTHOFF-LEYDEN, 1977), 13.
- (33) 周知のように、「公開性」<sup>トランスパレンツ</sup>を強めようとする姿勢は、コルパチョフのソ連邦共産党書記長就任演説に既に現われている。国際親善交流センター編・訳『未来への構想』コルパチョフにんげん社、一九八六年、一七二頁参照。
- (34) ЦИ СССР, 1982, № 17, Ст. 93.
- (35) Под отб. пер. Бпарыча, МР., Указ. сов., с. 402.
- (36) См. Там же.
- (37) См. Пепраев, Указ. сов., с. 8. および「佐保雅子」ロシア共和国における住居貸借——裁判例を中心に——(1)『北大法学論集』二三巻、三号五二七—五二八頁参照。
- (38) См. «СБСР СССР», 1983, № 1, с. 8.
- (39) Под отб. пер. Бпарыча, МР., Указ. сов., с. 403.

## 補項 勤務用住居および寮からの立退

第一章で述べたように、勤務用住居および寮は、ともに省庁フォンド住宅の特殊なカテゴリーである。勤務用住居および寮の最も重要な特徴は、利用関係の存続が労働関係の存続に依存する点である。この点で、前項で述べた国民経済の最重要部門の企業等の住宅と類似している。

## (一) 勤務用住居からの立退

(1) 勤務用住居は、職務の性質上、勤務先またはその近くに居住しなければならない労働者・職員に供与される住居である(基礎39・1)。労働者・職員の種類は、企業長・駅長・校長等の管理者、上級技師、獣医、教師、休息の家の労働者、門番等さまざまである。<sup>(1)</sup>

当該住居がいかなる組織に帰属しているかにかかわらず、ある住居が勤務用住居とされるためにはそのことについての地方ソビエト執行委員会の決定が必要とされる(基礎39・1)。これは、後述するように、勤務用住居を供与された者が勤務用住居を供与した企業等を退職した場合、居住者≠労働者は同居する家族構成員とともに他の住居を供与されることなく立退かなげ

ればならないために、住居利用権の安定ないし保護の観点から、労働者が職務上勤務先またはその近くに居住する必要が高くない場合まで当該住居が容易に「勤務用」とされないための、いわば手続的保障である。<sup>(2)</sup>

勤務用住居の供与決定は、当該住居の管理権をもつ企業・施設・組織の管理当局によって下される(ロシア規則55)。この点で管理当局と労働組合委員会の共同で供与決定が下される一般の企業住宅と異なる。供与決定を受けた労働者は、地方ソビエト執行委員会が交付する勤務用住居用の入居許可証に基づき入居する(同上)。

勤務用住居からの立退は、次のように定められている。

「企業・施設・組織との労働関係が終了した労働者・職員は、……他の住居の供与なしに、同居しているすべての者とともに勤務用住居から立退かなければならない」(基礎40・1)。

労働関係を失った者はその原因を問わず立退かなければならない。<sup>(3)</sup>ただし、後述する法律所定のカテゴリに属する市民および整理解雇の場合には立退に際して他の住居が供与される。<sup>(4)</sup>

ところで、既に述べた国民経済の最重要部門の企業等の住居からの立退においては、要員の流動抑止、あるいは誠実な労働への刺激といった一定の労働政策の反映がみられると述べた

が、勤務用住居の立退にも労働政策をみるべきかどうか。

勤務用住居が「労働者の居住条件を改善するためではなく、労働者の自らの労働義務を遂行する条件として」<sup>(5)</sup>のみ供与され、かつ勤務用住居の被供与者に純粹に消費的性情を有する住居が確保されているとすれば、労働政策とは無縁といえる。この場合には、勤務用住居を供与した企業等との労働関係が消滅すれば、勤務用住居の供与理由たる一定の労働義務からも解放されるのであるから、他の住居を供与されることなく立退くというのはむしろ事柄の性質上当然というべきであろう。しかし、勤務用住居からの立退に際して例外的に他の住居が供与される市民カテゴリがワザワザ定められていること、また勤務用住居の居住者が居住条件改善必要者として登録され得ないこと(登録要件については第二章第一節(一)(2)参照)に対して住宅に対する権利を不当に制約するものとして批判があること、からみて、勤務用住居のほかに純粹に消費的性情を有する住居が一般的に確保されているとみることはできないと思われる。だとすれば、多くの場合、勤務用住居を供与した企業等との労働関係の消滅は、すなわち労働者⇨入居者の居住欲求を充足させる唯一の対象の喪失を意味し、したがって、労働者⇨入居者が自ら労働関係を絶つ(依願退職する)ことに對してはかなりの勇

気がいるものと言わざるを得ない。また、勤務用住居からの立退の根拠が、住居を供与した企業等との労働関係の喪失であつて、勤務用住居の供与される理由となつた一定の職務からの解放ではないということにも注意すべきである。つまり、勤務用住居の利用権の存続は一定の職務の存続にかかつているのではなく、つまるところ、勤務用住居を供与した企業等との労働関係の存続にかかつているのである。さらに、国民経済の最重要部門の企業等の住居からの立退の場合と同様に、依願退職した労働者に立退を請求する裁判において被告に職場復帰の意思のあることが確認された場合、立退請求は認容されないとされている<sup>(7)</sup>。

以上のことから、勤務用住居からの立退についての規定もまた労働力の流動抑止という政策を担っているといえる。そして、その政策的作用の度合は、効果が他の住居の供与なき立退である点で、国民経済の最重要部門の企業等の住居の場合よりもさらに強いというべきである。

## (2) 従来の規定との異同について

① 勤務用住居からの立退に際して、他の住居は供与されないという点は従来（ロ民339）と変わりがない。しかし、立退の手続については、従来、行政手続でなされるとされていたのが、

現行では裁判手続とされた点で変化がある。この変化に伴い、連邦最高裁判所はその指導的説明の中で次のように述べている。

「労働関係を喪失した労働者・職員を他の住居の供与なしに勤務用住居から立退かせることについての訴えの審理に際し、……裁判所は、当該住居が所定の手続で勤務用住居とされたか否か、また、被告が労働関係の性質と関連して勤務用住居が供与され得る従業員カテゴリーに属しているか否かを点検する必要がある<sup>(8)</sup>。」

右点検の結果、所定の手続が經由されていなかったり（たとえば、地方ソビエト執行委員会の決定のないまま勤務用とされている場合）、賃借人がしかるべき従業員カテゴリーに該当していない場合には、立退をめぐる問題は一般的根拠によつてのみ解決される<sup>(9)</sup>。つまり、この場合には一般の省庁フォンド住宅の住居の場合と同様に扱われる。

このように勤務用住居からの立退が裁判手続でなされるとされたことによつて市民の住宅に対する権利の保障が高められたか否かをみるうえで、たとえば、勤務用住居の供与の根拠となつた職務を配転等により解かれたが、勤務用住居における居住は継続して、後に労働者が依願退職したといった事案でいか

なる判決が下されるか——次段（②）に示す（基礎40・2）の  
⑧により「他の住居の供与なき立退」判決は下し得ないとして  
も、たんに「他の住居」の供与を伴う立退か、「他の設備の整つ  
た住居」への立退か、そもそも立退は認めないかは必ずしも明  
らかではない——ということ、かなり重要な試金石となるも  
のと思われる。

② 既に若干触れたように、勤務用住居からの立退において  
も、一定のカテゴリーに属する市民には他の住居が供与される。  
この点、従来と変わりが無い（ロ民339・3、334・2）が、ただ  
他の住居が供与される市民の範囲が従来より「著しく拡大さ  
れ」ている。（基礎40・2）によれば、以下の①に該当する  
者には他の住居が供与される。このうち、⑥⑦⑧は従来なかつ  
たものである。

① 戦争の身体障害者、ソ連邦防衛の際またはその他の軍事  
上の義務の遂行の際の受傷、もしくは前線にいたことと関  
連した疾病により身体障害となった軍勤務者のその他の身  
体障害者

② 出動命令の出ている軍にいた大祖国戦争の参加者

③ ソ連邦防衛の際またはその他の軍事上の義務を遂行する  
際に死亡または行方不明になった軍勤務者およびパルチザ

ンの家族

④ 軍勤務者の家族

⑤ 職務遂行の際の受傷により身体障害者となったソ連邦内  
務省の諸機関の職員

⑥ 勤務用住居を供与した企業、施設、組織で一〇年以上働  
いた者

⑦ 勤務用住居が供与される理由となったところの職務を解  
かれたが、勤務用住居を供与した企業・施設・組織との労  
働関係が存続していた者

⑧ 企業・施設・組織の解散または従業員の人員削減によつ  
て解雇された者

⑨ 年金受給者

⑩ 死亡した、勤務用住居の被供与者たる従業員の家族

⑪ 第一級、第二級労働能力喪失者、軍勤務者およびそれと  
同視し得る第一級、第二級身体障害者

⑫ 未成年の子と同居している独身者

（2）寮からの立退

寮における居住面積の供与は、当該寮の管理者たる企業・施  
設・組織・教育施設の管理当局、労働組合委員会、および

共産主義青年同盟の共同決定により行なわれる。この決定に基づき管理当局が入居許可証を交付する<sup>(1)</sup>。

寮からの立退は、被供与者の性格によって二つの形態に分けられる。第一は、季節労働者等期限付き労働契約に基づいて労働していた者および就学者で、彼らはそれぞれ労働の終了、卒業・退学により、寮から他の住居の供与なしに立退かなければならない(基礎41・1)。これに対し、期限付きでないという意味で、恒常的に労働に従事する者が寮に入居した場合には、彼らは、寮を供与した企業等との労働関係の喪失に際して、他の住居を供与されてのみ立退かされ得る(基礎41・2)。ただし、労働関係の喪失原因が、正当な理由なき依願退職、または、労働規律違反または犯罪を犯したために解雇された場合には、他の住居を供与されることなく立退かなければならない(同上)。しかし、他の住居が供与されることなく立退かなければならない場合でも、立退者が、〈基礎40・2〉に列举された者(勤務用住居から他の住居を供与されて立退かされる者——前述)である場合には、立退に際し他の住居が供与される(同上)。

寮からの立退は、被供与者の性質如何にかかわらず、裁判手続でなされる(基礎36・2)。

(1) См. Под ред. Сиденко Р. Х., Лисиченко Т. Н., Жилищное законодательство, Киев, 1975, с. 30, Под ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 350.

(2) 一九六八年九月二日付ロシア共和国公共経営省通達(письмо)「勤務用住居の法的レシームについて」参照。

См. Жилищно-бытовая работа профсоюзам, М., 1979, с. 125.

(3) См. Под отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 407.

(4) См. «ВВС РСФСР», 1985, № 6, с. 16.

(5) Под отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 350.

(6) См. Купина С. И., Предоставление жилой площади в домах государственного и общественного жилищного фонда, «Правоведение», 1985, № 6, с. 85.

(7) См. «ВВС СССР», 1983, №1, с. 11.

(8) «ВВС СССР», 1983, № 1, с. 10.

(9) См. Под отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 406-407.

(10) Переплет, Указ. соч., с. 8.

(11) См. Под отв. ред. Братуся, др., Указ. соч., с. 352.

(12) 従来は、行政手続で行われていた(口民論・2)。そのほか従来と変更された点は、期限付きではない労働に従事

している者が寮の利用者であった場合の立退に際し、右利用者が〈基礎40・2〉に該当した場合には、他の住居が供与されるとされたことである。すなわち、〈基礎40・2〉に列挙された者（従来は〈人口339・3、334・2〉であった）も、従来は、正当理由なき依願退職あるいは労働規律違反等、自らの帰責事由による解雇の場合には、他の住居が供与されることなく立退かなければならなかったのに対し、現行法では、右の市民はいかなる理由で退職しようとも他の住居の供与なしには立退かされ得ない。

#### 第四章 権利救済手続

前二章において、ソ連市民の国有住宅の住居利用権の発生から消滅に到る過程をみてきたが、本章では右の一連の過程において侵害された市民の権利、利益<sup>(1)</sup>がいかなる手続によって救済され得、あるいはされ得ないのかをみていきたい。しかしながら、権利救済の問題は、ひとり住宅法にのみかかわることではもとよりなく、まさに権利一般にかかわる問題である。したがっ

て、この問題に対して十全に答えようとするならば、権利一般の救済についての独自の考察が必要といわなければならない。しかしながら、それは、本稿の任をこえるところのものである。そこで、本章においては検討課題を主として次の点に絞ることにする。

すなわち、序章でわずかに触れたように（序章第二節三(6)参照）、行政的法律関係において生じた権利侵害、利益侵害は、裁判手続によつては救済されない、というソビエト法の原則が、市民の「住宅に対する権利」の保障あるいは救済に対していかなる限界を与えているか、という点に絞る。

#### (一)

行政的法律関係において生じた権利侵害、利益侵害は裁判手続によつては救済されない、という既に示したソビエト法の原則を、住宅法に即して言うとき次のようになる。

住宅法において、行政的法律関係とされるのは、住居利用権取得手続における、入居許可証が交付されるまでの段階である。したがって、居住条件改善必要者として登録されるための申請から、登録、供与者リストの作成、供与決定、入居許可証の交付までの一連の過程で生じた権利侵害、利益侵害——たとえ

ば、登録要件を満たしているにもかかわらず登録が拒絶された、不当に登録を抹消された、供与順位の侵害、供与決定が出ているにもかかわらず入居許可証が交付されない、といった場合——は、裁判手続によつては救済されない。これに対して、入居許可証が交付されると、民事上の権利が発生する、あるいはいまだ潜在的性格であつた憲法上の権利がはじめて主観化される、と考えられているため、以後の権利救済は裁判手続によつて可能となり、権利の剝奪、喪失確認は、特殊な例外を除き、裁判手続によつてのみ行なわれる（第二章一節(2)、三章二節参照）。

では、行政的法律関係において侵害された権利の救済のためには、いかなる手続があり得るか。主要なものとしては、次の三つの手続がある。①行政不服審査制度 ②検事監督制度 ③人民統制委員会制度である。<sup>(3)</sup>

以下では、行政に対する司法統制が原則として及ばないという一般的状況がソ連においていかに認識されているかを確認したうえで、特殊住居供与行政において司法統制が及ばないという事態が市民の「住宅に対する権利」救済にとつていかなる限界を与えているかを確認するため、行政不服審査制度、検事監督制度、入居許可証無効確認訴訟のそれぞれが住居供与行政に

対してどの程度の統制機能を有するか検討し、最後に、以上から浮かびあがってくる「住宅に対する権利」の救済の状況に対して、ソ連では、どう考えられているかをみることにしたい。

## (二)

行政に対する司法統制が原則として及ばない、という状況に対するソ連における理論状況については、市橋克哉、小田博の両氏による優れた研究<sup>(4)</sup>がある。詳しくは、それらを参照された。ここでは、行論に必要な限りで、この問題について、上記二研究をもとに、次のように要約しておく。

① 一九六八年四月一二日付最高ソビエト幹部会令「市民の提案、申請および審査請求の審査手続について」<sup>(5)</sup>に基づくソ連の行政不服審査制度には、第一に、「裁決期間の徒過、処分庁への審査請求の移送、裁決に適切な理由附記がないこと、裁決の不執行など、行政の形式的で官僚主義的な対応が後を絶たないこと」、第二に、審査請求の認容件数が極端に低いために審査請求人は審査請求を再三繰り返さざるを得ない状況にあること、第三に、審査手続違反を犯した公務員に対する具体的な制裁措置が定められていないため、「当公務員の責任を追求する法令上の根拠は、あまいままになっている」こと、から市民の権

利保護を目的とする行政救済としては欠陥をもつことがしばしば指摘されてきた。<sup>(6)</sup>

② 行政不服審査制度に対しては、ソ連においても「何人も自己の事件について、裁判官たりえない」という原則に反する」という原理的批判が七七年憲法制定以前からある。<sup>(7)</sup>

③ 「ソ連における代表的な行政外的コントロール制度である検察官の一般監督制度および人民コントロール制度も、市民が手続上の主体となる対審的手続構造をもたないため、市民の権利保護には適しておらず、また現代の行政活動の多様さと複雑さのために、適時にすべての適法性違反を摘発し、それに対応する措置をとる時間も力も手腕も不足しているといわれている」<sup>(8)</sup>。

④ 以上の①③の状況から、「行政不服審査制度、検察官の一般監督制度および人民コントロール制度といった行政コントロール制度が、市民の権利保護にとつて十分でないことが広く認識され、これらの制度を補充するものとして行政にたいする司法審査を拡大することが、焦眉の課題となっている」<sup>(9)</sup>。

⑤ そこで、司法審査の及ぶ範囲をいかに広げるか、という問題についての理論状況であるが、それは次のように整理される。

七七年憲法制定前は、行政に対する司法審査の及ぶ範囲につ

いて、概括主義を採用すべしとするものは少数であったが、七七年憲法がその第五八条二項において「市民の権利を侵す公務員の行為で、法律に違反し、または権限を越えてなされたものに対しては、法律の定める手続きによって裁判所に提訴することができると定めたとによって、以後「概括主義支持派」の台頭は、著しいもの<sup>(10)</sup>となり、「憲法制定後も『限定的列記主義支持派』の立場を維持している者は、法律家のなかにはほとんどいない状況が生み出されている。したがって、ソ連における憲法制定後の改革論議は、法律家の間では、限定的列記の廃止および原則として行政のあらゆる行為にたいして司法審査を認めるという点で、ほぼ合意が形成されており、議論の決着はついているといえる」<sup>(11)</sup>。

(三)

一 行政不服審査制度 既出の幹部会令「市民の提案、申請および審査請求の審査手続について」に基づく行政不服審査制度が、市民の「住宅に対する権利」の救済制度として、あるいは住居供与行政の適法性を担保する制度として、どの程度機能しているかについては、個々の審査機関の具体的活動を系統的に伝える資料がないため、明確な解答を与えることは、実の

ところ困難である。しかしながら、限られた資料の中から少なくとも次のことはいえる。すなわち、行政不服審査制度が諸々の欠陥を有する、という先に示した一般的状況から、住宅法の領域だけが別であることを示す例は存在しない、ということである。したがって、行政不服審査制度は、「住宅に対する権利」の救済制度としても、また違法な住居供与行政に対する統制制度としても十分な制度とはいえない。いくつかの事例を紹介しておこう。

一九八四年九月五日付《イズヴェスチャ》によると、カザフ共和国アクチュビンスク居住のBの家族が居住する住居が取り壊されたが、Bの家族は、新住居受け取りのためのリストからなぜかもれてしまった。しかし、Bの家族は新しい住居を受け取る権利を有している<sup>(13)</sup>。そこで、Bは、州ソビエト執行委員会に審査請求を行なった。審査請求は二度にわたってなされたが、結局請求は斥けられた。以上の経過説明の後、記者は次のように述べている。「今日、このような事務を渋滞させる人々(審査請求を受けた執行委員会の職員をさす——引用者)は、正しいという自信と安らかな心をもって、正義に満ちあふれた快活な報告書を上級機関に提出することができる。しかし、こんなことがいったいBの家族にとって何になるのか! 困ったことに

は、このケースはアクチュビンスクだけのいまわしい例外ではないのだ」。

また、住居供与に関するものではないが、住宅管理に関するものとして、たとえば、①住宅利用管理署が住居の適切な修繕を行なわないために、修繕を求めて居住者から審査請求がなされたが、それらの請求に官僚主義的態度で臨み適切な回答を与えていない「公務員」がみられる、②追加的調査が不要の事案に対しては、審査請求提起後一五日以内に回答がなされなければならない<sup>(15)</sup>にもかかわらず、集団住宅内にガスボンベを設置してはならないという単純な回答するのに二〇日も要している場合がある、③フラットの手抜き修繕に対する審査請求が根拠あるものと認められ、必要な指示もなされたにもかかわらず、指示の執行に対するコントロールがなされなかったために、事態は結局改善されなかった、<sup>(17)</sup>といった例が報告されている。

二 検事監督制度 検事監督制度は、《社会主義的適法性》誌により定期的に伝えられる監督実務を見る限り、「住宅に対する権利」の救済あるいは住居供与行政の統制のために、ある程度機能している、といえる。二、三の事例を紹介しよう。

① 住居交換に際し、当該賃借住居を管理する地方ソビエト執行委員会あるいは企業に対して提出されるべき文書は、交換申

請書だけで十分であるにもかわらず、他の種々の書類(申請者の家族構成員に結核患者あるいは精神障害者がいないことを証明する文書、離婚証明書、企業の管理当局の同意書、等)の提出を市の当該部局は求めている。このような、「種々の証明書その他の文書の根拠なき提出要求は、市民に〔住宅交換〕を行なうために労働時間も労働から自由な時間も浪費することを強いており、住民の生活上の必要の解決における官僚主義に対する正当な非難を引き起こした」として、州検察庁は市ソビエト執行委員会に対し、事態を改善するよう提議を行った(ゴリーキー市の事例<sup>19</sup>)。

② 大祖国戦争の参加者を居住条件改善必要者として登録するに際して、右参加者が大祖国戦争の時期に一年以上現役軍務に就いていたことを条件にしている州ソビエト執行委員会の決定が、第一順位権者を列挙した(基礎20)に違反した、「出征軍人に法律により供与された住宅にかんする権利を彼らから違法に奪う」決定、として州検事により異議申立がなされ、右執行委員会<sup>(21)</sup>の決定の該当部分が削除された事例(ノヴゴロド州の事例)。

③ B女は、二部屋からなるフラットに五人家族で居住していた。Bの夫の職場には住宅フォンドがなく、B自身も娘が病氣

のため働いていないことを理由として、Bは市ソビエト執行委員会に対し、居住条件改善必要者としての登録申請を行なった。しかし、申請に対し、同執行委員会は、(基礎19<sup>(22)</sup>)に違反して、市民は職場で住居を保障されると回答した。ソ連邦検察庁についての法律第二三条七号にしたがって共和国検察庁一般監督部は、右執行委員会副議長<sup>(24)</sup>に対し、住宅法違反が許されないことを警告し、刑事あるいは行政責任が問われ得ることを予告した(ウズベク共和国フルガナ市の事例<sup>(25)</sup>)。

さて、以上のような事例が見出されるからといって、検事監督制度は、「住宅に対する権利」の救済あるいは住居供与行政の統制のために十分な制度といえるであろうか。否と答えるべきであろう。

まず、本節(二)において引用したように、検事監督制度には、「市民が手続上の主体となる対審的手続構造をもたないため、市民の権利保護には適して」いないという、いわば、構造的限界がある。だが、仮にこのような限界を捨象したとしても、住居取得への過程で諸々の利益を侵害された市民の訴願に適切に応えられるだけの力量が同制度に果してあるのか、極めて疑問と言わざるを得ない。同じく本節(二)で引用した「適時にすべて

の適法性違反を摘発し、それに対応する措置をとる時間も力も

手腕も不足している」という検事監督制度についての指摘は、

まさに住宅法の領域において妥当しているように思われる。と

いうのは、「家族法、住宅法、労働法の適用に際して、地方ソビ

エト執行委員会は少なからぬ違反を犯している」が、「このよう

な違反は、法規範のまちがった理解、……執行委員会の職員の

法的な素養と知識が不十分であること、といった一連の理由に

よって説明される」といわれているからである。このとおりで

あるとすれば、行政による「住宅に対する権利」の侵害は、半

ば日常的に、そしていたる所で起こっているとみななければなら

まい。とすれば、このような侵害をあまねく摘発し、あるいは、

これらの侵害に帰因する市民の訴願にいつも適切に 대응するとい

うことは、検察機関の有する事務処理能力の量的限界をこえた

ものというべきだと思われる。もつとも、ここでの権利侵害の

主要原因は、地方ソビエト執行委員会の職員の公務員としての

能力不足にあるのであるから、検事監督制度の非をつくことは

当たらないかもしれない。しかしながら、いかなる理由による

ものであれ、権利侵害という事実がある以上、それに対して何

らかの救済が図られなければならないとするならば、その方法

として検事監督制度もやはり十分とはいえないと言わざるを得

ない。

三 入居許可証無効確認訴訟

(1)ここで入居許可証無効確

認訴訟を取り上げたのは、入居許可証の無効について、法律が、

「住居への入居許可証は、居住条件改善必要性について〔登録

申請者たる〕市民が事実と合致しない情報を〔住居供与機関に〕

提示した場合、入居許可証に示された住居に対する、他の市民

または組織の権利を侵害した場合、住居を供与するか否かにつ

いての問題の解決に際して公務員の違法行為があつた場合、な

らびに住居供与の系統と条件を侵害するその他の場合におい

て、裁判手続で無効と認定され得る」(基礎25・4)、傍点引用

者)と規定していることによる。つまり、右傍点部が示すよう

に、市民が登録申請を行なつてから入居許可証が交付されるま

での手続、すなわち行政的法律関係とされる段階での手続にお

いて、手続違反その他の違法行為があつた場合、入居許可証が

無効とされ得る、とされている。ということは、入居許可証の

無効確認訴訟では、入居許可証を交付された市民の側に違法な

行為があつたか否かだけではなく、入居許可証の交付に到るま

での手続で行政機関がしかるべき手続を踏み、しかるべき決定

を各手続的段階で下しているか否かも司法審査の対象となるわ

けであり、したがって、入居許可証無効確認訴訟は、住居供与

表Ⅳ 入居許可証無効確認訴訟の無効原因毎の件数<sup>1)</sup>

	連邦最高裁判所	共和国最高裁判所	自治共和国以下の レベルの裁判所	計
市民の違法行為	0	3 [ 1 ] <sup>3)</sup>	4	7
入居許可証に示された住居に対する他の市民の権利が侵害された場合	1 ( 1 ) <sup>2)</sup>	3 ( 2 )	1 ( 1 )	5
入居許可証に示された住居に対する他の組織の権利が侵害された場合	0	2	0	2
「公務員」の違法行為 <sup>4)</sup>	0	0	0	0
その他の手続違反	1	2 ( 1 )	4	7
無効原因不明	0	1	0	1
計	2 ( 1 )	11 ( 3 )	9 ( 1 )	22

注 1) 対象：《BBC CCCP》および《BBC PCΦCP》の1968年から1984年までに公表された民事事件

2) ( ) 内の数字は、市民が原告になった件数を示す。

3) [ ] 内の数字は、ロシア共和国以外の共和国最高裁判所の判決件数を示す。

4) 「公務員」の違法行為の事件件数0であるが、これは「公務員」の違法行為の主要なものが犯罪（たとえば収賄）を構成するため、と思われる。

行政に対して一定の司法統制を行ない得る手続といえる。このことは、違法な行政により利益を侵害された市民の救済のためにも見逃せない点であり、入居許可証無効確認訴訟をここで取り上げる所以である。

(2) さて、違法な行政により何らかの不利益を受けた市民の救済という観点から入居許可証無効確認訴訟をみると、重要な点は、不利益を受けた市民自身が右訴訟の原告となり得るか否かであると思われる。まず、既に適法な賃借人の存する住居に対して入居許可証が交付された場合、右賃借人が右入居許可証の無効を求め得ることは言うまでもない。この場合、右賃借人にとってみれば、住居利用権という民事上の権利が侵害されているにほかならず、したがって、「民事上の権利の保護は、裁判所……によって所定の手続にしたがつて……行なわれる」とする民事立法の基礎第六条<sup>27)</sup>から、右賃借人は当然に裁判手続による救済を求めることができる。表Ⅳにある「入居許可証に示された住居、に対する他の市民の権利が侵害された場合」の五件のうち三件は賃借人たる市民が原告になっている事案である。<sup>28)</sup>

(3) だが、違法な行政からの市民の救済という観点からむしろ問題とすべきはこのような例ではなく、登録から入居許可証交付までの一連の手続で違法があり（帰責事由が市民の側にあり、

「公務員」の側にあれ、それがために不利益を受けた被登録者たる市民の救済であろう。検討されるべきケースとして次の二つの場合が想定される。

第一——入居許可証が登録順位に違反して交付されたために、住居の供与を期待し得た被登録者たる市民に住居が供与されなかつた場合、右市民は、順位に違反して交付された入居許可証の効力を争えるか。たとえば、当該年度に三〇世帯に住居が供与されるとしよう。供与は登録者リストへの掲載順になされなければならぬから、この場合、一番から三〇番までの世帯に住居が供与されるべきである。しかし、三一番以下の任意の者に入居許可証が交付されたために三〇番目の者への供与が見送られた場合、三〇番目の市民が三一番目以下の右の者に交付された入居許可証の無効を裁判で争うことができるかというのがここでの問題である。

第二——順番は守られたが、被供与者の中に違法な行為により供与を受けた者、あるいは市民の側に違法行為はなかつたが登録から入居許可証交付までの一連の手續に瑕疵ある者が含まれていた場合——第一の設例でいえば——三一番目の者が右違法行為者等に交付された入居許可証の効力を争い得るか。

これらの原告適格の問題について、法律は先に引用したとお

り、無効の根拠を定めているが、それ以上のことは何ら規定していない。そこで、法律以外の規範的性格を有する文書の中でのいかに定められているか、ということになるが、この点に触れられているのは、管見の限り、一九八二年二月九日付連邦最高裁判所総会決定（指導的説明）のみである。そこでは次のように述べられている。「裁判所によつて解決される住宅紛争は、国家的、社会的および個人的住宅フォンドの家屋の賃借人・賃借人間の紛争、住宅賃貸借契約から生ずる問題にかんする賃借人とその家族構成員間の紛争、住宅法関係に関連する市民と住宅建設協同組合間の紛争、および以下のその他の紛争である。すなわち、住宅への交付された入居許可証および住居賃貸借契約の無効確認、基礎第三七条および第三八条一項所定の根拠に基づく立退、勤務用住宅および寮からの立退、民事法上の債務に基づく（家屋の取り壊し、大規模修繕の実施、家屋の非居住用への改装、等に伴う）住居の供与請求、にかんする紛争である。

裁判所は、その解決が他の機関の専権に属すところの、市民の請求、すなわち、居住条件改善必要者に住居を供与することについての市民の請求……を審理する権利をもたない（傍点引用者）。

ここからいえることは、想定の場合において被登録者たる市民の原告適格は、明示的には否定も肯定もされていないが、仮に肯定されているとしても、引用部第二段落の示すように、入居許可証無効に基づいて係争入居許可証の指示する住居の供与を請求することはできない、ということである。なぜなら、被登録者すなわち居住条件改善必要者だからである。このことは、想定の場合において原告適格を否定する方向に作用すると思われる。もつとも、入居許可証の無効を確認するということが係争住居の供与を求めるということは理論的には別個の事柄ではある。しかしながら、無効判決をかちとつたとしても係争住居の利用権の取得を求められないとすれば、原告適格の存否を判断するうえで不可欠と考えられる、いわゆる「訴えの利益」の存否について、どちらかといえば消極的方向に働くとと思われる。

以上は法律および——規範的性情を有するという意味での——準法律的文書からいえることであるが、資料の範囲をやや広げるとどういうことになるか。以下に示す記述は、想定の場合の原告適格を否定する方向を示していると考えられる。

第一に、想定の場合、住宅利用管理署は原告とはなり得ない、とされている。<sup>(30)</sup> 二章で述べたように、住宅利用管理署は国有住宅の住居賃貸借契約の賃貸人としての地位にあり、右契約は入

居許可証の被交付者と入居許可証を提示された住宅利用管理署の間で締結される。その際、入居許可証が交付されるまでの一連の過程で手続違反あるいは市民に違法行為があつたことを住宅利用管理署が察知した場合でも、住宅利用管理署は当該入居許可証の無効確認訴訟の原告適格がないというのが、住宅利用管理署は原告とはなり得ない、ということの意味である。その理由として、住宅利用管理署は賃貸人とはなるが住居の供与についての問題を解決する機関ではないから、と説明される。<sup>(31)</sup> そうすると、論理的には、住居の供与についての問題を解決する機関が、想定の場合に原告となり得る、ということになる。すなわち、地方ソビエト執行委員会、同委員会の該当部局（住居分配部、等）、住宅フォンドの管理権を有する企業等の組織、および企業等の組織の管理当局または労働組合（委員会）である。<sup>(32)</sup> 要するに、被登録者たる市民は出てこないのである。

第二に、企業等の組織から地方ソビエト執行委員会へ移管された、あるいは出資参加方式で地方ソビエト執行委員会が統一注文者となつて建設された、住宅内の住居に空きが生じた場合、〈基礎24〉により、移管した企業等あるいは出資参加した企業等に居住条件改善必要者がある場合には、その者が第一番に入居することになつている（二章二節(三)参照）にもかかわらず、

地方ソビエト執行委員会がそれ以外の市民に右住居への入居許可証を交付した場合には、右入居許可証は無効とされるが、この場合においても、既出指導的説明によれば、原告としてあげられているのは居住条件改善必要者たる、企業等の組織の労働者ではなく、企業・施設・組織だけである<sup>(34)</sup>。

第三に、想定の場合とは異なるが、「裁判実務の概観」における次の指摘は想定の場合に原告適格が否定されることを示唆しているように思える。

「裁判所は、時折、当事者適格を有さない者の訴えを審理している。たとえば、ニコポリ市（ウクライナ共和国）人民裁判所は、共同フラット<sup>(35)</sup>に居住している市民Bの次のような訴え、すなわち（Bと）同一フラットに居住している家族Πによってなされた同一フラット内の部屋の市民Kとの交換の無効確認の訴えを審理した。市民Bは、家族Πが居住していた部屋に対し何らの権利も有さないにもかかわらず、人民裁判所は、Bの訴えを本案審理し、交換の無効確認請求を棄却した<sup>(36)</sup>」。

この記述は、要するに、交換契約の客体たる係争部屋に対してBは何ら権利を有さないからBには原告適格がない、ということ述べている。この論理は、入居許可証無効確認訴訟においても援用可能であろう。すなわち、係争入居許可証が無効で

あったとしても、右入居許可証の指示する住居に対して被登録者たる市民は何ら権利を有さないから原告適格なしということが可能である。

最後に裁判実務をみておこう。これもまた想定の場合の原告適格について否定的方向に向いていると言わざるを得ない。というのは、想定の場合において被登録者たる市民が原告になっている事案は皆無なのである。

順番が守られなかったという事案は一件あるが、原告は検事<sup>(37)</sup>である。また、市民の違法行為が問題となつた事案は七件ある（表IV参照）が（うち六件は家族構成員数を実際より多く申告したか否かが争点になった）、うち二件は、地方ソビエト執行委員会<sup>(38)</sup>が、二件は住居を供与した企業が、一件は住居を供与した企業の労働組合<sup>(40)</sup>が、残る二件は検事が、それぞれ原告となっている。また、順位違反以外の他の手続違反の事案においても二件を除きいずれも検事が原告になっている<sup>(42)</sup>。

問題は今除かれた二件のうちの一件である（いまひとつの事案は原告不明）。というのは、市民が原告になっているからである。もつともこの事案は、想定の場合と異なる事案であつて、その意味ではここでの検討対象からははずすことも可能な事案で

あるかもしれない。しかしながら、この事案の判決は、その理解のしかたによつては想定の場合にも決定的な影響を与えるものを含んでいと思われる。事実の概要は次のとおりである。

——原告の妻の勤務する企業が彼女に対して三部屋から成るフラットの二部屋を供与することを決定した。しかし、アナパ市（ロシア共和国クラスノダール道<sup>クライ</sup>）ソビエト執行委員会は居住面積一七・一平方メートルの一部屋のフラットを指示する入居許可証を交付した。これに対して原告は、右入居許可証に自分が含まれていないこと、および仮に自分を除外したとしても入居するのは妻と娘の二人であるから、居住面積規程に照らせば一七・一平方メートルを満たしていないこと、を理由に、右入居許可証の無効確認、ならびに原告および妻に二部屋の別住居の供与を認めて市執行委員会を被告として提訴に及んだものである（以上から明らかなように本件は、被登録者たる市民が他の——すなわち順位の異なる、あるいは抑々登録されていない——市民に交付された入居許可証の効力を争う事案ではなく、したがつて想定の場合と異なっている。原告が係争入居許可証に含まれていないことは、この場合、想定の場合と異なるという点に何ら影響を与えない。なぜなら、入居許可証に含まれていないということが、原告が妻とともに登録されていないと

いうことであれば、原告は抑々被登録者ではないということであり、また、原告が妻とともに登録されていたにもかかわらず入居許可証に含まれていなかったとすれば、本件は、入居許可証を交付された者と同順位にある者が入居許可証の効力を争うもので、異順位者あるいは未登録者に交付された入居許可証の効力を争う事案ではないからである）。

判決は、一審（クラスノダール道裁判民事合議部）、破棄審（ロシア共和国最高裁判民事合議部）とも、原告の請求は、住居の供与を求めるといふ民事上の債務に基づかない請求であるから、裁判手続では審査され得ない、すなわち裁判所が管轄権をもたない事案であるとして、原告の訴えを却下している<sup>(44)</sup>。

右判決は、原告の請求は民事上の債務に基づかない住居供与請求であるから裁判管轄権が及ばないと判示しているが、このこと自体は正しい。しかし、原告は住居供与だけではなく入居許可証無効確認もまた請求しているにもかかわらず後者に対する判示が全くない点に疑問が残る。けだし、入居許可証の無効確認は権利の存否の確認にほかならず、権利関係を基礎づける事実関係、いわゆる請求原因ではないのであるから、判示されてしかるべきと思われるからである。その意味で本判決は、判示すべき事項すべてには判示していない不完全な判決と言い得

ないではない。だが、もし本判決が不完全なものではないとすれば、本判決は、市民が原告となる場合において、入居許可証の無効確認それ自体は独自の訴訟物とはなり得ず、当該入居許可証の指示する住居に対する民事上の権利の存否の確認のみが訴訟物になる、ということを行っていることになるのではなからうか。とすれば、本判決は、被登録者たる市民が他の市民に交付された入居許可証の効力を争えるか、という想定の問題に對して、否と答えたことになる。なぜなら、被登録者が係争入居許可証の指示する住居に對して何ら権利を有していないことは明らかだからである。<sup>45)</sup>

さて、ここまで、想定された問題に對する解答を法律、準法律的文書および裁判実務に求めてきたが、その結果は次のように要約できる。すなわち、上述の資料いづれにおいても想定された場合の被登録者たる市民の原告適格を明確に否定しているものはないものの肯定しているものもない。だが、資料がさし示す方向はいずれも否定の方向に向いている。資料の中には、最後に示した判決のように、それをもとに行なう推論のしかたによつては明確に否定したものと理解可能なものさえある。加えて、想定の場合に被登録者たる市民が原告になつた事案は皆無である。以上の如き要約は、次のような結論を下すことを許

すであろう。すなわち、想定された場合において、入居許可証無効確認訴訟は、市民が自らのイニシアチヴに基づいて自らの利益を守るための道具にはなっていない、と。換言すれば、自らの利益の救済を図るためには、他の機関のイニシアチヴに期待するしかないのである。すなわち、本項一、二で述べた、行政機関に對する審査請求あるいは検事への訴願を行なうことで、これらの機関あるいはこれらの機関を通じて他の機関が、入居許可証無効確認訴訟を提起することを期待するしかないのである。このことは、権利救済にとつて否定的な影を落とさざるを得ない。行政不服審査制度にしても検事監督制度にしても権利救済にとつては限界があることは既に指摘したとおりだからである。要するに想定された場合においては、入居許可証無効確認訴訟も既に検討を加えた二つの制度と同様の限界を有する、と言わざるを得ない。

かくして、権利救済の観点から入居許可証無効確認訴訟一般を——想定された場合だけではなく——ながめるとき、積極的に救済機能を果すのは、民事上の権利の保護の局面、すなわち、入居許可証に指示された住居に既に存する賃借人が自らの住居利用権を不当に剝奪されることを防止するという局面においてしかない、ということになる。換言すれば、行政的・法律関

係においては、行政による、市民の違法行為に対する事後的規制、および、行政の自己規正が主要な機能であつて、行政外からの統制はひとり檢察機関に限られている状況である。したがつて、行政的法律関係における権利救済機能は極めて限定的でしかあり得ないといわざるを得ない。

## (四)

(三)では、住居利用権取得過程において市民の諸々の利益が侵害された場合の三つの主要な救済手続について検討してきたが、その結果、いずれの制度も救済のための制度としては十分ではないことが明らかとなつた。かくして、検事監督制度も含めて既存の行政救済制度が、市民の権利保護のための制度としては不完全なものである、という一般的認識は、各論としての住宅法の領域においてもまさに妥当していることが確認された。さて、そうなると、このような事態に対してソ連の住宅法研究者がいかなる態度をとっているかはもはや明らかというべきであろう。すなわち、行政的法律関係に属する住居利用権取得手続における権利侵害に対して司法的救済を導入すべきであるという点で一致しているとみてよい。ここでは、マルトウコヴィツチとバシンの見解を紹介しておこう。

マルトウコヴィツチは、憲法の規定する「住宅に対する権利」を「住宅の安定的に利用する権利」と「新しい住宅を保障される権利」に二分し、前者は主観的権利であるが、後者は、「主観的権利保持者になる可能性にすぎない」(傍点引用者)とし、後者の例として、居住条件改善必要者として登録されている地位をあげ、その地位それ自体は「一方主体に請求権を、他方主体にそれに照応する具体的住居の供与義務を生み出すものではない」と述べる<sup>(46)</sup>。ここまではいわば伝統的考え方の確認である。次に、改革論が述べられる。すなわち、「しかしながら、上述の可能性の実行は裁判的保護なしに放置されてはいない。その実行は、公務員および国家的・社会的機関の違法な行為によつて設けられ得る障害から保護されている。ソ連邦憲法第五八条はこのような行為を裁判所に提訴する、市民の権利を定めた。：公務員および行政機関の行為に対する審査請求の裁判所における審査手続は、法律によつて定められなければならないが、その手続は、あれこれの主観的権利の発生へ向けての過程における違法な障害を除去することが要請されている。このように、われわれの見解によれば、裁判所は住宅に対する憲法上の権利そのものを保護することはできないが、この権利の実現化を保護することができる」(傍点引用者)<sup>(46)</sup>。

引用から明らかのように、マルトウコヴィツチの見解は、特殊住宅法の領域にのみ関するものではなく、行政に対する裁判統制のあり方についての一般論としての性格をもっている。そして、その眼目は、裁判統制の根柢を主観的権利の侵害に限定するのではなく、違法性にまで拡大することによって、主観的権利なきところ裁判なし」ともいうべき従来<sup>49</sup>の考え方を打破しようとしているところにあるといえる。

マルトウコヴィツチが、どちらかといえば理論的側面から裁判統制の拡大を主張しているとすれば、いま一人の論者であるバシンは眼前の問題の実践的解決という側面から裁判統制の拡大を主張している。

すなわち、バシンは、社会的監督のもとでの公正な住居分配を支える一つの柱として、住居供与に関連して発生する紛争を効果的に解決する手続を設ける必要がある、として、次のように述べている。

「経験は行政手続による不服申立だけでは不十分であることを示してきた。居住面積の違法な分配に伴う紛争の除去において重要な役割を果さなければならぬのは裁判所である。しかしながら、〔住宅立法の〕基礎には、居住面積供与の違法な拒絶あるいは居住面積供与の違法な遅滞に伴う紛争の裁判的解決に

ついて何ら語られていない。連邦構成共和国の住宅法典は、具體的にかなる紛争が裁判所の権限に含まれなければならないかを定めることが望ましい。上述したことを考慮し、そしてソ連邦憲法第五八条に準拠することにより、われわれは、居住条件改善必要者として市民を登録することに対する住宅機関の拒絶、登録からの根柢なき抹消、および当該年度に住居の受け取りを待っている者の公表されたリストに含まれている者のフラット供与の順番の違反<sup>49</sup>についての事件は、裁判所の管轄とすることを含目的と考える。」

ここで興味深いことは、裁判的解決が図られるべきとバシンの列記する事項が、本稿第二章で解説した登録手続から供与にいたる一連の過程に及んでいることであろう。このことは、ソビエトの住居供与行政が一部の手続的段階というのではなく全般的に適法性違反に病んでいることを率直に示しているといえる。また、それゆえに、行政に対する司法的統制ないしは行政による市民の権利侵害に対する司法的救済の、来たるべき拡大そして「成熟」の推移を見守るうえで、住居供与行政の領域は極めて注目すべき領域といえよう。

(1) 本章において、権利、利益あるいは法的利益という時、

その意味するところは、憲法第四四条所定の「ソ連市民の住宅に対する権利」に基づいて発生する諸々の利益であるいは、民法部門および行政法部門の接点の一法領域としての住宅法的法律関係の中における市民の諸々の地位である。より具体的には、居住条件改善必要者として登録申請をなし得る地位、登録されているという地位、登録順位にしたがつて住居を供与される地位、ということになる。いかにも散漫な内容であるが、右に掲げた諸々の地位が何らかの意味において侵害されたと知覚した市民にいかなる救済の手立てがあるのかを検討するのが本章の課題である以上、さしあたり右のように説明しておくしかない。したがって、本章においては「権利」「利益」「法的利益」といったことばは厳格な区別なく使用される。

(2) 家屋に倒壊の危険がある場合に行なわれる行政手続による立退をさす。

(3) そのほか、一般市民がしばしば利用する権利救済手段としては、①ソビエト代議員への苦情申立、②上級ソビエトへの投書、③マス・メディアへの投書がある。①の苦情申立は、生産単位毎、あるいは地域毎に組織されて

いる代議員評議会あるいは個々の代議員に対してなされる (Cm. Orta. per. : Тихомиров Ю.К., Шегерев К.Ф., Правовые вопросы работы местных Советов, М., 1974, с. 76.)。モスクワ市の場合、ミクローライオン毎に、その面積に応じて八〜三〇人の代議員によつて構成される代議員評議会が組織されている(「ミクローライオン」概念については、渡辺満「ソヴェートの住宅政策(1)」『産業経済研究』(久留米大学産業経済研究所)一六卷三号一四四—一四八頁参照)。同市の代議員評議会は、住居供与行政の統制機関としても見逃せない存在と考えられる。同市において、居住条件改善必要者として登録されなかったり、何らかの理由で住居供与までの一連の手続が遅延していることに對し不満のある市民は、通常、代議員評議会に苦情を申し立てる、とされる (See, A. J. Dimaio Jr., *Soviet Urban Housing Problems and Policies* (New York, 1974), p. 128.)。苦情を受けた代議員は、関係機関に對し市民が提起した問題を再検討するよう要請する。この要請にしたがつて関係機関は必ず再検討を行なうといわれる(同上)。ここで注目すべきは、住居供与にかんする行政機関から何らかの不利な取扱を受けた市

民が、通常、代議員評議会に行く、ということと、関係機関によつて必ず再検討される、ということであろう。

このことは、モスクワ市の代議員評議会が、右の如き市民にとつて、諸々ある救済手段の中で最も利用しやすく、また、苦情の解消を得られることに對してそれなりに信頼し得る機関であることを示していると思われる。だが、違法な住居供与行政から市民を救済する制度として、代議員評議会制度は十分な制度か、といえ、やはりそこには一定の留保をつけなければならぬであろう。といふのは、特殊住居供与行政に限つたことではなくあくまでも一般論としての指摘であるが、代議員評議会には、いくつかの否定的側面、たとえば代議員が集団で活動するために責任の所在が不明確になりがちである、とか、本来、執行機関に対する統制的・指導的・助言的機能をもつべきはずのものであるにもかかわらず執行機関に事実上転化してしまう傾向がある、といったことが指摘されてゐて (См. Отв. дел.: Тихомиров, др., Указ. соч., с. 76-86) — もつとも、このような否定的側面は代議員評議会に必然的に伴うものであるとはいききれないし、ろ——このような否定的側面から住居供与行政の領域

だけが自由でいることの保障はどこにもないからである。

次に、②③の投書であるが、これらは、救済手段としては、第一次的あるいは正式なものではない。むしろ、既存の救済手続において救済されなかつた者が、最終的にとる苦肉の策といつていい。やや乱暴な比喩ではあるが、「駆け込み訴え」的色彩を帯びるものである。しかしながら、投書という方法は、日常的といつてよいほどに頻繁に使われる方法であつて、それによつて多かれ少なかれ救済が得られている、というのが現実である (市橋克哉「ソ連邦における司法審査(一)」『法政論集』九六号、三〇九、三一三頁、三一六頁註(8)参照)。このことは、とりもなおさず、既存の救済手続が救済手段として十分には機能していないことを物語つてゐる。だが、逆に言えば、既存の手続が十分には機能しない以上、市民の権利救済、ひいては行政に対する統制にとつて、「投書」は必要不可欠なものとなつてゐるともい得よう。そして、このことは法令にも反映されている。一九六八年のソ連邦最高ソビエト幹部会令「市民の提案、申請および審査請求の審査手続について」にはなかつた次のような条項

が、同法の一九八〇年の改正で追加されている。すなわち、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオのその他のマス・メディアの編集局から送られる、市民の提案、申請および苦情、ならびに提案・申請・苦情を伴う演説および出版物に公表された資料は、本幹部会令所定の手続と期間において、国家的機関、社会的機関、企業、施設および組織によって検討される」(一一条)。Сбор. законов СССР т. 1, с. 376. この規定は、形式的には、市民からの苦情を受けたマス・メディアが行政機関に対する審査請求(審査の対象となつてゐる処分を下した機関の上級機関への審査請求)の当事者となり得ることを定めてゐるにすぎない。しかし、このような規定が追加されたことには、行政機関に対する苦情をつづつたマス・メディアへの市民の投書が立法者にとつて無視し得ない数にのぼつてゐることが示されてゐるとともに、本来機能すべき救済方法が必ずしも十分機能せず、投書に頼らざるを得ないという点にある種の不健全さがあるとしても、だからといって投書を否定すべきではない、むしろ市民の権利救済あるいは違法な行政に対する統制のためには、投書を受けたマス・メディアの活動に法的根拠を与えることを通じて、

投書という方法が権利救済のためのひとつのチャンネルとなり得ることを承認せざるを得ない、という立法者の認識が示されてゐると言えよう。

- (4) 市橋克哉「ソ連邦における行政にたいする司法審査(一)完」『法政論集』九六号、三〇五―三七〇頁、九七号、一三八―二〇〇頁。小田博「ソヴィエト連邦・東欧諸国における行政の裁判的統制」『法協百年論集第二巻』有斐閣、一九八三年、四二―四六四頁。

(5) 『BBC СССР』, 1968, №17, с.144.

(6) 市橋前掲、九六号三〇九―三一〇頁参照。

(7) 小田前掲、四二六頁参照。

(8) 市橋前掲、九六号三一〇頁。

(9) 同右、九七号一九四―一九五頁

(10) 官沢俊義編『世界憲法集(第四版)』岩波文庫、一九八三年、三〇一頁。

(11) 市橋前掲、九七号一九五頁。

(12) 同右、九七号一九六頁。

(13) この例は、Bが新住居受け取り権を有する場合であるので、Bの住居の取り壊しは、国家的・社会的必要を理由とする土地収用に伴つてなされたものと思われる。こ

- の場合には、取り壊される住居の帰属にかかわらず、右住居の居住者は——一時的居住者、個人所有家屋における居住が一年に満たない賃借人を除き——新住居受け取り権を有する（口住<sup>137</sup>）参照、および《См. ВВС СССР》，1979, №2, с.19-20.）。
- (14) Применение законодательства об ответственности должностных лиц за нарушение порядка рассмотрения предложений, заявлений, жалоб граждан и преследование за критику (Обзор судебной практики), 《ВВС СССР》，1981, №5, с.28-29
- (15) 本文既出幹部会令「市民の提案、申請および審査請求の審査手続について」第九、一〇条。
- (16) Из практики прокурорского надзора, 《Социалистическая законность》，1970, №4, с.89.
- (17) Там же.
- (18) 一九六七年一月九日付ロシア共和国公共事業大臣命令によつて承認された「住居交換手続についての指示」第六条。См. Жилищно-бытовая работа профсоюзов, М., 1979, с.121
- (19) 《Социалистическая законность》，1976, №1, с.87.
- (20) 《基礎20》では、既述のとおり、たんに「大祖国戦争の時期に……出勤命令の出ている軍隊の中にいた者」とされていて、期間の制限は一切ない（本稿第二章第一節（二）参照）。
- (21) 《Социалистическая законность》，1983, №5, с.75.
- (22) 《基礎19》によれば、登録の原則は、地方ソビエト執行委員会においてなされることにあり、企業等に住宅フォンダがある場合には、企業においても登録が可能であるとされ、その場合でも申請者は希望により地方ソビエト執行委員会に登録を求められることができる、とされている。
- (23) Свод законов том 10, с.49.
- (24) 執行委員会副議会が警告の対象になっているのは、「住宅問題にかんする社会的委員会」の議長をつとめるのが、執行委員会副議長であることによると思われる（本稿第二章第一節（一）参照）。
- (25) 《Социалистическая законность》，1983, №4, с.75.
- (26) Г оршенва Н., Прокурорский надзор за законностью правовых актов исполкомов местных советов, 《Социалистическая законность》，1980, №12, с.32.
- (27) Свод законов т.2, с.9.

- (28) 《BBC PCФCP》, 1980, № 8, c. 5 - 6; 1978, № 9, c. 8 - 9; 《BBC СССР》, 1975, № 6, c. 36.  
 残る二件の原告は、それぞれ検事、入居許可証の示す部屋のあるフラットの他の部屋の賃借人、「共同住居」の賃借人が空いた部屋へ入居許可証の示す部屋に対する権利は自分にあることを主張した事案)である。《BBC СССР》, 1970, № 5, c. 15-17; 《BBC PCФCP》, 1974, № 7, c. 2.
- (29) 《BBC СССР》, 1983, № 1, c. 7 - 8.
- (30) 「裁判実務の概観」《BBC СССР》, 1984, № 1, c. 34.
- (31) Там же.
- (32) これらの組織または機関が原告適格を有することは、〈ロ民〉制定当初から言われている。См. Замитин В., Новое в судебной практике по гражданским жилищным делам, 《Социалистически законность》, 1964, №10, c. 24.
- (33) 《BBC СССР》, 1983, № 1, c. 8.
- (34) См. Там же.
- (35) 「共同住居」と同意「共同住居」については本誌三七卷一頁一〇六一—一〇七頁参照。
- (36) 《BBC СССР》, 1984, № 1, c. 34.
- (37) 《BBC PCФCP》, 1976, №10, c. 3. この事案は、本来住居を供与されない順位の被登録者に入居許可証が交付されたという手続違反のみならず、供与決定手続にも違反があった事案である。二章で述べたように地方ソビエト住宅の住居供与の決定に際しては、社会的組織の参加が必要であるが、本件では参加はあったものの、地域の労働組合委員の出席者八名中、供与賛成者は四名だけであった。したがって、仮に順番をとびこされて不利益を受けた市民に入居許可証無効確認訴訟の原告適格が認められたとしても、たんに順番をとびこされたというだけで無効判決を得られるか否かは、この事案からは明らかでない。
- (38) 《BBC PCФCP》, 1970, № 5, c. 11-12; 《BBC СССР》, 1975, № 6, c. 36.
- (39) 《BBC PCФCP》, 1973, № 1, c. 1 - 2; 1979, №10, c. 15-16.
- (40) 《BBC PCФCP》, 1976, № 4, c. 13-14.
- (41) 《BBC PCФCP》, 1981, №10, c. 12; 1982, № 1, c. 6 - 7.
- (42) 《BBC СССР》, 1984, № 4, c. 23-24; 1975, № 6, c.

35-36; 《БВС РСФСР》, 1976, №10, c. 3; 1974, №5, c.13-14; 1984, №10, c.13-14.

(43) 《БВС СССР》, 1975, №6, c.36.

(44) 《БВС РСФСР》, 1970, №8, c.2. 破棄審判決日付は、一九六九年二月二十九日。したがって、時期的には古い判決ではあるが、この判決は、一九六四年三月二五日付連邦最高裁總會決定(指導的説明)に則つたものであり、そして右總會決定の内容は「基礎25・4」および本文既出の一九八二年二月九日付連邦最高裁總會決定(指導的説明)にほぼそのまま受け継がれているので、現在の入居許可証無効確認訴訟のあり方を考えるうえで参考にできる事案である。

(45) 因に、訴訟要件の問題を捨象して実体面だけをみた場合、本件は入居許可証無効の事案であろうか。原告が入居許可証に含まれていなかった理由如何によると思われる。原告が抑々登録されていなかったとすれば、一七・一平方米の一部屋のフラットを二人で利用することが予定されていることになる。すなわち、一人あたり八・五平方メートルである。へロ住制定まで供与面積の上限たる居住面積規準は一人あたり九平方メートルであったから、おそら

く本件入居許可証は有効であろう。だが、原告が登録されていたらすれば、無効の可能性が高い。その場合には、原告も入居許可証に含まれていなければならず、したがって入居許可証交付手続に違反していることになるからである。また、交付手続以外の点でも否定的ファクターが増える。なぜなら娘が九歳以上であれば、夫婦を除く九歳以上の異性が同室に居住することになり(新法下ではこれだけで無効であるが、旧法の下では無効に作用する一ファクターにとどまるであろう)、また一人あたりの居住面積も五・七平方メートルとなり、供与の最低面積たる、当該居住地域において現に保障されている平均居住面積を下回っている可能性が高いからである(本誌三七卷一号一〇八頁註(11)参照、およびСм. Жилищно-бытовая работа профсоюзом, М., 1979, c.105.)

(46) См. например, Васин Ю.Г., Усиление гарантий защиты жилищных прав граждан, 《СГГиП》, 1982, №1, c.16-17; Марткович И.Б., Жилищное законодательство в свете конституционных норм, 《СГГиП》, 1979, №11, c.74-75; Прокопченко И.Г., Жилищное законодательство, 《СГГиП》, 1978, №5, c.57.

(47) Маркович. Указ. сою., с.74.

(48) Там же, с.74-75.

(49) Басин. Указ. сою., с.16-17. 引用からもわかるように、バシン論文は〈基礎〉制定後で未だ各共和国の住宅法典が作成されていない時期に書かれている。したがって、論者の説は各共和国の住宅法典作成に対しての提案という意味をもっているが、できあがった法典は論者の期待どおりにならなかったことは既にみたところである。

## 終章 総括と考察

本章では、ここまでの——とりわけ二章、四章——作業の総括としてソビエト市民の住宅に対する権利の特徴的な点を抽出し、そのうえで序章において示した視角に再び立ち返り、そこから改めてソビエト市民の住宅に権利“像”の把握を試みたい。

### 第一節 総括

一 まず、一九八〇年代に入って作られた、〈基礎〉に代表される新住宅法令が、従来のものとは比べいかなる点で変化したのか、という角度から現行ソビエト住宅法の特徴を確認しておこう。

結論的に言えば、今回の新住宅法令は従来のその枠組を根本的に変革するものではないが、したがって、従来との連続性<sup>(1)</sup>が極めて強い性質のものではあるが、従来からの変化の側面をみる限り、変化はいずれも住居の安定的利用および公正な住居分配に対する保障可能性を高める方向のものであった、ということが<sup>(2)</sup>できる。変化した点はおおよそ次の六点到要約できよう。

第一に、従来、政府決定あるいは最高裁判所の指導的説明によつて規制されていた事項の多くが、（基礎）および各共和国の住宅法典、すなわち法律によつて定められたことである。政府決定にしろ指導的説明にしろ、一定の規範性を有するものではあるが、その制定、改廃は手続的に容易であり、したがつてその時どきの政策が反映され易く——とくに政府決定の方はその性格が強い、あるいは場合によつては政策そのものといつてもよい——、それゆえに恣意に陥る危険もまた高い。したがつて、多くの事項が法律によつて定められたということは、政策介入あるいは恣意的行政に対して一定の歯止めをかけることを可能にするものであり、仮に規定内容自体に従来と比べ変化がなかつたとしても、権利保障可能性という意味ではたんに法源の変化以上の意味をもつ。とくに、このことがいえるのは、住居利用権取得手続についてである。へロ民<sup>（注）</sup>では住居利用権取得手続については、わずかに三程度しか規定がなかつたが、へロ民<sup>（注）</sup>では二〇条に及んでいる。なかでも、居住条件改善必要者として登録されるための規準、住居供与を待つ者にとつて切実な關心の対象のひとつと思われる、「いかなる市民が優先的に供与されるのか」という問題に対して法律が「第一順位権者」を列挙するという形で答えたこと、一般の被登録者と第一順位権者た

る被登録者が別々のリストに掲載されるとされたことは、公正な住居分配の保障を高めていくうえで重要な点であろう。

第二は、超過面積が独立の部屋の形で生じた場合、従来地方ソビエト執行委員会は右超過部屋を収用することができたが、そのような収用規定が廃止されたことである。既に述べたように、この改正は、賃貸人の一方的意思による契約の変更を阻止することで賃借人の権利を強めたものであり、また住居の「共同住居」化の抑止あるいは「一族に対し一独立フラットを」の原則の完全実施を阻害する要因のひとつを除去したものと理解できる。

第三に、居住条件改善必要者として登録されるに際し、従来は個人所有住宅の所有者および住宅建設協同組合住宅の居住者には一定の制限が加えられていたが、その制限が取り払われ、居住条件改善の機会が広げられたことである。すなわち、各共和国の住宅法典および登録・供与規則所定の登録要件は一般的なものとされ、右要件を満たす限り、いかなる住宅フォンドの住居に居住しようとも登録されることになった。

第四に、裁判手続の及ぶ範囲がわずかながら広げられたことがあげられる。この点は、入居許可証の無効確認訴訟と立退にあらわれている。前者については、従来、違法な供与決定（社

会的組織の参加のない地方ソビエト執行委員会のみによる供与決定、企業の管理当局のみによる供与決定、等）に基づいて交付された入居許可証のみが、法律上、無効確認訴訟の対象であった（ロ民296）が、〈基礎25・4〉は、登録申請から供与決定に到る一連の手続のいずれかの段階において違法行為あるいは手続違反があつた場合すべてが入居許可証無効確認訴訟の対象となつた。もつとも、〈基礎25・4〉の如き取り扱いは、既に一九七五年六月二十七日付連邦最高裁總會決定（指導的説明）にあることであつて、〈基礎〉において新しさが顕著というものではない。さらに、念のために付言しておく、〈ロ民296〉から〈基礎25・4〉への変化は、入居許可証の無効原因を広げるものであるが、したがつてその限りで裁判手続の及ぶ範囲が広がるものではあるが、市民の権利救済あるいは市民のイニシアチブに基づく住居供与行政に対する統制力を高めるものとは必ずしもなつていないことは前章でみたところである。しかし、それにもかかわらず、裁判手続の及ぶ範囲が法律によつて広げられたことにはそれなりの意義を認めなければなるまい。立退については、従来、勤務用住居および寮からの立退は検事の裁決を得て行政手続で行なわれることとされてきたが、これらの立退も一般の国有住宅と同様に裁判手続で行なわなければならないこ

とになつた。勤務用住居、寮といえども居住欲求充足機能を有し、住居というものが人間生活にとつて極めて重要な消費対象であるとするならば、簡便な行政手続よりも對審的構造を有し慎重に審理されることを期待し得る裁判手続による立退の方が利用権の安定にとつて好ましいことは言うまでもない。

第五は、立退に際して、他の住居の供与される場合が広げられたことである。国民経済の最重要部門の企業・施設・組織の住居からの立退および勤務用住居からの立退にこのことがいえる。前者については、従来立退原因が発生すると他の住居が供与されることなく立退くのが原則であつたが、〈基礎〉では立退原因が制限されるとともに、立退に際しては必ず「他の住居」が供与されることとされた。後者については、立退が認められる場合には他の住居の供与を伴わないというのが原則である点は現在もかわりがないが、例外として他の住居が供与されなければならない場合が広げられた。

最後に、従来、期限付きであつた国有住宅の住居賃貸借契約の存続期間（ロシア共和国の場合五年）が、法律上、無期限とされたことを指摘しておこう。もつとも、従来から、賃貸人による更新拒絶は実務上行なわれることはなかつたから、その意味では事実上無期限であつたが、そのことが法律によつて確認

されたことは、やはり無視できない重みをもつといえよう。

二 次に、従来から一貫している部分に着目して特徴的な点を掲げると次の七点に要約できると思われる。

第一は、国有住宅に居住している者で（既述のとおり新住宅法によりこの条件は除去されたが）居住条件の改善を必要とする者、換言すれば、社会的にみて必要な<sup>4</sup>居住条件を保障されていない者に対して所定の規準にしたがつて住居が供与されるという国有住宅の住居分配のあり方である。

だが、第二に、社会的必要性が住居供与の中核的基準であるとしても、それだけでは説明しきれない諸々の優遇・優先の制度もまた存在している。第一順位権者の設定、企業住宅における登録抹消・順位繰り下げにみられる不利益な取扱、国民経済の最重要部門の企業の住宅からの立退、追加面積利用権者の設定、などは、それらの中には、社会的必要の論理で説明し得るものもないではないが、大半がそれでは説明が困難ないしは不可能である。「労働に応ずる」分配の原理および諸々の政策を考慮に入れない限り説明し難いところである。なお、この点はソビエト市民の住宅に対する権利のあり方を考えるうえで重要な点である。次節で改めて検討したい。

第三に、居住条件改善必要者として市民を登録するか否かの

決定から最終的な供与決定にいたるまでの一連の決定に際して、社会的組織、労働組合の参加が義務づけられている。地方ソビエト住宅の場合は、「住宅問題にかんする社会的委員会」が参加し、企業住宅の場合には管理当局と労働組合委員会が共同で決定するということにより、公正な住居分配が行なわれることが期待されている。

だが、右の如き「参加」制度があれば公正な住居分配の保障として十分かといえそうではない。「公務員」、市民の違法行為、手続違反があつた場合、それらから市民の利益を事後的に救済するための制度が必要である。そのために行政不服審査制度・検事監督制度が設けられているが、実はこれらが事後的救済制度として十分なものとなっていない。これが第四の点である。そのため、住居供与行政に対する裁判統制の導入が必要とされている。

第五。賃借人およびその家族構成員が住居賃借人およびその家族構成員が住居賃貸借契約から発生する権利・義務を等しく享受・負担する。このことは、住居というものが、家族単位で利用され、かつ消費的性格をもつものであることのひとつの法的表現といえる。

第六。企業住宅であつても住居が一旦供与されると、——国

民経済の最重要部門の企業の住宅、勤務用住居、寮を除き——被供与者たる労働者が企業を退職することがあつてもそのことは、住居利用権の存続に何らの影響も与えない。この点は、わが国のいわゆる「社宅」と比較するとき際立った特徴といえる。

第七。国防省(等)の機関には居住面積確保の面で地方ソビエトおよび他の省庁にはない有利な地位が保障され、このことに支えられて退役・予備役も含めた職業的軍勤務者は住居供与の面で極めて優遇されている。住居供与にかんして設けられた各種優先制度の中で職業的軍勤務者は最も有利な立場にある、<sup>(5)</sup>といつてよ。

(1) 連続性については本節二参照。

(2) См. Басин Ю. Г., Усиление гарантий защиты жилищных прав граждан, «СПиП», 1982, № 1, с. 12.

(3) «ВВС СССР», 1975, № 5, с. 12-16.

(4) この用語法については、本稿・序章第二節二(本誌三七卷一号八八—八九頁)参照、および См. Герасимов Н. В., Общественные фонды потребления: необходимость, сущность, направление развития, Минск, 1978, с. 85-88.

(5) ただし、軍勤務者より供与が優先されるカテゴリーと

して「順番を待たずに」供与される者がある。天災により住居を失った者、「若い専門家」等がそれである。しかし、彼らは規定にしたがつて住宅が供与されなければ「宿無し」になりにかねない者であつて、したがつて、軍勤務者と同列には扱えない。また、「順番を待たずに」供与されることにはある種の補償としての意味がある。すなわち、天災で住居を失った者への住居の補償、「若い専門家」には本人の希望に反しても指定の地域で労働しなければならぬことへの補償という意味があると考えられる。要するに彼らは住居を供与されるにあつて既に一定の価値を喪失している者であつて、この点からも軍勤務者とは同列には考えられない。

## 第二節 考察

(一) はじめに

一 以上のように特徴づけられるところの、ソビエト国有住宅制度を本稿の視角から改めて見直すと、ソビエト市民の住宅に対する権利はいかなるものとして把握されるであろうか。この点を考察するのが本稿に課せられた最後の課題である。その

ための準備は既に序章においてなされている。それは、「社会主義社会における市民の住宅に対する権利のあるべき姿」を構想し、それを参照基準として対象を把握するという構えであった。もつとも、このような方法には、おそらくは、社会主義法研究の方法論のあり方そのものにかかわる本質的な批判があり得よう<sup>(1)</sup>。だが、この問題はここでは論じない。まずは本稿を大方の批判にさらすのみである。ただ、後に批判を受けるためにも本稿の立場を今少し鮮明にしておく必要はある。次の三点を指摘しておく。

第一に、「あるべき姿」とはいつてもそれは唯一絶対のものである。社会主義の成熟をみていない世界史の現段階においては、それは、多種多様であり得るはずのものひとつの構想でしかあり得ない<sup>(2)</sup>。そして、このような構想は、社会主義理論の深化・社会主義運動の動向・既に多様であるところの社会主義体制の変革過程のうち<sup>(3)</sup>に、絶えず反省を迫られるべき性質のものである。第二に、本稿の「構想」は、「労働に応ずる」分配の原理を起点として、そこから可能な限り論理的に演繹した結果の産物である。したがって、「労働に応ずる」分配の原理が「社会主義的なるもの」として承認される限り、右構想は一定の意義をもち得ると考えられる。第三に、「あるべき姿」を引

照基準にするといつても対象国ソ連の論者の見解を無視するということではない。一構想としての「あるべき姿」が絶えず反省を迫られるものである以上、それらは反省を得るための素材としてむしろ極めて重要である。また、対象のもつ具体的・歴史的规定性を探る手掛りを得るためにも重要である。

二 考察に入る前提として、ソ連社会は「社会的消費ファンド」<sup>(4)</sup>性格を有する住宅を必要とする社会であるか否かという問いに答えておかなければならない。

消費対象を「労働に応じて」分配することを基本に据える社会主義社会においては「社会的消費ファンド」的分配もまた要請されることは序章で述べたとおりである。だが、個々の消費対象がいかなる場合に「社会的消費ファンド」的性格を担うかは、実のところ必ずしも一義的とはいえない<sup>(5)</sup>。序章では、当該消費対象が次の二つの条件を満たした場合に「社会的消費ファンド」的分配が要請されるとした。すなわち、第一に、当該消費対象を十分に得られないことによつて、個人の生存、個人の能力の再生産および発展の可能性が社会的にみて不相当と考えられるほど制限されること、第二に、当該消費対象を得るのに必要な対価が労働所得に比して高額であるために、労働能力の相対的に低い者にとつて当該消費対象を取得する可能性が極め

て低いか不可能であること、である。そこで、ソ連の場合、住宅がこの条件を満たしているかがここでの問題である。

住宅は衣・食とならんで人間生活にとって不可欠の消費対象であるから、いかなる社会にあつても住宅が第一の条件を満たすことは自明といつてよい。問題は第二の条件である。ここでの判断の分かれ目は、個人所得のみによつて取得される住宅の取得があらゆる市民にとつて所得の多寡にかかわらず可能か、換言すれば、何らかの程度で国家ないしは社会が取得に必要な資材・資金等を負担する住宅と純粹に個人所得のみで取得される住宅のいずれを選ぶかがあらゆる市民にとつて代替的か否かにある。ここでは、サルキシヤンの見解を問ひの答えにかえよう。彼は、ソ連の住宅問題を解決する手段として国家による基本投資から国民への融資を増大させる方向に転換することによつて個人所有住宅あるいは住宅建設協同組合住宅（いずれも個人所得によつて建設されることが原則）を拡充させるべきとする説に反対して次のように述べている。「長期にわたつて住宅問題が最も尖锐な問題のひとつであつたというわが国の歴史的に形成された条件において、住民へのフラットの無償供与があらゆる家族への、とりわけ〔居住条件〕が十分に保障されない家族への住居保障にとつてあり得べき途として最も好まし

いことである。……住居を必要とする家族は、たいてい相対的に低所得者である。彼らは、住宅建設協同組合加入のための、あるいは個人的住宅建設のための必要な資金を思うにまかせないでいる。有償を基本とする住居の分配は、〔居住条件〕十分には保障されていない家族の条件改善可能性を著しく制限するであろう。」

この記述は、少なくとも低所得世帯にとつては、いかなる住宅フォンドの住居を取得するかについて選択可能性がないことを示している。<sup>(7)</sup>したがつて、全住宅フォンドの中で「社会的消費フォンド」的性格を有する住宅がどの程度必要なかはともかくとして、ソ連社会が「社会的消費フォンド」的性格を有する住宅を必要としている社会であるという前提に立つてよいだろう。

以下の考察は、序章第二節において示した筋にほぼ沿つて進められる。なお、そこで提示した論点のうち自由と選択については序章で述べたことおよび二章・三章で触れた以上に進むことができなかった。以下の考察対象から割愛せざるを得なかつたことをここで断つておきたい。

(1) おそらく、考えられる最も大きな批判は、現存社会主義体制のあり様が極めて多様な現在、仮に one of them としての構想ではあれ、そのようなものを立てること自体無意味ではないか、という点ではなからうかと思われる。この点についてはさしあたり次のように考えている。社会主義法研究が、地域の法の研究ではなく、具体的社会主義国の研究であつて、その主要な課題が社会主義にとつて普遍なるものと特殊対象がもつ特殊・具体的なものとのを分別し、その相関のうちに対象のあり方もしくは発展傾向をくみとることにあるとするならば、虚心坦懐に対象を見つめるうちにあつても、そこには何が普遍で何が特殊かを判断する視点が暗黙のうちに予定されていると思われる。本稿の「構想」もそのためのひとつの視点にはかならない。

(2) 「現在われわれは、いまだ社会主義的基本権の本質および原理に関して、充分に解明しうる歴史的条件の下にない。……それはいまだ未知なるものであり、言いかえれば、われわれは、いまだ社会主義的基本権の本質および原理に関して、様々の構想（社会科学に基礎づけられたそれ）を語ることが可能な段階にいるわけである。」（森

下敏男「社会主義的基本権の論理と体系」社会主義法研究会『現代社会主義憲法論』法律文化社、一九七七年、一五〇頁。

(3) 社会主義の三つの側面（思想・運動・体制）の関連については、藤田勇『社会主義社会論』東京大学出版会、一九八〇年、はしがき参照。

(4) ここで「社会的消費ファンド」的として、「」と「的」という語を用いたのは、序章第二節註(一)（本誌三七巻一〇九五頁）で行なつた「本節において、『社会的消費ファンド』というとき、その意味するところは、ソ連の『社会的消費ファンド』ではなく、社会主義社会においてかくあるべきものとしてのそれである」という注釈だけでは、なお誤解を生じるおそれがある、との反省からである。「」をつけたのは、それが筆者の構想する「社会的消費ファンド」であることを示すためである。「的」としたのは——奇妙なことながら——ソ連において住宅建設のための基本投資は社会的消費ファンドとはされず、建設された住宅の維持・管理費の一定部分だけが社会的消費ファンドとされていることを配慮したためである。因に、(経済)学説においては、住宅建設基本投資

を社会的消費ファンドに算入するか否かで説の対立がある。なお、この点につき、二瓶剛男「ソ連における『社会的消費ファンド』」東京大学社会科学研究所編『福祉国家２ 福祉国家の展開（一）』東京大学出版会、一九八五年、三四〇頁および三四一頁註（34）参照。

(5) マルクスは、かの「ゴータ綱領批判」の中で社会的消費ファンドの例示として病院・学校を掲げているが（マルクス『エンゲルス』『ゴータ綱領批判 エルフルト綱領批判』大月書店国民文庫二四頁）、病院・学校といえども必然的に社会的消費ファンドになるといえるものではない。というのは、それらが社会的消費ファンドであるためには、それらが個々の勤労市民に分配される前に社会的な規模で控除された生産物であるという前提がなければならぬ（この前提がないと、賃金ファンドと社会的消費ファンドの概念的区別ができなくなる。なお、См. Герасимов Н.В., Общественные фонды потребления: необходимость, сущность, направление развития, Минск, 1978, с.12-13.）が、この前提がなくとも病院・学校は成り立ち得るからである。たとえば、「労働に応ずる」分配によって一旦労働者に分配された部分の一部を労働

者が出資して、それによって学校や病院の建設・経営が行なわれるという形態（＝協同組合的形態）も考えられる。問題は、このような形態によって、社会的にみて必要と考えられる医療水準、教育水準をあらゆる市民に保障できるか否かにある。できるとすれば、その社会においては社会的消費ファンドたる病院・学校はなくてもよいはずである（もちろん、あつてはいけないということではない）。このように消費対象の性質から一義的に社会的消費ファンドになるか否かが決まるわけではない。

(6) Саркисян Г.С., Народное благосостояние в СССР, М., 1983, с.186-187.

(7) サルキシヤンの記述には具体的数字が出ていない。だが、以下の試算は、少なくとも住宅建設協同組合に加入することは、平均的所得の世帯においても必ずしも容易でないことを示している。

フラット一平方メートルあたりの基本投資額は現在一九〇ループリ程度と考えられる（См. Саркисян, Указ. соч., с. 83.）。組合員の融資は建設見積額の七〇％で残り三〇％は加入の際現金で納めなければならない（См. СН СССР, 1982, №23, ст.120.）。そこで四人家族が、居住面

積規準（一人あたり一二平方米）相当の住居を住宅建設協同組合加入によって得ようとする、一九〇ルーブリ×一二平方米×四人×〇・三、で二七三六ルーブリの現金が必要となる（建築費は総床面積で計算しなければならぬから実際はもっと高額になる）。ところが、預金者ひとりあたりの平均預金額は一九八四年で一二三二ルーブリ（*Национальное хозяйство СССР в 1984г., М., 1985, с. 402.*）であるから、仮に家族に二人の平均的預金者がいたとしても組合加入に必要な額には満たないのである。したがって、平均的所得の世帯といえども住宅建設協同組合加入は必ずしも容易とは思われない。さらに、若年層になればなるほど貯蓄額は減少すると思われるから、この点を考慮するならば、住宅建設協同組合への加入はさらに困難になると考えられる。もっとも試算の総建設費の返済方法を現在の七〇％融資年利〇・五％、二五年賦返済から、たとえば、全額融資、無利息、二世代にわたる返済というような方法に変えれば、組合加入可能者は増えるであろう。そして、実際上も、負担軽減の方向で改革される可能性を否定できない。現在の自己負担率三割は、最近四割から改められたものだからである（СII

СССР, 1982, №23, ст.120.）。また、地域によっては、住宅建設費の一定部分を国家が負担し、残額を住宅建設協同組合が負担するという形態が実験的に導入されている（См. Пытлаев В.М., Черонок грыжа в сфере расширения жилищ и потребности, 《ЭКО》, 1981, №9, с.60-61.）。この形態によっても組合加入者は増すであろう。もっとも、この形態は、もはや純粹の意味における住宅建設協同組合住宅ではない。国家的所有と協同組合的所有の融合形態ともいべきものである。分配の論理においても、労働原理と「社会的消費フォンド」的原理の融合ととらえられる。その意味で、右の実験は、今後のソビエト市民の住宅に対する権利のあり方および住宅政策のあり方を考えるうえで、極めて興味深い問題を提示しているといえよう。

## (二) 住居分配における平等

一 (1) 住居分配における平等というとき、そこで念頭に置かれているのは、国有住宅<sup>(1)</sup>（少なくともその一部）が「社会的消費フォンド」的性格を有しているか否かという問題である。

(1) でみたように、ソ連社会が「社会的消費フォンド」的性格

を有する住宅を必要とする社会であるとすると、この性格を担うべきは国有住宅ということにならざるを得ない。なぜなら、個人所有住宅および住宅建設協同組合住宅は、その建設に対し国家による何らかの「援助」(憲法第四四条)があるとしても、基本的に個人の労働所得に基づいて建設される以上、それらに「社会的消費フオンド」的性格を求めすることはできないからである。このような状況の中で国有住宅にこの性格が何ら存在していないとすれば、ソ連は住居分配における社会主義的平等が不十分な社会ということになる。ただし、「社会的消費フオンド」的性格を有する住宅が存在しないということになり、このことは、労働に応ずる分配から不可避的に生ずる不平等が排除されないまま存置されることにはかならないからである。

では、ソ連の国有住宅は「社会的消費フオンド」的性格を有しているといえるだろうか。

いえるためには、国有住宅の住居分配における市民の権利が、①無償、または有償であっても個人の能力の再生産および発展の機会と可能性の平等を侵さない限りでの有償で、分配される、②家族構成員数に比例して分配される、③各人の能力を再生産しさらに発展させるために「社会的にみて必要」とされる範囲で分配される、以上三つの要素から成り立っているといえる必

要があるが、結論からいえば、基本的に満たしているといつてよいであろう。

第一の要素については、何よりも家賃が低廉であること(家賃に占める家賃の割合が1%程度であること——三章一節(一))——は国による消費構造の差異を考慮に入れても極めて低廉といえよう<sup>(2)</sup>、また家賃が居住面積に応じつつも、賃金と扶養家族数を考慮して減額されるしくみになっていること(三章一節(1))から、それを満たしているといつてよい。

第二の要素も、居住面積は、居住面積規準に家族構成員数を乗じた面積を上限として、当該居住地域の国有住宅・社会的住宅において現に保障されているひとりあたりの平均居住面積に同じく家族構成員数を乗じた面積を下限として供与されることから、問題なく満たされている。

第三の要素については、やや疑問があるが、基本的に満たしていると理解しておきたい。ここでいう「社会的にみて」とは、ソ連社会に生きている者の目からみてということであつて、当然のことながら外部から評価できる性質のものではない。そこでソ連の論者にたよることになる。「社会的にみて必要な」とか「社会的必要性に依じて」といった用語をしばしば用いるのは経済学者であるが、彼らが「社会的にみて必要な」居住条件

を満たした住居の保障というとき、そこで念頭に置かれているのは国有住宅における居住条件改善手続における住居の供与である<sup>(3)</sup>。これを現行住宅法の立場から言い換えれば、供与の際に守られなければならない五つの条件(前記第二の要素を満たしていなければならぬ、とか、夫婦を除く九歳以上の男女が同居に居住せざるを得ない住居供与は禁止される、といった条件——二章一節(三)(1)を満たした住居供与が、社会的必要に応えた住居供与ということになる。要するに、居住条件改善必要者として登録されるという手続を経由して供与される住居は、すなわち社会的必要に応えた住居と評価されているのであって、われわれとしてはそれに従うしかない。

ところで、前段の冒頭で、やや疑問があると述べたが、それは、供与される住居は「社会的にみて必要な」範囲にたしかにあるとしても、「社会的にみて必要な」居住条件にない者に住居が供与されるというしくみには必ずしもなっていないことである。すなわち、居住条件改善必要者として登録されるための規準面積(一人あたり五平方メートル以下)を上回り、供与の際の最低面積たる当該居住地域の国有住宅・社会的住宅において現に保障されている平均居住面積(モスクワで一人あたり七〇九平方メートル)を下回った住居に居住している者には、住居交換か個人的

住宅建設を行なう以外、居住条件改善の途が閉ざされているのである。このことは、右の如き住居に居住する者は「社会的にみて必要な」居住条件を満たす権利を制約されていることを意味する。したがってこの限りにおいて「社会的消費ファンド」たる住居分配に対する権利の第三の要素を満たしていないといえる。しかしながら、にもかかわらず基本的に第三の要素も満たしているという理解に立つたのは、右の如き制約は、「社会的必要」の論理の特殊具体的事情たる住宅不足という要因に規定されたひとつの表現とみることが可能であると思われるからである。つまり、いまだ住宅不足を克服し得ず、そのため劣悪な居住条件を強いられている者も相当数いる状況にあつては、まずは最も劣悪な条件にある者、換言すれば社会的にみて最も改善必要性が高い者から居住条件を改善していかざるを得ないという正当化もそれなりに成り立ち得ると思われる。しかしながら、規定要因たる住宅不足が漸次改善される過程で右の正当化もその根拠を失っていくわけであり、その時には登録規準面積を上回り供与最低面積を下回った住居の居住者に対しても何らかの措置を講ずることが要請されよう。

(2) 以上のようにソビエトの国有住宅が「社会的消費ファンド」としての性格を基本的に有しているとしても、「社会的消費

「フォンド」の論理だけで説明可能か、換言すれば、国有住宅の住居分配は社会主義としてあるべき姿<sup>4</sup>、そのものといえるか、といえればそれはそうではない。そこには、労働に應ずる分配の論理の一定の浸透と種々の政策の反映がみられる。

(i) 少なくとも、①生産分野では長期間誠実に労働した労働者・職員に住居供与の第一順位権が与えられていること、②企業住宅の住居利用権取得手続において、被登録者たる右企業の従業員が理由の如何を問わず退職すると登録から抹消されること、および右従業員が労働規律違反等の違法行為を犯すと供与順位が繰り下げられ得ること、③国民経済の最重要部門の企業の住宅に住居する右企業の従業員は、正当理由なく依願退職したり、労働規律違反等の違法行為を犯したために解雇されると、「他の住居」を供与されるとはいえ、国有住宅の無期限貸与原則の例外として住居を立退かなければならないこと、以上三点には、被登録者ないし被供与者の労働へのかかわり方に対する考慮がみられる。これはある種の「労働に應ずる」分配とみてもよいであろう。

「社会的消費フォンド」的性格を有する住宅の分配においても「労働に應ずる」分配の原理が多かれ少なかれあらわれてくるであろうことは、序章において既に予感していたことであるが、

まずはそのとおりの結果であったといえる。さて、そうすると次の問題は、「社会的消費フォンド」的性格を基本的に有しているとみられる住宅の分配にある種の「労働に應ずる」分配があらわれていることをいかに理解すべきか、ということである。

ソ連の論者においてこの問題を正面から扱っているのは管見の限りリトフキンのみである。彼は次のように述べている。

「居住面積の利用についての諸規範は、労働と……住居の如き物質的福利の市民による消費とのかね合いに対するソビエト国家のコントロール制度である。この制度には、二つの相矛盾する原理、すなわち勤労ないし労働に應ずる福利の分配原理と人道主義的原理(人間生活における住宅の重要性に立脚する原理)——すなわち、平等と平準に基づく住居の消費的利用の原理——の複雑な総合コンプレックスが反映されている。<sup>(4)</sup>」

このように、リトフキンにおいては、住宅法は、労働に應ずる分配原理と人道主義的原理(後者は、筆者の言うところの「社会的消費フォンド」的分配原理にほぼ相当するものと理解してよいであろう)との弁証法として把握されている。この限りにおいて、基本的に「社会的消費フォンド」的性格を有することろの国有住宅において、一定の労働原理があらわれてくること自体については疑いもたれていないことがわかる。そうなる

と、次に問題になるのは、リトフキンが右の総合<sup>ゼンゴウ</sup>のあり方をいかなるものとして把握しているかということである。この点については、次のように述べられている。「二つの原則の相互作用は、現在質的に新しい法的状態にあるところの労働諸関係・住宅諸関係、の相互作用のうちに表現される。ソ連憲法は労働に対する権利の概念を具体化し(第四〇条)、住宅に対する権利を初めて定めた(第四四條)。住宅に対する権利に本質的なものとして内在しているのは、普遍性という法的性格である。すなわち、あらゆる者がその権利の名宛人となっていることである。

このことによつて人道主義的原則が強化されている。すなわち、各人は自らの居住条件を改善し住居を安定的に利用する権利を有する。ソ連憲法第四四條によつて居住面積の公正な分配原則が確立されている。かくして労働諸関係と住宅諸関係の相互作用は変更された。今や一九七七年憲法の採択までに生じていたような住宅諸関係から住宅諸関係の安定を阻害する労働諸関係の影響が奪われ、労働諸関係は、労働の先進分子に対する住宅に関する諸特典の供与……、あるいは満足に働かない者もしくはは正当な理由なく労働関係を「自ら」終了させた者に対する……不利な条件の設定という限度で影響を与え得るのみである。」<sup>(5)</sup>

(傍点引用者)

リトフキンのこの見方は、本稿において記述されてきた制度を念頭に置きつつ敷衍すると次のように要約できると思われる。

- ① 国有住宅の供与の際の一般的考慮事由として、従来、「登録された時期」とともに「社会的に有用な活動」も定められていたが、新住宅法においては「社会的に有用な活動」が考慮事由から削除された。この結果、住居供与の際の考慮事由は、法律上「登録された時期」だけになった。要するに、国有住宅の分配に労働の論理が入りこむことは原則として否定されたのである。原則という以上例外があるが、例外的に労働関係が作用する場合は次のようにより限定されたものとなった。すなわち、
- ② 国有住宅の供与において、労働関係が有利に作用するのは「第一順位権者」の一部の者<sup>(9)</sup>(典型的には「生産分野で長期間誠実に労働した労働者・職員」)に限定された。<sup>(10)</sup>
- ③ 労働関係が不利に作用する場合も企業住宅に限定された。
- ④ 住居利用権の剝奪という、最も不利に労働関係が作用する場合は、従来同様、省庁住宅の中の・国民経済の最重要部門の企業の住宅に限定されているが、その場合においても、従来「他の住居の供与なき立退」であったのが、他の住居の供与を伴う立退」とされ、したがって不利の程度が軽減された。

以上、①④がリトフキンの言わんとする総合ゴブツトのあり方である。要するに、人道主義的原理が強化され労働原理が弱められたわけであるが、ここで筆者の視角からして重要と思われるのは、彼が、右のようなあり方を規定する要因を憲法四四条のもつ「普遍的性格」に求めていることである。このことは、リトフキンにあつては、住宅法のあり得べき発展のしかたは「普遍的性格」の現実化の過程、すなわち人道主義的原理の強化の過程として観念されていることを示している。筆者の「構想」と軌を一にするものとして注目しておきたい。

しかしながら、リトフキンのような見方がソ連において一般的かという点、それは必ずしもそうとは言えない。別な論者は、次のような意見を述べている。

「〔労働規律違反等の違法行為を犯した労働者の供与順位が繰り下げられ得ることを規定した〕住宅法典第三四条は勤務先で登録されている市民に対してのみ適用される。しかし、すべての企業が住宅建設を行なったり、住居建設への出費参加をしているわけではない。住宅建設を行なわず出資参加もしていない企業企業の従業員の登録は地方ソビエト執行委員会によつて行なわれる。このように、勤務先で登録されている労働者と居住地で登録されている労働者とは、同一の違法な反社会的な行為を犯

しても異なる地位にある。前者は順位をよりおそい時期に繰り下げられ得るのに対し、後者にはそのようなことがない。したがつて、地方ソビエト執行委員会で順番を待つている者も、その者が労働している企業・施設・組織の管理当局と労働組合委員会の提案によつて順位が繰り下げられることを法律で規定すべきである」<sup>(11)</sup>。

この考え方は平等に対するひとつのあり得る考え方を示しているが、国有住宅の住居の供与を待つている者の立場を企業住宅のそれに引き寄せることによつて「平等化」を図ろうとするもの、すなわち労働の論理を強めようとするものであつて、リトフキンの考え方とは逆方向を向いている。このことから、住宅法における「社会的消費フォンド」的分配原理と「労働に応ずる」分配原理との結合のあり方にかんする現行法に対する評価をめぐつてはさまざまな変異のあることが予想される。したがつて、右二つの原理の結合のあり方も多分に流動的な要素を孕んだものとみておくべきであらう。<sup>(12)</sup>

(ii)「社会的消費フォンド」の論理によつても労働の論理によつて説明困難な優遇がみられる。たとえば、①戦争参加者、②職業的軍勤務者、③死亡した兵士の家族、④殉死者の家族、⑤子どもの多い家族、⑥農村の専門家、に対する優遇は、右い

ずれの論理によつても説明困難と思われる。<sup>(13)</sup>これらの優遇は、第二次世界大戦で最も多くの犠牲者を出したといわれる特殊ソ連の経験に由来する国民感情とでも言うべきもの(①)、危険への補償(②)、③、④、職務に帰因して家族を失なつた者への慰藉ないし補償(③)、④、人口増加政策(⑤)、都市と農村の格差是正政策(⑥)、といったものによつて説明されるものと思われる。

ところで、これらの優遇は本稿の視角からはどのように理解すべきであろうか。考え方の筋としては次のようになるものと思われる。「社会的消費ファンド」的分配がなされるべき領域に労働に応ずる分配が入りこむことは、社会的消費ファンドが労働に応ずる分配から不可避的に生ずる不平等を除去するために存在するものである限り、一定の矛盾を孕まざるを得ない。これに対し、右①〜⑥の優遇は労働の論理からは説明できないから、「社会的消費ファンド」の論理と両立し得ると一応みる事ができる。しかし、右に示した優遇される市民のうち①〜④は第一順位で、⑤は若い専門家に限つて順番を待つことなく住居が供与される以上、それらの市民の存在が一般の居住条件改善必要者への住居供与を遅らせるわけであるから優遇に一定の合理性が要求されると思われる。そして優遇が合理的だといえる

ためには、①〜⑤の市民に何らかの優遇措置がとられる必要があるとしてもその優遇が必然的に住居供与という方法でなければならぬとは必ずしもいえないから、所期の目的(国民感情の表現、専門家の農村への定着等)を達するうえで他のいかなる方法(たとえば金銭の供与)よりも優れているという条件が必要と思われる。このような角度から改めて①〜⑤の優遇について考へてみる必要があるであろう。しかし、この作業は優れて法社会的に行なわれなければならない本稿の限界をこえたものといわなければならない。

ともあれ、(i)(ii)から明らかのように、国有住宅の住居分配において「社会的消費ファンド」的分配が貫徹されているわけではない。まさに、この点に対象のもつ特殊具体的性格の一端が示されているといつてよいであろう。だが、この具体的性格の生成過程を、換言すれば対象の歴史的・具体的規定性を十分に明らかにすることは、本稿ではできない。そこで、ここでは、この問題の解明のために有効と思われる三つ視点を仮説的に提示し、今後の研究につなげたい。

第一は、住宅の需給関係のあり方である。ソ連においてそれは住宅不足としてあらわれている。そのため、住宅分配に際して何らかの優先規準を設定せざるを得ない状況に置かれてい

る。ここに労働に應ずる分配が入りこむ可能性が出てくる。とりわけ、住宅に対する「社会的必要」性の程度に甲乙つけ難い場合にはその傾向は強くなると考えられる。一九六六年制定のウクライナ共和国の居住面積分配規定の「他の条件が等しい場合、優遇されるのは、幹部労働者……当該企業・施設・組織で長期間勤務している従業員……である」という規定は、このことをよく示している。また、労働原理が従来より弱められた現行住宅法が、まさに住宅不足の徐々に改善されつつある過程(表II——本誌三七卷一号一〇五頁——参照)で制定されたことは、住宅不足が、住宅法に労働原理の反映していることの規定要因になっていることを逆に示しているといえよう。

第二は、労働に應ずる分配の具体的な方である。労働に應ずる分配はいうまでもなく搾取の廃止に基礎を置く、社会的正義の公正を示す原理である。と同時に、労働が「第一の生命欲求」とはいまだなっておらず「生活のための手段」としての性格を脱しきっていない段階(Ⅱ社会主義段階)では、労働に應ずる分配は労働に対する刺激策でもある。そして、刺激が十全に作用するためには、労働の量と質に應じた分配がなされなければならぬ。労働の量は労働時間と労働者によって産出される量によって測定され、労働の質は、当該労働の強度、複雑度、

労働の具体的種類の社会的意義によって規定される<sup>(18)</sup>。このような意味での量と質に應じた賃金格差が設定されることにより、労働に対する刺激効果が十全に発揮される。だが、そうでなければ刺激効果は減少せざるを得ない。二つの場合が考えられる。ひとつは、労働の量と質に應じた格差よりも実際の賃金格差が乏しい場合、いまひとつは、それとは逆に労働の量と質に應じた格差よりも実際の賃金格差の方が大きい場合である。前者の場合、質の高い労働への意欲が削がれ(主として、相対的に高賃金労働者の意欲が減退するであろう)、後者では、低賃金労働者の労働意欲が減退することになる。いずれにしろ、労働に対する刺激づけ効果は、社会全体から見れば減少することになる。まさに、このような事態に立ちいたったときに、「社会的消費フォンド」の分配に労働原理が入りこむ可能性が出てくると思われる。つまり、右の二つの場合についていえば、前者においては、たとえば、質の高い労働を刺激するために、質の高い労働を行なった者には、「社会的消費フォンド」の分配において優先権を与えるという形で、後者においては、たとえば、低賃金労働者の労働意欲を高めるために低賃金労働者の中で誠実に労働義務を尽くした者に同じく優先権を与えるという形で、「社会的消費フォンド」の分配に労働原理が入りこむのではないが、

ということである。

第三は、生産力の発展の過程で生ずる労働力の需給の調整の必要である。この点について経済学者であるセラシモフが次のように述べている。「生産力の発展は、より発達した経済的中心から、より発達していない経済的中心に向かって起こる。そして、このとき労働力の移動は、物質的生産力の移動と矛盾する。すなわち労働力は、より発達していないところからより発達した経済的中心へより大きな程度で移動するのに対して、生産力は反対に移動する。より発達していない地域に労働者を吸引し定着させるという問題が発生する。賃金を引き上げることによってより発達していない地域に労働者を吸引することはできず、彼らをそこに定着させるためには高賃金だけでは不十分である。生活条件の一般的改善、とりわけ社会的消費ファンドを發展させる……必要がある」<sup>19)</sup>。

セラシモフは社会的消費ファンドのこのような機能を同ファンドの主要な機能ではないが直接的な機能としている。だが、彼が同時に次のように述べていることにも注目しておきたい。すなわち、労働力の分配を規制する手段として社会的消費ファンドを利用するにあたっては極めて慎重であらねばならない。労働力の分配を規制することに社会的消費ファンドの基本的な

特有な使命はない。そして、社会的消費ファンドから得られる福利の総和が、労働部門および労働場所、技能水準または占められる職務上の地位に過度に依存することになれば、これらのファンドの分配は、労働に應ずる集団的・個人的分配の変種に部分的に歪められる。このことは、社会的消費ファンドの本質に矛盾する。なぜなら、他の部門、他の企業および他の勤労者カテゴリーにおける「各人は——能力にに応じて」という社会主義的原理の実現の経済的条件、が、悪化するからである。社会的消費ファンドの分配における省庁原理は社会的原理に勝つてはならない」<sup>20)</sup>。ただし、正論であろう。

二一では国有住宅の住居分配の平等をめぐる問題を、「社会的消費ファンド」的分配と労働に應ずる分配および諸政策との結合・緊張の關係としてどちらかといえば静態的にとらえてきたが、この關係をより動態的なものとみようとするととき考察されるべき論点として、(イ)省庁住宅の地方ソビエトへの移管、(ロ)企業ファンド住宅、(ハ)法律化されない、いわばナマの政策、がある。ここでは(イ)を取り上げたい(ハは次項で検討する)。

(1) 省庁住宅の地方ソビエトへの漸次的移管(以下、たんに「移管」とよぶ)政策は、省庁住宅の利用権取得および利用關係の存続においてあらわれる否定的作用(退職による登録抹消、

労働規律違反等の違法行為による供与順位の繰り下げ、国民経済の最重要部門企業の住宅で一定の場合にとられ得る立退)を漸次的に消滅させるものであり、また後述する企業フオンド住宅の存在に基づく企業住宅間および企業住宅と一般の国有住宅相互間に生ずるであろう居住条件の格差を解消させるものとして、平等の観点から注目に値する。<sup>(21)</sup>

「移管」については法律は次のように規定している。

「都市および都市型集落にある省庁住宅フオンド家は、ソ連邦大臣会議および連邦構成共和国大臣会議によって定められる手続きと期間において地方人民代議員ソビエトの管轄に漸次的に移管される。」(基礎 4・3)

このような「移管」構想は、〈基礎〉によつてはじめて打ち出されてきたものではない。既に一九五七年七月三十一日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦大臣会議決定<sup>(22)</sup>においてその萌芽がみられ、一九七一年の共産党中央委員会決定<sup>(24)</sup>において党中央の明確な方針とされ、同年出された最高ソビエト幹部会令<sup>(25)</sup>において定められていたものである。したがつて、「移管」はフルシチョフ時代からの懸案といつてもよいものである。しかし、前掲〈基礎 4・3〉のいう「ソ連邦大臣会議および連邦構成共和国大臣会議によつて定められる」新たな手続きはいまだ定められていな

い。したがつて、省庁が自らの住宅を地方ソビエトに引き渡すという意味での「移管」は、現在、新築省庁住宅の居住面積一〇%の地方ソビエト執行委員会への引き渡し(二章二節(三))にとどまつている。

このように「移管」の進みぐあいが遅いのはなぜか。ウクライナ共和国の例であるが、一九六三年に共和国大臣会議が、住居の少ない企業から住居を漸次地方ソビエト執行委員会に引き渡し一九六五年までに国民経済の最重要部門の企業の住宅を除いて「移管」を完了させることを省庁に義務づける決定を下したにもかかわらず「移管」は部分的にしか進まなかつたといわれる。<sup>(26)</sup>そして、この原因は、ひとつには、企業が引き渡しを拒んでゐるからであり、いまひとつには、すべての地方ソビエト執行委員会に企業から住宅を受け取りそれを適正に運営するための準備があるわけではないからであると説明されている。<sup>(27)</sup>文献からはこれ以上の説明がないのはつきりしたことはわからないが、おそらくは企業が引き渡しを拒むというのは、住宅を引き渡すことによつて果して自己の労働者に住宅を保障できるかどうか不安があるためであり、<sup>(28)</sup>地方ソビエト執行委員会に引き渡しを受ける準備がないというのは、——とくに小都市においてそうだと思われるのだが——住宅を受け取ることに

よって質量ともに増大する事務を処理する能力が地方ソビエト執行委員会に十分にはないからではないかと思われる。このうち地方ソビエト執行委員会側の原因については新住宅法においても何ら措置がとられていないが、企業側の原因に対しては、一、二章でも述べたように、「企業……により……執行委員会に引き渡された家屋の空いている住宅……は、……企業……の居住条件の改善を必要とする従業員が第一番に入居する」（基礎24・2）という形で企業の利害が考慮される規定が設けられている。もつとも、企業に居住条件改善必要者がない時点で執行委員会に引き渡した住居に空きが生じ、そこへ企業とは全く無関係の市民が入居した後に、新規採用・配転等により居住条件改善必要者が生じた場合には、右（基礎24・2）によつても、企業が自らの労働者のために住居を確保するという利益は保護されない。したがつて、今後「移管」のための手続きを定めた決定が出たとしても（もちろん、その決定的内容に依るところ大ではあるが）、（基礎24・2）があるからといって「移管」が円滑に進むとは必ずしも思われない。

ともあれ、事態の推移に注目しなければなるまいが、現状では、企業が自らの住宅を地方ソビエトへ引き渡すという意味での「移管」はいわば足踏み状態である。だが、国有住宅の地方

ソビエト住宅への一元化のために全く無策かというところではない。この要請にある程度応えるものとして、企業が住宅建設に出資参加し地方ソビエト執行委員会が統一注文者になつて行う建設方式（三七卷一号九九一〇〇頁参照）がある。この方式によると、建設された住宅が地方ソビエトの管轄になることが保障されるだけでなく、出資参加した企業の利益も、新規入居者は企業自身が企業労働者のために入居者を決定できる、以後住宅に空きができて企業に居住条件改善必要者がいる限り右の者の入居が保障される、という形である程度確保されることになる。また、この方式によると、企業フォンドはあるが住宅建設を行うには不足している企業にも住宅建設の途がある程度開けるため、企業フォンドの効率的利用に資するというメリットもある。このように、出資参加者による建設方式は実質的に「移管」の効果をもたらしつつ、企業と地方ソビエトの利害調整にも配慮したそれなりに考えられた制度といえる。だが、この方式が円滑に進むためには、企業フォンドを地方ソビエトに集中するための手続きの整備が決定的に重要であるが、このための手当ては、現在、管見の限り講じられていない（なお、三七卷一号一〇七一一〇八頁参照）。

最後に、実際に「移管」ないし国有住宅の地方ソビエト住宅

への一元化がどの程度進んでいるかみておこう。限られた資料ではあるが、それによれば、アルメニア共和国、ベロルシア共和国では都市住宅ファンドのそれぞれ八〇%以上、五〇%以上が地方ソビエト住宅であり、またモスクワ、レニングラードでは、個人所有住宅を除く住宅ファンド中、それぞれ七四%、八四%が地方ソビエト住宅である。<sup>(29)</sup>この数字から、大都市においては、かなりの水準で移管ないし国有住宅の地方ソビエト住宅への一元化が進んでいるものと思われる。これは、おそらく、都市の規模が大きくなればなるほど、住宅建設事業ひとつをとっても複雑な利益調整が必要とされ、その必要に部門機関ではもはや応えられないためではないかと思われる。

(2) 平等の観点から企業ファンド住宅のもち得る問題点は、企業ファンドの源泉が利潤であるために収益の高い企業の労働者とそうではない企業の労働者との間に労働に應ずる分配から当然に生ずる格差以上の居住条件の格差を生み出す危険があることであつた。しかし、企業ファンドによる住宅建設には、序章でも触れたように、企業の自主性を高め労働者の能動性を発揮させ得るであろうという積極的な側面もまたある。そこで、この積極面を損なわないようにして、企業間あるいは企業ファンド住宅と一般の国有住宅との間の格差をいかにして公正な範

囲に抑えるかということが問題になるわけである。

まず、一、二章で述べたように、企業ファンドによる住宅建設は認められている。したがって、その限りで企業ファンドによる住宅建設の積極面が保障されているといつてよい。とくに、一九八六年の第二七回ソ連邦共産党大会で承認された「一九八六—一九九〇年および二〇〇〇年までの期間のソ連の経済・社会発展の基本方向」では、「合同・企業・組織の(労働)集団の労働貢献に応じて形成される住宅建設ファンドおよび社会的・文化的施策ファンドによつての勤労者の居住条件・生活条件の改善の可能性を著しく拡大する」<sup>(30)</sup>とされており、企業ファンド(引用にある二つのファンドはいずれも企業ファンドの一部を構成する)<sup>(31)</sup>は労働者の居住条件改善のために積極的に位置づけられている。他方、企業ファンドによる住宅建設から生ずるであろう格差については、法律はそもそもそのような格差が生ずることを前提とした規定を置いていない。つまり、地方ソビエト住宅からか企業住宅からか、また企業住宅の特殊形態である企業ファンド住宅からのいずれから住居を取得するにかかわらず、取得する者は共通の登録要件を備えた者であつて(供与される住宅ファンドの違いによつて登録要件が異なるわけではない)、取得する住居も、たとえば面積について言えば居住面積

基準に家族構成員数を乗じた面積以下（ただし追加面積利用権がある場合には追加面積が加算され得る）であるという点で共通であつて、したがつておよそ国有住宅の住居を新規に供与される者の間に居住条件の格差は生じないという建前になつている。そしてこのような供与原則の保障機能は地方ソビエト執行委員会の監督に求められている。要するに、企業フォンドによる住宅建設は積極的に認めるが、建設された住居の供与については一般の国有住宅の供与原則を適用することによつて、企業フォンド住宅の持つ積極面と消極面の調整を図つてゐる。

しかし、実際には、企業間に居住条件の格差が存在しているといわれる。そして、このような事態は偶発的というよりむしろ構造的に生じるとみておくべきであらう。というのは、一般の省庁住宅においては企業の住居供与決定は地方ソビエト執行委員会の承認を要するのに対して、企業フォンド住宅の場合地方ソビエト執行委員会に供与したことにまつて事後通知すれば足りるため、企業フォンド住宅の供与に対する地方ソビエト執行委員会の監督権限は実質的には働かないといつてよいからである。したがつて、国有住宅の居住供与原則が企業フォンド住宅において守られる保障は実はないのである。加えて右の原則が侵害された場合は是正措置もないから、結果的に右原則の侵

害は法律的には違法だが實際上放置されてしまうことになる。このような事態をたんに立法の不備と片づけてよいのだろうか。この点を論じたものがないので断定は到底できないが、おそらくは、労働の論理と住宅不足という事情が背後にあるように思われる。二七回党大会の既出の引用部分に「集団の労働員献に應じて形成される住宅建設フォンド」という箇所は労働の論理を示している。つまり、企業フォンドによつて建設された住宅が一般の国有住宅より、広く快適であつたとしても、企業フォンドはあくまでも企業労働者の集団的労働の所産なのであるから、それは不平等とは見なさないという考え方があつてに思われる。住宅不足については、次のようなことが言えるであらう。すなわち、住宅不足の解消が緊要な課題であるために、あらゆる種類の住宅建設が促進される必要があり、その際企業フォンドによる住宅建設も例外ではなく、そして仮に企業フォンドによる住宅建設で居住条件に不平等な格差が生じたとしてもそれは住宅不足解消という大目標の前ではより小さな害悪でしかないという政策的配慮があるものと思われる。

(一) 一章で述べられたように、本稿で「国有住宅」というとき、特に断りのなき限り社会的住宅を含めた意味で使

用されている(三七卷一号一〇二頁参照)。

(2) わが国との比較について、望月喜市「家計簿からみた日本とソ連」北海道日ソ友好文化会館編『日ソ文化を考える』一九八二年、八三頁参照。

(3) См. Саркисян, Указ. соч., с.187; Герасимов, Указ. соч., с.45.

(4) Дитовкин В.Н., Нормирование использования жилой площади, «СПиП», 1985, №1, с.44.

(5) Там же.

(6) 一九六四年に制定されたロシア共和国の「住居を必要とする市民の登録および居住面積分配の模範規則」第一二条二項は、次のように定めている。「居住面積を受けとる市民の毎年のリストの作成に際しては、登録された時期、住居の必要度、社会的に有用な活動、ならびに該当政府決定所定の居住面積供与期間もしくは第一順位供与、が考慮される。」(Жилищно-бытовой работа профсоюзом, М., 1979, с.104.)

(7) 「社会的に有用な活動」のなかに、「労働」が含まれるか否かは、前註引用の条文からは、必ずしも明らかではないが、同規則同条三項にある、「居住面積受け取りの優

先権が与えられなければならないのは、順番を待っている(すなわち、登録されている)生産の先進分子、当該企業・施設・組織に長期間動続している労働者・職員である」(Там же)という箇所は、前註引用の同条二項の注意規定と思われる。したがって、「社会的に有用な活動」には労働も含まれると考えてよいだろう。また、一九六六年採択のウクライナ共和国の居住面積分配手続規定第一八条に類以の規定があるが、そこでは「社会的有用活動」の中に労働が含まれることは規定上ほぼ明らかである。同一の用語が共和国によって全く異なるとは考え難く、この点からも「社会的有用活動」の中に労働が含まれると考えるべきであろう。因に、ウクライナ共和国の規定は次のようなものである。「居住面積の供与に際しては市民の社会的に有用な活動が考慮される。他の条件が等しい場合、優遇されるのは、幹部労働者・生産の先進分子および合理化推進者・技師、当該企業・施設・組織で長期間動続している従業員……である」。См. Ланкоф С.Н., Лисиченко Т.Н., Фельдман А.М., Жилищно-строительное законодательство, Киев, 1975, с.173.

(8) 因に、現行法では、「住居の必要度」という考慮事由も

存在しない。「有用な活動」にしろ、「必要度」にしろ、その内容が曖昧であり、したがってこれらの考慮事由が削除されたことは恣意的な分配を抑制する重要な改正といえる。

- (9) 典型的には本文に掲げられた「生産分野で長期間誠実に労働した労働者・職員」であろうが、そのほか「社会主義労働英雄」「労働栄誉勲章」受勲者」も労働の論理でその優遇を説明できるであろう。なお本稿第二章一節註(24)(26)参照。

- (10) このことに関連して労働立法の基礎第五五条四項の「職務を首尾よく誠実に遂行する労働者には、社会的・文化的サービスおよび住宅生活サービス(療養所や休息の家の利用、居住条件の改善、など)において第一順位で優先権および特典が与えられる」という規定と〈基礎20〉の「生産分野で長期間誠実に労働した労働者」の関係が問題になる。すなわち、(a)企業住宅の場合は〈基礎20〉とは無関係に、「長期間」でなくとも、労働立法の基礎第五五条により「職務を首尾よく誠実に遂行する者」には第一順位権が与えられるのか、それとも(b)右五五条は、〈基礎20〉によって「長期間」の者だけに適用され

るべく限定されたのか、という点であるが、この点については、一九八六年四月二一日付連邦最高ソビエト幹部会令によって前者(a)であることが立法的に確認された。

См. «ВВС СССР», 1986, №17, ст.278.

- (11) Кунина С.И., Предоставление жилой площади в домах государственного и общественного жилищного фонда, «Правоведение», 1985, №6, с.86.

- (12) 以下に示すチエルネンコおよびゴルバチョフの発言も流動的要素を示唆しているように思われる。チエルネンコは言う。「われわれの社会では、人による人の搾取が根絶されている。……性別や民族にかかわらず全員に労働・休息・住宅に対する権利、医療・教育を無料で受ける権利、老後の保障に対する権利が同等に与えられている。……しかし、このことはわれわれの社会の社会的公正の側面ではない。社会主義の基本原則に明確に表現されているところのもうひとつの側面、すなわち「各人から能力に応じて、各人へは労働に応じて」もある。われわれはわれわれの生活全体を社会主義の高い要求水準まで引き上げることが目指している以上、この原則が首尾一貫して実際に適用されるようにする義務を負って

いる。わが国においては誰も、労働に応じた、報酬と福祉の分配、が最も公正なことであるということ疑わなしい疑う余地もない。反対にこのことからの逸脱が起こつたり悪名高い均等化がはびこるなら、必ずや良心の怒りをかい不正と受け取られるであろう。(傍点引用者) Черненко К., На уровень требований развития социализма, 《Коммунист》, 1984, №18, с.14-15. 同は、「公正」[справедливость]をキイ概念として、均等主義の排除、換言すれば労働に應ずる分配と「社会的消費フォンド」的分配の最適結合という考え方があらわれている。しかし、ここから(特に傍点部)同時に「社会的消費フォンド」的分配が行なわれている領域に労働原理を政策的に導入するという意図をくみとることも必ずしも不可能ではない。この点、ゴルバチョフ報告の次の一節にはより積極的なものを感じさせる。「勤労者の多くの提案において、公正の原則の実行における社会的消費フォンドの役割についての問題が掲げられている。……われわれは、このフォンドはけつして慈善事業のフォンドではないという立場に立っている。社会的消費フォンドは、教育・文化に対する社会の構成員の等しい利用機会の保障、子

どもの養育のための条件の平準化、あれこれの事情により一時的あるいは恒常的手当を必要としている人々の生活の軽減、において重要な役割を果している。と同時に、このフォンドは、熟練した誠実な労働に対する奨励・刺激のための手段でもある。党は、今後も社会的フォンドのさらなる増大とより効率的な利用の方針を推進していく。(傍点引用者) Материалы XXVII съезда Коммунистической партии Советского Союза, М., 1986, с.46. 問題は傍点部の意味である。教育の機会の保障、教育・医療の無償を通じて各人が自らの能力を高める機会を容易にすることによって各人の労働能力向上を刺激する(逆に言えば、各人の能力向上の機会がせまいために向上への意欲が減退するという事態を排除する)という意味にも解し得るが、むしろ、社会的消費フォンドを全体として増大させるとともに熟練労働者にはそこからより多くのものを与えると理解する方が素直な読み方ではなからうか。とすれば、国有住宅分配の領域においても今後労働原理が強化される可能性なしとはしないであろう。チェルネンコ、ゴルバチョフ両政治報告からも国有住宅の分配の今後のあり方については流動的とみておく方が現時

点では根拠があるといえよう。

(13) このうち、「子供の多い家族」に第一順位権が与えられていることは、必要の論理で一応の説明が可能かとも思われる。しかし、夫婦と子ひとりの家族が一二平方メートルの住居に居住している場合と夫婦と子四人の家族が二七平方メートルの住居に居住している場合を比べた場合、面積以外の条件が等しいとすれば、後者の家族の方が居住条件に恵まれていることになり、必要の論理では説明できなくなる。また、本文では掲げなかった、身体障害者、学者、芸術家に対する優遇も果して「社会的必要」の論理で説明可能か疑わしいところである。しかし、敢えて掲げなかったのは、それぞれ次のように考えることが一応可能と考えたからである。身体障害者については、一般の労働者は自らの努力により収入増を図ることが一応可能であり、したがって住宅建設協同組合への加入あるいは個人的住宅建設によって自らの居住条件を改善する可能性を有しているのに対し、第一順位権が与えられている身体障害者にはその可能性がないか極めて乏しい、ということがある。この点に、「社会的消費フォンド」が要請される不公正な格差を認めることによって、「社会的必要」

の論理による説明が一応可能なのではないかと思われる。学者・芸術家に認められている追加面積利用権については、根拠がさらに脆弱になるが、彼らの主たる仕事場所が住居であるために、純粹な居住空間のほかに仕事場所が必要である、とさしあたり説明しておきたい。もっとも、この説明にはかなり限界があることを認めなければならぬ。職場に研究室のある学者や自宅が仕事場に適さない芸術家（俳優、舞踊家、等）を想起すれば十分であろう。また、芸術家の場合、所定の団体（たとえば作家同盟）に属していなければ追加面積利用権を享有できないことも「社会的必要」の論理による説明を困難にさせる。そうなると、学者・芸術家については、彼らの知的・創造的労働の複雑性に根拠を置くある種の「労働」に応ずる「分配」という側面もまたあるように思われる。

(14) 前註(7)参照。

(15) マルクスⅡエンゲルス『ゴードン網領批判 エルフルト網領批判』大月書店（国民文庫）、二八頁

(16) 同右同頁

(17) См. Анцикин И.А., Экономические условия роста благосостояния советского народа, М., 1977, с.166.

- (18) Матер В.Ф., Уровень жизни населения СССР, М., 1977, с.179-180.
- (19) Герасимов, Указ. соч., с.68.
- (20) Там же, с.69.
- (21) だが、ソ連の論者は「移管」の意義を平等の観点からというよりもむしろ住宅政策の効率性の観点からとらえているようである。ある論者は「移管」の積極的意義を次のような点に求めている。①省庁住宅の場合、住宅を維持するための費用が企業や省庁においては通常乏しく、そのため省庁住宅の設備水準は全体として地方ソビエト住宅よりも低いという弊害があるが、「移管」によってこれを解消し得る、②右の弊害が除去されることにより統一的な技術政策が可能となる、③住宅建設投資を地方ソビエトが一括して使用することが「移管」により可能になるため、むだな支出がなくなり、地域における統一的な住宅関連サービスが可能となる、④以上の結果、住宅フォンドの増大、都市建設および住宅に対する住宅関連サービスについての問題を計画的・複合的に解決することを可能にする」と。См. Селгвин П.И., Право на жилище в СССР, М., 1983, с.63-64.
- (22) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам том 4, М., 1968, с.355-370.
- (23) 七条で「一九五八年以降、都市における請負によって行なわれる住宅……建設の注文者としての義務を執行委員会に負わせる」という方針が出されている。基本投資の所にかかわらず地方ソビエト執行委員会が注文者となる場合は、既に述べたように(本誌三七卷一号九九—一〇〇頁)建設された住宅は地方ソビエト住宅になる。
- (24) 《Правда》 от 14 марта 1971г.
- (25) 「都市および都市内区人民代議員ソビエトの基本的権利・義務について」第五条参照。См. Суд законов СССР том 1, с.297.
- (26) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с.26.
- (27) См. Там же.
- (28) この理由は、企業一般にいえることであるが、企業フォンド住宅をもつ企業の場合には、企業フォンドで建設した住宅を無償で執行委員会に引き渡すことへの抵抗という理由がさらに付け加わられると思われる。この場合、敢えて「移管」を推進しようとするれば補償問題に直面すると思われる。

(29) См. Селуриш, Указ. сод., с.63.

(30) Материали XXVII сесия КИЦС, М., 1986, с.313.

(31) 序章二節註(13)(三七卷一号九六頁)参照。

(三) 公正な住居分配の保障

(1) 参加

公正な住居分配のための手続的保障の主要な形態は、

a 社会的組織・労働組合の参加

b 行政不服審査制度

c 検事監督制度

に求められる。このうち、b、cについては四章で既に検討したところであるので、ここでは対象を参加に絞ることにする。

国有住宅の「国有」が社会主義的国家的所有を意味するものである限り、国有住宅の住居分配に社会の側からの何らかの意味での参加が要請されることは言うまでもない。それゆえ、地方ソビエト住宅の場合には「住宅問題にかんする社会的委員会」が、企業住宅の場合には労働組合委員会が、住居供与に到るまでの一連の決定に参加するしくみがとられている。では、右の参加は、公正な住宅供与の保障として十分な制度といえるのであろうか。その問題を地方ソビエト住宅の例で考えてみたい。

行政不服審査制度、検事監督制度が権利救済にとつて、あるいは公正な住居供与行政の保障として不十分な制度であり、そのためによりよい手続きとして期待される裁判統制の必要性が生じてきたということは、違法な行政に対する何らかの事後的規制を必要とする事態があつたからにはほかならないが、このような事後的規制が必要であるということは、とりもなおさず、事前的規制ともいふべき参加が十分に機能していなかつたことを逆に物語つていられると思われる。もつとも、「住宅問題にかんする社会的委員会」の参加により、通常は公正な分配が行なわれているが、たまたま違法があつた場合の統制力として行政不服審査制度や検事監督制度が十分に機能しないということであれば、社会的組織・労働組合の参加が公正に分配を保障する制度として十分ではないと言いきることに慎重である必要がある。

しかし、法令所定の参加のあり方には、参加のもつべき公正な住居分配を保障する機能を形骸化させる危険を内在させているように思われる。思うに、参加が公正な行政保障のために機能し得るためには、行政に対して参加機関に一定の独立性が保障される必要があると思われる。とくに、審議において発言権、提案権はあるが、決定権ないし是非についての投票権はない形

態の参加の場合には参加機関の独立は、決定的に重要であると思われる。けだし、独立が保障されていないとすると、参加機関は事実上決定機関の機関と化し統制機能を失うばかりか、違法な決定に対してまでも社会の「同意」の名のもとに権威を付与してしまうからである。

そこで法令をみると、参加手続について明らかなのは次の三点だけである。

——①地方ソビエト執行委員会のもとに「住宅問題にかんする社会的委員会」が組織される、②右「社会的委員会」は、議長を地方ソビエト執行委員会副議長とし、副議長を労働組合評議会の代表とし、その他地方ソビエトの代議員、社会的組織・労働集団の代表で構成される(以上ヘロシア規則5)、③「社会的委員会」は、居住条件改善必要者として登録を求める市民の登録を認めるか否か、および被登録者のうち誰に供与すべきかについて執行委員会に提案する(ロシア規則13、34)。

ここには、参加機関の独立性を保障する規定はないといつてよい。まず、「社会的委員会」の委員の出身母体は規定されているが、その任命ないし選出方法、出身別の構成比は定められていない。したがって、行政にとって好ましい者だけで「社会的委員会」を構成することも不可能ではない。因に、一九六四年

四月一五日のモスクワ市レニングラード地区ソビエト執行委員会の会議を傍聴する機会に恵まれたH・W・モートンは、「社会的委員会」の議長は執行委員会副議長であると同時に登録および居住面積再分配部の長であったと報告している。ある市民を居住条件改善必要者として登録するか否か、誰に住居を供与すべきかという問題を検討するに際してこれらの問題に最も精通しているであろう行政の該当局の長が「社会的委員会」のメンバーであることは必要な専門的アドバイスを適宜受けられ、審議の効率化を図れるメリットもあるが、反面、専門的知識を有する者がメンバーであるがために、「社会的委員会」の他のメンバーがその者の発言を無批判に受け入れてしまう危険もまたある。まして該当局の長が「社会的委員会」の長である場合にはその危険はさらに高まるというべきであろう。第二に、モートンの報告例と異なり該当局の長が「社会的委員会」のメンバーではないとしても、「社会的委員会」の提案の前提となる「社会的委員会」の審議、の独立を保障する規定がない。したがって、「社会的委員会」の審議に対して、行政が提案作成に必要な情報通知をこえて介入する可能性なしとしない。第三に、「社会的委員会」の提案が拒否あるいは無視された場合の措置が定められていない。もつとも、「社会的委員会」の提案の効力は勧告

でしかないという構造のもとでは「社会的委員会」と執行委員会の見解の対立を予定した規定はそもそも必要ないともいえる。しかし、「社会的委員会」の適法な内容をもつ勧告が拒否または無視されることは、「居住条件改善を必要とする市民の登録、居住面積受け取り順位の確定ならびに居住面積の供与は社会的コントロールのもとで公開原則を遵守して行なわれる」(ロシア規則5・1)とする「社会的委員会」設置の趣旨を揺るがすものであつて、そこには何らかの措置が必要であろう。最終的決定権が執行委員会に帰属する構造である以上、対等当事者を前提とした第三者による裁決という方法はとり得ないとしても、たとえば執行委員会が勧告と異なつた決定を下した場合には、その理由を提示するといった方法は可能と思われる。もつとも行政にとつて好ましい同意を調達するためだけに「社会的委員会」が組織・運営されているとすればそもそも執行委員会と「社会的委員会」の対立は生じ得ないであろう。そうすると、「社会的委員会」の提案が拒否された場合の措置が設けられていないのは、前述第一・第二の点の結果とも理解し得るかもしれない。

ともあれ、以上を要するに、現行の参加手続には、参加機関の独立性を保障する規定がないために、参加が形骸化する危険

が構造的にあるといつてよい。そのような状況の中で公正な住居分配を保障するために公開性を強化すべきであるとする主張があるが、それは根拠のあることといつてよいであろう。しかし、公開性を強化するといつても、それが期待どおりに機能するためにはそのための手続が自づから必要とされよう。参加の形骸化の危険の一因が参加機関の独立性を保障する規定の欠如に求められることをここで思い合わせると、つまるところ問題は、市民の利害にかかわる行政の決定が下される過程でいかに手続的正義を確立するかという点に帰着するよう思われる。

## (2) 政策と法律

ここでは、法律にしたがつた公正な住居分配の保障という観点から、いわばナマの政策と法律の關係について考えたい。したがつて、ここでは、住宅法に存在する労働力の浮動抑止であるとか農村への専門家の定着といった政策的課題を担つた規定は問題にされない。これらの政策的規定は、労働に應ずる分配から不可避的に生ずる不平等を「社会的消費フォンド的」分配により排除するという「あるべき姿」からは、それからのある種の「逸脱」と映るとしても、それらは政策的規定すなわち「法律化」された政策である以上、法律にしたがつた公正な住居分配という観点からは何ら「問題視」し得ないからである。

さて、政策と法律の関係をみてみると、そこには、次のような点が浮かびあがってくる。それは、法律が政策に対して開かれた構造をもっているということである。

具体的には、第一順位権者・「順番を待たずに」住居を供与される者を〈基礎〉が列挙する以外に、「ソ連邦および連邦構成共和国の法令によつて」(傍点引用者)定められるとされていること、正当理由なく依願退職した者あるいは労働規律違反等の違法行為を犯したために解雇された者がそこから立退かなければならないところの住居、の管理権者たる国民経済の最重要部門の企業、のリストが「ソ連邦大臣会議および連邦構成共和国大臣会議によつて」(傍点引用者)承認されるとされていること(基礎37・3)、追加面積利用権者が連邦の「法令によつて定められる」(傍点引用者)とされていることにこのことがあらわれている。法令 *zakonoharuchbo* とは規範性を有する文書一般をさすから、その中には法律だけではなく大臣会議決定や省令も含まれる。したがって、右第一順位権者等を定めるのは、法律でなくともよい、すなわち大臣会議決定でもよい、ということの意味する。ということとは、そのときどきの政策を住宅法に容易に反映させることを可能にしていることにはかならない。

もつとも権利保障の観点から言えば、第一順位権者、「順番を

待たずに」供与される者、追加面積利用権者の設定は受益的行為であるから——平等の問題を捨象すれば——権利侵害はなく、したがって政策のために開かれていてよい、とみることもできなくはない。しかし、国民経済の最重要部門の企業の設定は、——設定が「法令」ではなく明示的に「大臣会議」によつてなされるとされていることのみならず——侵益的行為であるから、このような行為を法律によつてではなく大臣会議決定できるとされていることは、権利保障の観点から極めて問題であると言わなければならない。この点に関連してさらに問題があるのは、大臣会議によつて承認される国民経済の最重要部門の企業リストが公表されていないこと、そしてまた、退職あるいは解雇の際立退かなければならないのは当該企業が右リストに掲載されたのちに同企業に就職した者だけではなく、右リストが効力を有している間に右企業で勤務している者すべてであることである。したがって、省庁住宅に居住している労働者は、自らがいつ、退職あるいは解雇に際して住居を明け渡さなければならぬ立場に置かれるのか、わからないという不安な状況にあり、場合によつては自らが全く知らないところで右のような立場に置かれているということもあり得るわけである。要するに住居利用権の喪失という深刻な事態を結果し得る、国

民経済の最重要部分の企業リストの作成、において社会的コントロールは一切働かないのであり、したがって、省庁住宅の住居利用権の存続に労働関係を不利に作用させるか否かといった問題については、政策に全くのフリーハンドが与えられているといつて過言ではない。

国民経済の最重要部門の企業の範囲が過去いくつかの決定によつて広げられてきたことは経験済みのことである。(三章二節(一)(2)参照)そして、周知のごとくソビエト国家が発展の「加速化」という課題に直面している現在、労働力の浮動防止のために企業の範囲がさらに広げられる可能性は否定しきれない。とすれば、住宅法における労働原理と「社会的消費フォンド」的原理の結合のあり方も前者の強化という方向で変移する可能性も否定できないということになる。したがって、ソ連市民の住宅に対する権利を定めた憲法四四条のもつ「普遍的性格」の現実化の過程もけつして平坦なものとはいえないだろう。

政策に関連しては、いまひとつ見落せない問題がある。それは勤務用住居の運用である。

既に述べたように、勤務用住居とは、勤務の性質上職場内もしくは職場の近くに居住する必要がある労働者に供与される住宅である(基礎39・1)。したがって、ある住宅が「勤務用」と

され、またいかなる労働者のそれが供与されるかは勤務の性質に決定的に依存することになる。また、勤務用住居の右のような性格から、勤務用住居を供与された労働者は、勤務用住居を供与した企業を理由の如何を問わず退職すると、勤務用住居の供与理由がなくなるから他の住居を供与されることなく立退かなければならない。このため、特定住居を勤務用住居とするか否かは、住居利用権の安定に影響を及ぼすので、勤務用とするか否かの決定は地方ソビエト執行委員会によつて下されなければならぬ、とされている。

だが、勤務用住居は必ずしも右のようなものとして運用されているわけではない。実に奇妙なことであるが、一九八二年五月二十四日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦大臣会議共同決定<sup>(5)</sup>によつてソフホーズ住宅が勤務用住居とされたのである(同決定二四條)。ソフホーズの労働者の勤務内容が、一九八二年を境として突如勤務用住居を必要とするものに変化したとは到底思われぬから、右決定は、勤務用住居は勤務の性質上職場ないし職場の近くに居住しなければならぬ者に供与される、とする(基礎39・1)に違反した決定と解さざるを得ない。さらに、右決定に基づいて執行されたソフホーズ住居からの立退は、右決定は法律ではないのだから、何人も法律の定めた手続によ

らずして住居を立ち退かされ得ない、とする(基礎7・4)に違反する疑いもある。しかし、連邦最高裁判所は、その指導的説明の中で、ソフホーズ住宅から他の住居を供与されることなく立退かなければならない者は右決定が出された後に退職した者である、と述べている。<sup>(6)</sup>つまり、右決定は法律に違反するものではないと解されているのである。

このように勤務の性質上必ずしも勤務用住居を必要としないところで、「勤務用住居化」が起こっているということは、勤務用住居が実は優れて政策的に運用されていることを示しているといつてよいであろう。この点ソフホーズ住宅の勤務用住居化は非常にわかりやすい例である。というのは、こうである。ソフホーズは、従来、国民経済の最重要部門企業とされていた(三章二節(一)(2))。したがって、(基礎)制定以前は、ソフホーズを退職したソフホーズ住宅の賃借人は、民事立法の基礎第六二条に従って、他の住居を供与されることなく立退かなければならなかった。しかし(基礎37・3)により、民事立法の基礎第六二条の効果は他の住居の供与を伴う立退となった。だが、この結果、ソフホーズ住宅においては、労働力の浮動防止という所期の政策目標が貫徹できなくなり、そこで、ソフホーズ住宅は、退職の効果が他の住居の供与なき立退であるところの勤

務用住居に変えられたものと考えられる。このような理解に誤りがないとすれば、ソフホーズ住宅だけではなく、他のいわゆる「国民経済の最重要部門の企業」においても、勤務の性質とは独立に勤務用住居化が起こる可能性を否定できない。そして、それが起こったとしてもそれは「合法的」なのである。

さらに、ソフホーズ住宅の勤務用住居化にみられるように、住居利用権の剝奪という利用権者にとっては最も深刻と思われる事態が法律によつてではなく政府決定によつてもたらされ得るということが、他の領域においても住居利用権の剝奪までは到らないにしても住居利用権者あるいは住居を取得しようとする者に対し何らかの不利益をもたらす措置が政府決定でとられる可能性なしとしないことをも示しているように思われる。そうすると、前節冒頭で述べた「新住宅法は住宅の安定的利用および公正な住宅分配に対する保障可能性を高めた」という評価にも留保をつけておく必要があるであろう。たとえば、新法の「輝かしい」改正点のひとつとしてソ連の多くの論者が指摘するところの超過面積の取用廃止にしても、実は取用を明示的に禁止する法律条文はないのであつて、したがつて、一定の場合に政府決定により復活する可能性を否定しすることはできないと思われる。

以上の考察から、序章で示した「スターリンの政治的な死以来、住宅法に対する政策介入が弱まり、したがって所定の手続の遵守が強まる傾向にあるが……住宅法上の一定の問題が政府決定により定められると法律に規定されているため、住宅法に政策を反映させることは依然容易である」というバーリーの見方は、新住宅法が制定された現在なお基本的に妥当性を有するものといわなければならない。

### (3) いわゆる「特権」と法律

主として亡命ロシア人、西側ジャーナリズムによってソビエト共産党のエリートは諸々の特権的利益を享受しているということが語られている。住宅もその例外ではない。たとえば亡命ロシア人M・S・ヴォスレンスキーは、特権的利益を享受している共産党のエリートを「ノーマンクラツラー」と称し、その著書『ノーマンクラツラー——ソヴィエトの赤い貴族——』(佐久間穆・船戸満之訳、中央公論社、一九八一年)の中で次のように述べている。

「これらの(ノーマンクラツラーの住む)住宅は大きい。時に最大八室もあることがある。特に大物のノーマンクラツリストは、ある階全部を手に入れる。ここでは二つの並び合った住宅が互いに結びつけられている」(二七八頁)。この記述の真偽の

程は問わないとして、ここではこの記述どおりの事態が事実上生じたと仮定した場合、それが法的にどう評価されるか、換言すれば、何らかの違法行為なくして右の記述の事態が起こり得るのかを検討する。「最大八室」という表現があるので、ここでは便宜上、一部屋一五平方メートルの部屋が八室ある住居を四大家族が利用しているという想定で検討する。

① 設例の住居が個人所有住宅又は住宅建設協同組合住宅の住居である場合には右の如き利用は違法である。いずれの場合も所有権ないし利用権が認められる面積は六〇平方メートルである(ロ民106)。ロシア共和国住宅建設協同組合模範定款第一六条<sup>(7)</sup>。だが、超過する六〇平方メートル(5m x 8m - 60m<sup>2</sup>)の取扱いは異なる。個人所有住宅の場合には他に譲渡しなければならぬ。譲渡がなされない場合には無償で国家に収用される(ロ民107・5)。これに対し協同組合住宅の場合には、(基礎、ヘロ住)、前記模範定款いずれにも超過が生じた場合の規定がないから違法ではあるが利用を続けることは可能と思われる。しかし、住宅建設協同住宅の住居への入居に際して、法令および定款違反がないか地方ソビエト執行委員会がチェックし、違反がある場合には入居許可証<sup>(8)</sup>の交付を執行委員会は拒絶できるから、そもそも設例の事態は執行委員会がその職務を全

うしていれば起こり得ないはずである。したがって、設例の如き事態は、少なくとも地方ソビエト執行委員会の職務怠慢という「違法」なき限り起こり得ない。

② 国有住宅の場合には、設例の住居がいかにも取得されたかという点を捨象すれば、そこに居住しているという状態それ自体に違法はない。法律は居住面積規準、追加面積利用権を定めているが、それらをこえた住居に居住していることを違法とするものではない。割増家賃をとられるだけで利用権自体に影響を与えないのである。また、超過面積の取用を定めていた旧法下でも違法はない。超過面積の取用は地方ソビエトの執行委員会の権利であつて義務ではないから、執行委員会が取用しないことは——道義的非難の対象たり得ても——法的には何ら違法ではない。

しかし、設例の住居が一般の国有住宅である限り、新規供与の場合、供与する側される側の少なくともいずれか一方に違法行為がなくして設例の住居を取得することは不可能である。なぜなら、設例の場合、賃借人家族に供与される最大面積は追加面積を考慮しても——追加面積はひとりあたり一〇平方米、家族に二人以上の追加面積利用権者がいる場合追加面積は二人分までしか認められないから——居住面積規準一二平方米×四

人十二〇平方米、すなわち五八八平方米でしかない（なお、設例では一部屋一五平方米であるから六〇平方米まで認められる）からである。したがって、たとえば、家族構成員数の詐称、贈収賄といった違法なくして設例の如き住居供与は起こり得ない。

ところが、設例の住居が勤務用住居の場合には事態が変わってくる。三章二節で述べたように、勤務用住居は利用者の居住条件改善のためではなく、労働者の労働義務遂行の条件として供与される。つまり勤務用住居は居住条件改善手続（居住条件改善必要者として登録にはじまる一連の手続）からはずれているのである。したがって、勤務用住居として供与される居住面積の大きさは当該職務の性質上必要とされる面積ということになると考えられる。ところで、ある住居が勤務用住居とされるためには地方ソビエト執行委員会の決定が必要であつた（基礎39・1）。そこで地方ソビエト執行委員会が当該職務には八部屋一二〇平方米の住居が必要であると判断し、設例の住居を勤務用とする決定を下すと設例の場合の住居取得および利用は全く合法的である。要するに、設例の如き事態が合法的なものとなり得るのは勤務用住居の場合だけである。もつとも、勤務用住居の場合であつても、八部屋一二〇平方米の住居を必要とする

職務が果してあるのか甚々疑問である。したがって、地方ソビエト執行委員会の当該住居を勤務用とする決定自体根拠のない違法なものとなる場合が通常であろう。とすれば勤務用住居の場合であってもその取得・利用が合法化されるのは、それがあり得たとしても極々稀な場合といわなければなるまい。しかしながら、地方ソビエト執行委員会の決定が実体的には違法ではあれ、一旦決定が下されればそれが取り消されない限りは、形式的には「合法的」であるから、執行委員会にこの決定を下させる事実上の力のある者にとっては、あるいは決定権限を自ら有している者にとっては「合法的」に広い住居を取得することは実は容易なことなのかもしれない。

ところで、ヴォスレンスキーの語るような極端な例はともかくとして、共産党のエリートが国有住宅の取得・利用において一般市民より有利な立場にあるということは法律上あり得るだろうか。共産党員というだけでは考え難い。しかしイヨツフェによればソビエトの公務員であれば、一般市民が住居供与を一定期間待たなければならぬところを何ら待つことなく住居を取得することが可能であるという。彼はその秘密を次のように説明している。

——〈基礎〉は第一順位権者を定めているが、〈基礎20・2〉で

「ソ連邦および連邦構成共和国の法令によって第一順位で住居を受け取る権利は他の市民カテゴリーにも供与され得る」と規定されているので、この規定を使って自らを第一順位権者にする決定を下す。これが第一の方法である。しかし、この方法は居住条件改善必要者として登録されている場合でなければ使えない。そこで登録規準面積をこえている住居に居住している場合には〈基礎21〉すなわち「住居が、天災の結果居住に適さなくなつた市民に対し、ならびにソ連邦および連邦構成共和国の法令で定められた他の場合に、住居は、順番を待たずに供与される」(傍点引用者)という規定を使ってこれまた自らを順番を待たずに、つまり登録手続を経由しないで住居を供与される市民にする決定を下す。こうしてソビエトの公務員は登録要件を満たしていなくても広く快適な住居を待つことなく取得する。ただし、「公務員」の下す決定は公表されない。<sup>10)</sup>

イヨツフェのいう公務員の範囲は、原典ではたんに Soviet officials としかされていないので明らかではないが、引用の〈基礎20・2〉〈基礎21〉いずれも連邦および連邦構成共和国の法令 (ЗАКОНАМИ ЦСРБ) —— 法律・政府決定・規範的アクトの総称) によって定められる場合としてるので、—— この法令によって当該問題の決定が地方ソビエトのレヴエルに委任されていない

い限り——イヨツフェのいう公務員とは、右法令を制定する権限を有する者、すなわち連邦および連邦構成共和国の大臣会議のメンバーということになると思われる。そして、このような公務員が自らのために決定を下すという行為には、少なくとも形式的には違法がない。〈基礎20、21〉の「他の市民カテゴリー」にしろ、〈基礎21〉の「他の場合」にしろ、いかなるカテゴリーでいかなる場合かということについての基準は形式上どこにもないからである。

以上を要するに、——イヨツフェの説明が正しいとすれば——ソ連の高級官僚には一般市民より早くかつ広い住居を「合法的」に取得する可能性が——その程度と頻度は問わないにしろ——あるといえる。しかし、このような可能性が現実化するということとは、国有住宅を一部の官僚が事実上私物化するものにほかならず、国有住宅が国家的所有の客体であって、国家的所有が一部の官僚集団による所有ではなくあくまでも社会主義的・所有でなければならぬとするならば、決して許されていない事態ではない。したがって、この可能性の現実化を抑制する装置が要請されるであろう。そのためには、おそらく、公開性（公表されていない決定の公開、公表されない決定の採択過程の公開、公表されない決定に基づいて住居を供与する地方

ソビエト執行委員会の供与実務の公開）の強化が最も焦眉の課題になってくるものと思われる。

(1) Henry W. Morton, "The Leningrad District of Moscow-An Inside Look," *Soviet Studies*, XX No. 2 (1968), 209.

なお、モートンの報告は旧法下の一事例であるが、現行法の「社会的委員会」の議長についての規定は従来と変化してないので、モートン報告の例は現在においても十分にあり得る事態である。

(2) См. Басин Ю.Л., Учение парангий защиты жилищных прав граждан, «СПИП», 1982, №1, с.16.

(3) Donald D. Barry, "Soviet Housing Law: The Norms and Their Applica Application," in D. D. Barry, G. Ginsburgs, P. B. Maggs eds., *Soviet Law after Stalin Part 1* (A. W. SJTHOFF-LEYDEN, 1977), 13.

(4) «BBC СССР», 1974, №5, с.40.

(5) СП СССР, 1982, №17, ст.93.

(6) «BBC СССР», 1983, №1, с.11

(7) Справочник для работников сельских и поселковых Советов, М., 1970, с.29.

(8) 住宅建設協同組合住宅の住居への入居に際しても入居許可証が交付される(口住118)。入居許可証の交付が入居の要件であることは国有住宅の場合と同様である。しかし、入居許可証の交付が民事上の権利の発生要件となっていないところが国有住宅の場合と異なる。住宅建設協同組合の場合との時点で民事上の権利が発生するのかわではないが、とにかく入居許可証が交付される以前に民事上の権利が発生すると考えられている。したがって、執行委員会の入居許可証交付拒絶を裁判で争うことができない。См. Прокопченко И.П., Жилищное и жилищно-строительное законодательство, М., 1986, с.232.

(9) Там же.

(10) Olimpiad S. Ioffe, *Soviet Law and Soviet Realty* (Dordrecht 1985), p.160.

### むすびにかえて

終章の考察から、住居分配の平等および公正な住居分配の保障について次のように要約することができる。

(1) 消費対象の分配の基軸を労働に应ずる分配にする社会主義社会においては、労働に应ずる分配から不可避的に生ずる不平等を排除するために、「社会的消費フォンド」が必要とされる。ソ連社会は「社会的消費フォンド」的住宅を必要とする社会で、そのような機能をもつべき住宅として国有住宅が考えられる。そこで、国有住宅の住宅分配が「社会的消費フォンド」的分配の三つのメルクマール、すなわち、①無償または社会の一部負担で、②家族構成員数に比例して、③各人の能力を再生産し、さらに発展させるために「社会的にみて必要」とされる範囲で、を満たしているかが問題となるが、基本的に満たしているといつてよい。しかし、「社会的消費フォンド」の論理だけでは説明しきれない面もまた存在する。ひとつには、「社会的消費フォンド」の論理とは対立する労働に应ずる分配が混入していることに、いまひとつは種々の政策が反映していることにそれは求められる。このような(国有)住宅法のあり方を規定する要因をさぐるためには、少なくとも次の三つの問題、すなわ

ち、住宅の需給関係、労働に応ずる分配の具体のあり方、生産力の発展の過程で生ずる労働力の需給調整のための労働政策のあり方の説明が必要と思われる。

(2) 公正な住居分配の保障ないしは権利保障のために、「社会的委員会」・労働組合の住居供与行政への参加、行政不服審査制度・検事監督制度、裁判、が準備されている。しかし、①参加のうち少なくとも「社会的委員会」については、参加制度それ自体に、参加の形骸化をもたらず危険が構造的に存在していること、②行政不服審査制度・検事監督制度には「市民が手続上の主体となる対審の手続構造」がないという構造的限界があり、かつ、経験も権利救済制度として不十分であることを示していること、③行政的法律関係に裁判統制が及ぶ契機はわずかに入居許可証無効確認訴訟に限られているが、右訴訟の実際上の機能も、既に適法な利用権者の存する住居に他の市民のために入居許可証が交付された場合の右利用権者保護、行政による自己規正、検事による適法性保障に限られているため、市民のイニシアチヴに基づく行政に対する統制の契機は極めて乏しいこと、から、既存の制度はいずれも公正な住居分配の保障ないしは権利保障のための制度としては不十分であるといわざるを得ない。加えて、住宅法自体が政策のために開かれた構造をもつ

ているために、裁判手続によつて保護されるべき主観的権利すらも脅かされる危険が存在している。

(3) このように、ソビエト市民の住宅に対する権利をめぐるては、克服されるべき課題が種々あるといわなければならない。しかしながら、これはこれでソビエト住宅法の改善 *совершенствование* の一到達点を示すものであり、さらなる改善の一過程とみるべきものであろう。対象はまさに変化しつつある。

まず、住宅法を支える物質的条件にかんじていえば、住宅不足は共産党の見通し通りに事業が進むと仮定すると今世紀末までに一家族に対し、一独立フラットの完全保障という形で解決が図られることになる。<sup>(1)</sup> また住宅法に固有の問題ではないが、行政に対する裁判統制が何らかの形で導入されることが決定されている。<sup>(2)</sup> 住宅法固有の領域では、住宅分配と家賃についての改正が日程にのぼつており、<sup>(3)</sup> また「基礎」が下位法令に委ねた事項についてはいつ法令が出てでも不思議ではない状況にある。その際、おそらく最も議論になるのは、超過面積に対する割増家賃の設定<sup>(4)</sup>とこれに密接にかかわる追加面積利用権者の範囲と追加面積の大きさの設定であると思われる。とくに後者は、既得の利益の剝奪を伴い得るものであつてその成行きが極めて

注目される。

既にある変化としては、住宅建設協同組合住宅の建設に企業フオンドをあてることを認めたことをあげなければならない。<sup>(5)</sup>この決定は、当面する住宅不足の解消促進のための一時的措置ともみえるが、従来、個人所得によって建設された、すなわち労働に應ずる分配の原理が貫徹されていた領域に一定の「社会的消費フオンド」の論理が導入されたことを意味し、それなり<sup>(6)</sup>の重みを認めなければならないと思われる。思うに、この変化には、「社会的にみて必要」な居住条件を獲得するのに必要な資金は、当該住宅が国有か、個人的所有か、住宅建設協同組合的所有かにかかわらず、国家が保障するという方向（この方向は究極的には、住宅所有のあり方を、国家的所有、国家的個人所有、国家的住宅建設協同組合的所有の三種に変化させると思われる）と、それとは反対に、国有住宅といえども「社会的にみて必要」な水準を国家の負担で保障するのではなく——その際、個人の労働所得の増大が前提とされなければならないと思われるが——基本的には個人または住宅建設協同組合の負担で保障されるべきで、それだけでは不十分な部分を国家が補助するという方向（この方向は、究極的には、住宅所有のあり方を、個人的所有、住宅建設協同組合的所有、国家的個人

的所有、国家的住宅建設協同組合的所有の四種に変化させるものと思われる）という二つの理念的可能性があるように思われ、これまた事態の推移が極めて注目されるところである。<sup>(6)</sup>いざれにしても、——おそらくは、住宅不足の解消が一定水準に達することが決定的引き金になると思われるが——右に示した諸々の変化の過程で、各住宅フオンドのそれぞれのあり方、あるいは、「社会的消費フオンド」の論理と労働に應ずる分配の論理の総合<sup>コンジテツヤ</sup>のあり方、をめぐって活発な議論が浮上してくると思われる。その時こそ、「社会主義社会においてあるべき、市民の住宅に対する権利のあり方」を改めて考え直す時であろう\*。

(1) 一九八六年三月五日に採択されたソ連邦共産党第二七回大会決定「一九八六—一九九〇年および二〇〇〇年までの時期におけるソ連邦の経済的・社会的発展の基本方向について」では、二〇〇〇年までに「実質上各家族に独立のフラットあるいは個人的住宅を保障する」という目標が掲げられている。住宅不足の解消という表現はとられていないが、これは、当面の住宅不足あるいは住宅問題の解決された状態を具体的に示すためと思われる。

Cm. Marephans XXVII Gsegra KICG, c.272.

- (2) 一九八七年一月二七日ソ連邦共産党中央委員会総会で、ゴルバチョフは、「市民の権利を侵害する、公務員の違法行為、を裁判所に上訴する手続きについての法律案が準備され、まもなく審議のために提案されるだろう。」と述べている。《Правда》 от 28 янв. 1987г.
- (3) СП СССР, 1986, №31, ст.162, стр.556.
- (4) 新住宅法起草過程で、住宅不足解消の一助として、保有されている超過面積をはき出させるべく、割増家賃を現在の通常家賃の三倍、から十二倍にすべきだという主張があったとされる。Ioffe, *op. cit.*, p.162. このことから現在の割増家賃は超過面積放出のためのインセンティブとしては不十分であることがわかる。
- (5) СП СССР, 1982, №23, ст.120.
- (6) 現在、住宅政策について、二つの考え方の対立がある。敢えて単純化すると、次のようになる。①社会的ミニマムは社会が保障し、それをこえた部分は各個人が負担する (Рутгайзер В.М., Человек труда в сфере распределения и потребления, 《ЭКО》, 1981, №9, с.61; Рывашевская Н., Шагалн С., Структура личного и общественного потребления в социалистических старанах, 《Вопросы

экономики》, 1975, №12, с.105.) ②社会的にみて必要な居住は社会が保障し、これをこえた部分は各個人が負担する (Саркисян Г.С., Народное благосостояние в СССР, М., 1983, с.187.) である。もっとも、「社会的ミニマム」と「社会的必要」が同じ意味であるとすれば、この二つの考え方に差異はない。したがって、果して両者が対立するものなのか否かには一定の留保が必要と思われるが、現在直面している住宅不足をいかに解決するかについては一定の対立が窺える。前者は、「勤労者はかなり高い金銭所得をもっている」(Рутгайзер, Указ. соч., с.57.) から、それらを住宅建設に向け得るような刺激を与えることによって(住宅建設資金の融資の拡大、返済義務の軽減、等を念頭に置いて)と考えられる。См. Там же, с.58-60.) 住宅建設協同組合住宅、個人所有住宅を拡大すべきである、と主張するのに対し、後者は、そういうことをすると、相対的低所得者の居住条件の改善がますます遅れ、また特に農村における居住条件の早急な改善のためには、国家による基本投資こそが必要である、という理由から、基本投資によって、無償で社会的にみて必要な居住条件を保障すべきと主張する。思うに、両者の

対立の底にあるものは、念頭に置かれている労働者イメージのちがいであると思われる。つまり、前者は平均およびそれ以上の労働者を念頭に置き、後者は低所得労働者を念頭に置いていると考えられる。したがって、主として低所得者には従来どおり国家的本投資によって住宅を保障し、平均所得者以上の者については現在よりも容易に住宅建設協同組合に加入しあるいは個人的住宅建設を行なえる条件を創出することによって、換言すれば、全住宅総建設費を一定として、その内部で国有住宅の比率を下げ住宅建設協同組合住宅および個人所有住宅の比率を上げるという方法ではなく、国有住宅の建設基本投資は現在の水準を維持しながら住宅建設協同組合住宅および個人所有住宅を増大させることによって現在の全住宅総建設費をさらに上げるという方法をとることによって、両者の対立は解消可能と思われる。因に、現在行なわれている住宅政策も、そのようなものと解してよいと思われる。

ところで、今後の住宅の存在形態を考えるうえで、ルトウガイゼルが、住宅建設協同組合住宅においても社会的ミニマムは国家が保障するという形態があり得る、と

述べている (Law No. 61.) ことは注目すべきである。

この構想のもとでは、国有住宅、個人所得に基づく住宅 (住宅建設協同組合住宅、個人所有住宅) という二形態のほかに、第三の形態として国家的住宅建設協同組合の住宅が存在することになる。実際に、この第三の形態の住宅建設は、既にサハリン州で実験され成功をおさめたとされており (Law No. 61.)、今後、広がる可能性をもっている。このことは、ソ連における住宅保障のあり方、ひいては社会主義的所有の新たな展開という問題までも提起しているように思える。事態の推移を見守りたい。

※ 本稿の既発表部分に記述の誤り、誤植、脱漏がありましたので、ここに謹んで訂正致します。

◎三七巻一号関係

・九五頁下段註(3) 「マックスIIエンゲルス」↓「マルクスIIエンゲルス」

・一〇五頁表IIの表題 「……の平均居住面積」↓「……の平均総床面積」、同じく表IIのA「総居住面積」↓「総床面積」、同じくC「平均居住面積」↓「平均総床面積」、同じく表中のAの56—60の「474.6」↓「474.1」

- ・一〇八頁上段九行目 「摘である。」↓「摘である。」<sup>(2)</sup>
- ・一〇九頁上段三〜六行目削除

◎三七卷三号関係

- ・三五二頁上段一六行目 「or 26 фев.」→「or 26 фев.」
- ・同頁下段一四行目 「新見」↓「新美」
- ・三五七頁上段二行目および一二行目 「ダンコース」↓「カ  
レールダンコース」
- ・三七二頁一一行目 「……達するか、または①男子で二十五  
年以上、女子で二十年以上勤続するか、のいずれか満たせば」  
↓「……達し、かつ②男子で二五年以上、女子で二年以上勤  
続することにより」

\* \*\* この二箇所の誤まりは、いずれも, жилая площадь (居  
住面積——台所・バス・便所・物置等の付属スペースを除いた  
面積)と общая площадь (総床面積——右付属スペースも含む  
面積)を混同するという初歩的なミスに由来するものであった。  
なお、該当箇所の記述については、森下敏男教授より「疑問」  
とされたところである (森下敏男「ソビエト法の現状分析序説  
——最近一〇年間(一九七六〜一九八五年)の判例にみる問題  
状況——」『神戸法学年報』, 第二号(一九八六年)、六六頁参照)。

紙上を借りて教授の御指摘に感謝する次第である。

教授の「疑問」を機に、新築フラットのモデル設計図から居  
住面積の比率を割り出してみた。По обшей пер. Рыбенко В.  
Р., Жилищное строительство в СССР, М., 1976, с.17-19に記載  
されている一九七一年以降のモデル二種類の総床面積に対す  
る居住面積の比率の平均を算出すると約六二%であった。仮に  
この比率をあらゆる住宅フォンドに適用可能とすれば、一九八  
〇年の一人あたりの総床面積が一三・四平方米(三七卷一号一  
〇五頁表II参照)だから、一三・四×〇・六二という計算で居  
住面積は八・三平方米という数字が得られる。この数字は、裁  
判例に表われた数字から計算された森下教授の調査結果と一致  
し(森下・前掲、六六頁参照)、また筆者が既に行った推定(三  
七卷一号一〇六頁参照——なお、筆者の推定は国有住宅と社会  
的住宅に限ってなされたものであるが)とも一致している。

(一九八七年六月脱稿)

Право граждан СССР на жилище : на примере  
государственного жилищного фонда (4)

Ю Синода\*

ВВЕДЕНИЕ

ГЛАВА 1 ПОЛОЖЕНИЕ ОБЕСПЕЧЕННОСТИ ЖИЛОЙ ПЛОЩАДЬЮ  
В СССР (Том 37, №1)

ГЛАВА 2 ПОРЯДОК ПРИОБРЕТЕНИЯ ПРАВА НА ПОЛЬЗОВАНИЕ  
ЖИЛЫМ ПОМЕЩЕНИЕМ (Том 37, №3)

ГЛАВА 3 ПРАВО НА ПОЛЬЗОВАНИЕ ЖИЛЫМ ПОМЕЩЕНИЕМ В  
ДОМАХ ГОСУДАРСТВЕННОГО ЖИЛИЩНОГО ФОНДА

§ 1 Основные права и обязанности нанимателя и членов его семьи (Том 37, №4)

§ 2 Прекращение жилищных правоотношений

(1) Основания прекращения права нанимателя или каждого члена его семьи на  
пользование жилым помещением

① длительное отсутствие

② неисполнение обязанностей, вытекающих из договора найма жилого  
помещения

③ лишение родительских прав

(2) Расторжение договора найма жилого помещения — Выселение из жилого  
помещения

① Выселение с предоставлением гражданам другого (благоустроенного) жило-  
го помещения

② Выселение без предоставления гражданам другого жилого помещения

(3) Выселение из служебных жилых помещений и общежитий

ГЛАВА 4 ПОРЯДОК ЗАЩИТЫ ПРАВ ИЛИ ИНТЕРЕСОВ ГРАЖДАН  
В ОБЛАСТИ ЖИЛИЩНОГО ПРАВА

ЗАКЛЮЧЕНИЕ

1. Принятое в первой половине 1980-х годов новое жилищное законодательство, в  
том числе и Основы жилищного законодательства Союза ССР и Союзных респуб-  
лик, по сравнению с прежним, расширяет права граждан в жилищно-

---

\*Ассистент юридического факультета Хоккайдского университета

правоотношении и возможность обеспечения этих прав. Это показывают следующие:

- (1) Ряд вопросов, которые ранее регулированы отдельными подзаконными актами, теперь регулируются законом;
  - (2) Отменилось правовое предписание об изъятии излишней жилой площади в виде отдельной комнаты, которое вызывало воспроизводство коммунального расселения граждан ;
  - (3) Для граждан, проживающих в домах ЖСК или домах, находящихся в личной собственности, была органичена возможность принятия на учет как граждан, нуждающихся в улучшении жилищных условий, теперь ст. 18 Основ предусматривает, что они наряду с гражданами, проживающими в домах государственного и общественного жилищного фонда, обеспечиваются жильем помещениями на общих основаниях ;
  - (4) Расширен круг вопросов, подлежащих разрешению в суде.  
Так ст.36 Основ предусматривает, что выселение из жилых помещений производится в судебном порядке. Выселение в административном порядке с санкции прокурора сохранено лишь в отношении лиц, самоуправно занимающих жилое помещение, и лиц, проживающих в домах, грозящих обвалом;
  - (5) Расширен круг случаев, когда выселяемому предоставляется другое жилое помещение. Раньше ряд предприятий важнейших отраслей народного хозяйства имели право выселять без предоставления другого помещения из находящихся в их ведении домов рабочих и служащих, получивших помещение в связи с работой в данном предприятии, а впоследствии уволившись по собственному желанию, вследствие нарушения трудовой дисциплины или за совершение преступления. Теперь Основы, сохраняя для таких предприятий право выселить в указанных случаях лиц, утративших трудовую связь, обязывают в то же время предоставить выселяемым другое жилое помещение;
  - (6) Срок пользования жилым помещением по договору был 5 лет. А согласно с Основами помещение предоставляется в бессрочное пользование. Хотя на практике наймодатель не пользовался своим правом отказать от возобновления договора на новый срок, предусмотренная в законе возможность такого отказа в известной степени лишала нанимателя уверенности в стабильности его прав.
2. В домах государственного жилищного фонда жилые помещения предоставляются следующим способом.
- (1) Жилые помещения предоставляются лишь гражданам, признанным нуждающимся в улучшении жилищных условий по установленной местным Советом норме (например, в Москве — не более 5М<sup>2</sup> на человека);

(2) Дома государственного жилищного фонда построены не за счет граждан, а за счет государства. Хотя наниматель обязан вносить квартирную плату, она покрывает  $\frac{1}{3}$  расходов на содержание жилья, остальная же их часть возмещается за счет государства. Благодаря этому удельный вес квартирной платы и платы за коммунальные услуги в бюджете семьи рабочего и служащего составляет около 3-5 % ;

(3) Жилое помещение предоставляется гражданам в пределах, установленном исполкомом местного Совета. Но жилая площадь на человека не может предоставляться менее средней обеспеченности жилой площадью в домах государственного и общественного жилищного фонда в данных населенных пунктах и более нормы жилой площади (в РСФСР —  $12M^2$  на человека).

Вышеуказанные выражают гуманистический принцип — потребительское использование жилья, основанное на равенстве граждан — советского жилищного права. Вместе с тем действует другой принцип — распределение благ по труду. Хотя трудовые отношения лишены дестабилизирующего влияния на жилищные отношения, как это имело место до принятия Конституции СССР 1977г., они могут воздействовать на условия при предоставлении жилищных льгот передовикам труда или создания неблагоприятных условий для осуществления важнейших жилищных прав тем, кто неудовлетворительно работает или прекращает по не уважительной причине трудовую связь. Вместе с тем надо подчеркивать следующее : даже когда работники прекратили трудовые отношения с предприятиями, предоставившими жилые помещения, они не утрачивают права на использование жилого помещения, что является одним из преимуществ советского социалистического строя. Таким образом вопрос о том, как изменится воздействие трудовых отношений на жилищные на будущее время, нас очень интересует, в частности с точки зрения социальной справедливости, которая в последнее время нередко упомянута в документах КПСС и политической и экономической литературе.

3. С точки зрения гарантии прав граждан и социалистического демократизма советское жилищное право имеет следующие неразрешенные проблемы.

(1) Например в РСФСР Примерные правила учета граждан, нуждающихся в улучшении жилищных условий, и предоставления жилых помещений предусматривает, что учет граждан, нуждающихся в улучшении жилищных условий, установление очередности на получение жилой площади, а также ее распределение осуществляются под участием общественных организаций и с соблюдением гласности. Но о конкретном порядке для участия и гласности ничего не установлено. В результате недостаточно общественного контроля за справедливость в распределении жилья.

(2) Закон поручает регулирование некоторых вопросов исполнительным органам.

Так ч.2 ст.20 Основ предусматривает, «законодательством Союза ССР и союзных республик право первоочередного получения жилого помещения может быть предоставлено и другим категориям граждан», и ч.3 ст.37 Основ — списки предприятий, имеющих право выселять работники, прекратившие трудовые отношения с ними, «утверждают Советом Министров СССР и советами министров союзных республик».

- (3) Опыт показывает, что одного лишь обжалования в административном порядке недостаточно для защиты прав граждан. В связи с этим, немалые ученые утверждают, что важную роль в разрешении конфликтов, связанных с неправильным распределением жилой площади, должен играть суд.

(окончание)